

令和8年6月2日から
令和8年6月3日まで

標茶町議会 第2回定例会会議録

於 標茶町役場議場

令和 8 年標茶町議会第 2 回定例会会議録目次

第 1 号（6 月 2 日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
厚生文教委員会所管事務調査報告	8
標茶町財政健全化調査特別委員会所調査報告	10
一般質問	15
櫻井一隆君	15
鴻池智子君	22
長尾式宮君	26
深見迪君	37
渡邊定之君	47
類瀬光信君	50
鈴木裕美君	58
松下哲也君	62
報告第 2 号 専決処分した事件の承認について	64
延会の宣告	70

第 2 号（6 月 3 日）

開議の宣告	75
報告第 3 号 専決処分した事件の承認について	75
報告第 4 号 専決処分した事件の承認について	76
報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書の調製について	82
報告第 6 号 建設改良費繰越計算書の調製について	84
議案第 28 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	84
議案第 29 号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	87
議案第 30 号 標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	93
議案第 31 号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	95
議案第 32 号 財産の取得について	96

議案第 33 号	財産の取得について	98
議案第 34 号	釧路町村公平委員会の選任について	100
議案第 35 号	釧路町村公平委員会の選任について	100
議案第 36 号	釧路町村公平委員会の選任について	100
議案第 37 号	令和 8 年度標茶町一般会計補正予算	101
議案第 38 号	令和 8 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	101
議案第 39 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 40 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 41 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 42 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 43 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 44 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 45 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 46 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 47 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 48 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 49 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 50 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 51 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 52 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 53 号	農業委員会委員の任命について	103
議案第 54 号	農業委員会委員の任命について	103
議員提案第 1 号	標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	105
議員提案第 2 号	標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について	106
意見書案第 3 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実 ・強化を求める意見書	107
意見書案第 4 号	殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書	108
意見書案第 5 号	急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書	109
意見書案第 6 号	令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	109
意見書案第 7 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充と ゆたかな学びを求める意見書	110
意見書案第 8 号	すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	111
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）		111
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）		111
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）		111

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	111
議員派遣について	111
日程の追加	112
議案第 37 号 令和 8 年度標茶町一般会計補正予算	112
議案第 38 号 令和 8 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	112
(議案第37号・議案第38号審査特別委員会報告)	
閉議の宣告	113
閉会の宣告	113

令和8年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和8年6月2日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 5 標茶町財政健全化調査特別委員会調査報告
- 第 6 一般質問

報告第2号 専決処分した事件の承認について

○出席議員（12名）

1 番 深 見 迪 君	2 番 櫻 井 一 隆 君
3 番 本 多 耕 平 君	4 番 鈴 木 裕 美 君
5 番 鴻 池 智 子 君	6 番 齊 藤 昇 一 君
7 番 黒 沼 俊 幸 君	8 番 長 尾 式 宮 君
9 番 松 下 哲 也 君	10 番 渡 邊 定 之 君
11 番 類 瀬 光 信 君	12 番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	長 野 大 介 君
企 画 財 政 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 参 事	石 黒 敬 一 郎 君
行 政 財 政 改 革 推 進 室 長	内 藤 政 夫 君
町 民 課 長	三 船 英 之 君
町 民 課 参 事	小 林 雅 美 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君

農委事務局 長	
観光商工課 長	石 川 淳 君
育成牧場 長	山 崎 浩 樹 君
建設水道課 長	菊 地 誠 君
病院事務 長	村 山 新 一 君
やすらぎ園 長	若 松 務 君
教 育 長	青 木 悟 君
教委管理課 長	神 谷 学 君
指導室 長	鳴 野 雅 之 君
社会教育課 長 兼	菊 地 将 司 君
中央公民館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局 長	齋 藤 和 伸 君
議 事 係 長	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから、令和8年標茶町議会第2回定例会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

5番・鴻池君、 6番・齊藤君、 7番・黒沼君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月3日までの2日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月3日までの2日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の4点について補足いたします。

1点目は、町職員の懲戒処分についてご報告申し上げます。

このたび、本町の40代の男性係長が公務外において、町内の任意団体の運営資金を着服するという重大な不祥事を引き起こしました。この事件は役場組織の信頼を大きく損ねるものであり、極めて遺憾に思っております。本件に関する経緯を詳細にご報告し、町議

会及び町民各位に心からお詫び申し上げます。今後、このような事態が再発しないよう、組織全体で信頼回復に向けて取り組んでまいります。

当該不祥事の概要につきましては、令和7年度に町内の任意団体で事務局長を務めていた、令和7年4月から令和8年3月までの間に複数回にわたり預金通帳を不正に管理し、合計69万4,500円が引き出され私的流用されたことが明らかになりました。この団体は町から補助金を受けており、その資金は傘下団体へ交付されています。しかしながら、令和7年度分について年度末になっても振り込みが実行されなかったため、通報を受けた町の担当課が聞き取り調査を行い、その結果として私的流用が確認されました。着服・流用された全額はすでに弁済されていますが、この任意団体は多くの収入が町の補助金によるものであるため、公務外ということで、公金または準公金ではないものの、この事態が町民に与えた影響を重く受け止めています。

聞き取り調査後には、本人に顛末書の提出を求め、その中でも事実を認めました。この結果を踏まえ、4月24日に標茶町懲戒審査委員会へ諮問し、町の懲戒審査要綱と照らし合わせた検討結果として懲戒免職が相当であるとの答申がありましたので、4月30日付で懲戒免職処分といたしました。

また、直ちに全職員への訓示や注意喚起を行うとともに、町が会計を取り扱う各種団体について不適切な取り扱いがないか再確認いたします。さらに、内部公益通報制度の周知徹底を図るとともに、不祥事防止策として職員が公務外で団体等の会計業務を担う場合には届け出制とし、このような事態が二度と起こらないよう努め、服務規律の保持や倫理意識向上にも力を入れてまいります。

以上、本件について詳しく申し述べさせていただきました。このたびの、本町職員による不祥事によって多大なる迷惑とご心配をおかけしたことについて、心より深くお詫び申し上げます。

2点目は、例年開催されております「森と川の月間」関連事業について、開催予定の一部事業を残し、森と川の月間関連事業が終了しましたので、結果についてご報告申し上げます。

森と川の月間事業は、標茶町自治会連合会をはじめとする7つの団体で組織される連絡協議会により、「人と自然が共生する環境」をめざして関連事業を実施するものであります。

現在まで、植樹や清掃など5本の事業に、企業や団体からの協賛もいただき、実施をいたしました。

事業の内容につきましては、豊かな緑と魚のリバーサイド植樹の後継事業となる第1回みんなの森植樹祭で743本の植樹、第25回虹別萩野魚付保安林再生事業植樹では過去に植栽した箇所の保育作業を行っており、6月7日に開催の厚岸町民の森植樹にも参加を予定しているところでございます。

また、清掃活動といたしましては、自然の番人宣言の統一行動として第26回町内クリーン作戦、西別川清掃、釧路湿原クリーンデイが行われ、430kgのごみが回収されました。

これらの活動は「自然と産業と人が共存する社会を形成する」という趣旨の下、実施されているところであり、この「森と川の月間」活動の充実と、より多くの方の参加が得られるよう更に努めてまいりたいと存じます。

3点目は5月31日、阿歴内の星 f u l l 里夢広場、現在の阿歴内ホースパークであります。しべちゃ馬フェスが開催されましたのでご報告申し上げます。

しべちゃ馬フェスは、地域おこし協力隊の伊藤隊員が中心となり、阿歴内地域振興会、釧路セントラル牧場、どさんこランチ、ハートランチ、メジェールファーム、ゆきんこファーム、標茶町馬事振興会、J A しべちゃ及び標茶町で組織した実行委員会が主催し、標茶町の子供たちに馬と地域の馬文化に関心をもってもらうきっかけとなる場を提供することを目的に今年初めて開催されました。

イベント内容としては、参加したすべての馬11頭を紹介するホースパレードから始まり、引き馬・えさやり体験、馬クイズや馬とかけっこ競走などが行われたほか、町内から8つの事業者が出店し、手作りハンバーガーなどの飲食物の販売も行われ、予想を上回る沢山の方々に来場いただくことができました。

このイベントをきっかけに、多くの子供たちに馬や馬文化にふれてもらうきっかけを作ることができたほか、地域の方や乗馬サービス提供事業者など、関係者同士の交流の幅を広げる機会とすることができました。

今後につきましても、交流・関係人口を増やすための取り組みの一つとして、馬を核とした地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

4つ目、標茶町一般住宅家賃算定の誤りがありましたのでご報告いたします。

標茶町一般住宅は、現在22件が供用されており、毎年算定基準に基づき家賃を算定しております。

このたび、新たな入居申請が出されたことから、家賃算定のために令和8年度の算定データを確認したところ、算定基準の一つとなる建物の経過年数において、年度設定が更新されておらず、令和7年度を適用した算定となっており、その結果、経過年数が1年分加算されていないことにより、令和8年度家賃について誤って本来よりも高く算定し、通知してしまったものです。

この結果、すでに退去した方を含め18件の家賃に誤りがあり、令和8年4月分と5月分の家賃が発生する17件から、合計7,400円を過大に徴収してしまったものであります。なお、家賃の返還を請求できる時効期限であります過去5年間に遡り調査を実施いたしましたが、家賃算定に誤りはございませんでした。

この件につきましては令和8年5月29日に判明したばかりであることから、これから対象者の方と連絡をとり、個別にお詫びを申し上げる予定でございます。また、過大に徴収してしまった2か月分の家賃合計7,400円につきましては、入居が継続されている16件は6月分家賃に充当させていただき、すでに退去された1件については還付する予定でございますことを申し添えます。

今回の事態は職員の単純な入力ミスとチェック体制の甘さから発生したものであるこ

とから、チェック体制の強化など、今後、再発防止に向けて必要な対応について取り組んでいく所存であります。

このたびの、標茶町一般住宅家賃算定の誤りにより、多大なご迷惑をおかけした入居者の皆様に対して、心からお詫び申し上げご報告とさせていただきます。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和8年第2回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下2点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、令和7年度町内各中学校卒業生の進路状況および令和8年度各学校の現況について、ご説明いたします。

今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢64名で、64名が進学しました。

進学先の内訳は、標茶高校へ28名、釧路管内公立高校へ24名、管外の公立高校及び私立高校などへ12名となっております。

次に、令和8年5月1日現在の学校の状況であります。入学者数につきましては、小学校は、42名の入学者で、3名の増。中学校は、46名の入学者で、7名の減であります。標茶高校は、42名の入学者で、13名の増となりました。在籍状況につきましては、小学校は、276名在籍し、5名の減。中学校は157名在籍し、15名の減であります。

町内小中学校の在籍総数は、433名で昨年と比べ20名の減となりました。

標茶高校は、144名在籍で、昨年と比べ23名の減であります。

学級数につきましては、小学校が37学級で1学級の増、中学校は15学級で2学級の減でありました。そのうち、特別支援学級につきましては、小学校が19学級で、在籍児童数71名で、中学校は7学級で、在籍生徒数32名であります。

次に、教職員数であります。小学校は66名、中学校は36名であります。また、今年度も、教員定数加配として、知的学級加配で標茶小学校へ1名、情緒学級加配で虹別小学校へ1名、中茶安別小学校へ1名、虹別中学校へ1名、外国語専科加配で標茶小学校へ1名、算数専科加配で標茶小学校へ1名、共同学校事務室加配で標茶小学校へ1名、初任者研修加配で中茶安別中学校へ1名、通所加配で標茶小学校へ1名、合計9名の特別配置をいただいております。

なお、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に7名、虹別小学校に2名、中茶安別小学校に1名、沼幌小学校に1名、標茶中学校に4名、虹別中学校に1名配置いたしました。

2点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

令和8年5月9日北ガスアリーナ札幌46で行われた「第46回北海道少年少女空手道

錬成大会」において、個人形の部門で、中茶安別小学校２年平野響彩さんが準優勝、５年平琉輝さんが３位入賞、中茶安別中学校２年平野優惺さん、３年長坂茉莉さんがそれぞれ７位に入賞する活躍を見せました。今大会の上位入賞者は第26回全日本少年少女空手道選手権大会への出場権が与えられます。

令和８年５月17日千歳市の千歳市開基記念総合武道館で行われた「第23回北海道小学生学年別柔道大会」において、50kg級の部門で、磯分内小学校６年追久保伯英さんが３回戦に進出しベスト16位に入る健闘をしました。

今後の更なる活躍を期待するものです。

以上で今定例会に当たっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

本多君。

○３番（本多耕平君） １点お伺いいたします。

町長に対してでありますけれども、前段で口頭説明がありました、職員の事案であります。私はここで今一度お聞きをしたいのですが、私の記憶では、数年前にも町職員という立場の中でこのように流出する事件があったかと思います。それ以外に、地方においてはいろんな団体がございます。社会教育の団体から経済団体、老人クラブなど、いろいろな団体がありますが、地方においては、やはり事務局とか会計という立場の人が年々減ってきているわけです。特に、地域においてはとても多いわけですが、しかしその中でその事案以外に町の職員や、あるいはまた農協ですとか、経済団体がそうであります。そういう職員は地域のそういう事務局と言いますか、会計に携わるようなことは慎むようにというようなお触れがあったような気がするのです。それ以来、町の職員が、町の職員という立場の中で会計帳簿を管理することは、私の地域ではなくなりました。地域の老人クラブですとか、いろんな青少年クラブ、あるいはまた、教育団体もそうですが、地域の者がやらなくてはならないという負担が出てきているわけです。

今、町長がこれからの問題として猛省する段階では、職員としての自覚をさらに深めていきたいと後段でお話されましたが、私、今一度考えていただきたいことは、繰り返しますけれども、地域におけるそういう組織の事務局等々が役場の職員という立場の中であるとも思いますし、あるいは一住民として、その職に携わることがこれから出てくると思うんです。それに、こういう事案が出たことによって、町の職員として、あるいはまた住民として、私は役場の職員だからしません、やりませんよというようなことがあっては、地域の活性化が求められるものではない。

したがって、こういう事案をなくすという猛省はいいんですけれども、私が申し上げたような、いわゆる地域経済を守っていくという立場を考えた中で職員はどうすべきかということを改めて、猛省の中にも一点、組み込んでいただきたいのですが、最後の答申を求めます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 私のほうからお答えを支えていただきたいと思います。

私どもの認識は、過去の事案においてもそういった団体の役割を負うなというふうには言っていないという認識でありまして、間違いがないように正しく適正に処理をするように通知を町内にしてきたという認識となっております。

今回、事案が発生したあとに、議会の皆さんにも周知をさせていただいたのですが、今後の再発防止策として、現状の確認とそういった役割を担っている職員を届け出制にさせてもらうということにしております。町に届けるということで一定程度の責任を持ってより一層、適正に処理をしてもらうということでやっております。

公務として扱っているところについては36団体あるとなっておりますし、それから一人としてかかわっているところに関しては確か20名弱くらいの職員が携わっているということがわかっております。

議員のご心配は、私どもも当然、課題として感じておりまして、人口減少下においてそういった地域の役割を期待されるというのが町職員の部分であると認識されておりまして、それについてこういったことがあるからやらないという姿勢ではありませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 今、副町長のお答えで、私は十分理解いたしますが、改めて町がいわゆる住民として、あるいはまた職員としてやることはそれは確かにあるかと思えますけれども、ぜひ、今、言われたことが強制のないようにしていただきたい。強制と言いますか、訓示なり何なりの中で、住民の人たち、あるいはまた職員の人たちの協力はしましょうね、住民の方々と一緒にそういう団体をしっかり盛り上げてきましょうねと、ぜひ念頭においた上での職員一同と言いますかね、住民としての活躍も期待するような、くどいようですけれども、住民に対しても職員に対しても理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第4。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告をいたします。

厚生文教委員会所管事務調査報告

調査事項は「小学校・中学校の現状と課題について」であります。

調査日時、令和8年4月16日午前10時から。調査場所、標茶町役場議員室

調査日時、令和8年5月8日午前10時15分から。調査場所、標茶町立標茶小学校、標茶町立標茶中学校でございます。

1. 出席者、資料配布のとおりでありますので、あとでお目通し願いたいと思います。

3. 調査の経過と内容

1 各学校別、学年別児童生徒数と教員数についてでございます。

令和8年4月時点での標茶町の小学校の合計児童数は276名でありました。そのうち特別支援学級の児童数は71名。中学校の合計生徒数は157名で、そのうち特別支援学級の生徒数は32名。全小中学校の合計児童生徒数は433名であります。

小・中学校の教職員数は普通教職53名、特別支援教職37名、養護教諭7名、栄養教諭1名、事務職員8名。

項目の2から12までは長い文章でございますので、皆さんのお手元にあるとおりでございますので、あとでお目通し願いたいと思います。

4. 主な質問と説明でございます。2点だけ、ここで申し述べたいと思います。

1番目の質問は、「以前はこれほど多くの特別支援の児童生徒はいなかったが、なぜ増えているのか、基準が変わったのか。」という質問がございました。それに対しましては、「4～5歳で問題行動があるかを保健師との相談や知能検査を行ない、保護者と専門の先生との面談を行い、早期発見に努めているということでございまして、面接審査ではAからEの判定があり、Aが通常学級、Bが通級学級、Cが特別支援学級、Dが養護学校、Eはその他」となっております。

2番目といたしましては、「特別支援の児童生徒は毎年変動するがどのように対応をしているのか。」という質問でございます。それに対しまして、「事前に障がいの程度や人数を調査し、必要な教育には必要な人員を確保することを目標として、新たな支援員の募集などを行っている。」ということでございます。

以下については、資料配布のとおりでありますので、割愛させていただきたいと思います。

5. 委員会の所見でございます。

本町の児童生徒数は減少しているが、特別支援教育を必要としている生徒は年々増加

しているので、教育の質を高める為にも余裕をもった教師の増員と育成を求める。

国による不登校の定義を「心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景など」と明記しておりますが、不登校の理由は単純ではなく、さまざまな要因が複雑に作用しており、実態の把握を難しくしている。2016年に教育機会確保法が施行されたが、民間団体施設によるフリースクールの認定など、「学びの選択肢」が拡大される事も今後の問題の解決をする一つの方法と思うので参考にしてはどうか。

いじめの要因は未然防止が大切であるが、現実には早期発見は難しい。日頃から児童生徒と行動を共にし、接する時間を増やすべきでないか。

栄養教諭の食育指導として各学校ごとに目標を掲げ取り組む事は大切な試みである。

今年度は標茶小学校3年だけではあるが「酪農体験」を予定するなど、具体的な取り組みを継続していく様に期待するものであります。

教師を取り巻く労働環境問題は校内での要因として、「不登校、いじめ、保護者からの不当なる抗議」などで年々悪化しており、その事は道教委の取りまとめた離職率の調査で明らかになりました。中でも経験年数の浅い20代から30代が最も高く、ほかの年代を上回っております。若手教師の離職が進めば、教育現場の崩壊につながる。国として対応を急ぐよう町として要請をする事を望むものであります。

暑さ対策として、スポットクーラーだけでは、対応は厳しい状況にあると考えます。したがって、遮光カーテン等の活用も検討していただきたいと思うものであります。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎標茶町財政健全化調査特別委員会調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第5。標茶町財政健全化調査特別委員会報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

標茶町財政健全化調査特別委員会委員長・類瀬君。

○委員長（類瀬光信君）（登壇） 標茶町財政健全化調査特別委員会調査報告を行います。

本委員会は議長を除く11名で構成し、令和7年3月13日から令和8年5月21日までの合計13回にわたり調査を行いました。公務が多忙の中、本委員会の調査にご協力いただいた町の関係の皆様には深くお礼を申し上げます。

中間報告について、令和8年3月第1回定例会で行っております。今回の報告については、最終報告とするものです。

議会は、標茶町の財政状況悪化を重く受け止め、令和7年3月13日に本委員会を設置

した。そして、標茶町の財政運営における主要な課題を整理し、中長期的な視点に立った行財政改革の方向性を明らかにすることを目的として調査を進めてきた。

以下、調査内容について報告します。

調査項目は事業評価について、それから、行財政改革推進計画について、そして財政の主要な課題についての３点について調査しております。

まず、事業評価についてです。

行財政改革推進室が、膨大な事業の評価を限られた時間内にまとめたことについては率直に敬意を表する。しかし、多くの施策と事業については具体的な目標値や成果基準がなく、実行した事実をもって「評価する」と結論づけられている。よって、議会による再評価の参考となる情報はそう多くなかった。また、庁内にはさまざまな中長期的な計画が存在し、中には具体的な目標値が設定され、その数値を根拠に多額の投資を行っているものもある。問題なのは計画と実績が乖離しているにもかかわらず投資が進められている事業について、評価の中で触れていない点だ。庁内で策定されている計画の把握に努め、評価の参考にすべきだ。事業評価が町民に対するサービスの削減と負担を増やすための口実になってはならないし、必要に応じて再評価するべきだ。

内部評価の難しさは十分理解するが、町民目線で客観視できなければ痛みをともなう行財政改革の実行計画に理解を求めることは難しい。町民説明会で町民から寄せられた疑問や意見を分析し、どう取り入れ、具現化するのかに注目したい。そういう意味で町民に影響のある施設の統廃合やサービスの削減、使用料・手数料の変更は、具体的な案がまとまった時点で再度町民に説明し理解を求めるべきだ。

次に、行財政改革推進計画についてです。

各課が所管する事務・事業に関して中長期計画を策定している場合があるが、中には実績が明らかに計画を下回っていても軌道修正せず投資を続けている場合がある。計画の中では定期的に検証し必要があれば見直すというルールがあるにもかかわらず、さらに経済や諸般の状況が悪化していても当初の計画通り事業を進め赤字を膨らませている事例もある。ほかにも中長期的な計画に基づいてはいるが、検証していないために見直しもされていないのではないかと思える事業がいくつかある。「計画に基づいているから」あるいは「改革だから」として誤った施策や事業が実行されないよう議会は常に監視しなければならない。財政健全化調査特別委員会による調査過程で過去の事業や町財政の現状について議員間での議論が深まったことは収穫と言える。議会は行政の追認機関であってはならないし、日頃から是々非々で行政を監視することができていれば、町民にこれほど不安を与えることはなかったかも知れない。議会として、議員個々として大いに反省しなければならない。

３点目、財政の主要な課題についてであります。

町が財政ひっ迫の要因にあげている３つの事業について、それぞれ調査をいたしました。まず、標茶町育成牧場についてです。

標茶町育成牧場の持つ潜在能力は高い。経営改善に向け早急に着手すべきは、黒字化

の難しい部門の清算、あるいは譲渡だ。まず、肉素綿羊の生産は増頭するほど赤字が増える。生産だけでなく加工や販売も手掛ければ事業として成立する可能性はあるが、直営では難しい。また、哺育事業は利用者自身が運営している事例が町内に2か所あることから、それを参考に利用者自身が運営する形態への移行を検討すべきだ。その上で潤沢な放牧地と採草地資源を最大限活かして育成事業に集中すれば、直営でも経営改善できることは民間預託牧場がその可能性を示している。物価や人件費の高騰を踏まえ、損益分岐点（飼養頭数）を見直し、遊休牧区を始めとする現有インフラをフル稼働させて中長期計画にある預託頭数の目標を達成することが最優先である。また、預託頭数が伸び悩む現状において牛舎新築のような新たな投資は必要なかったのではないかな。

また、公共牧場が民間並みの料金にして収支を合わせるのであれば、もはや「公共」である必要はない。公共牧場が減少の一途を辿り、民間の預託牧場が増えていることがその証左ではないか。公共か民間かということではなく、公共性を堅持できる民営化を早急に進めるべきで、今すぐその議論を始めれば新年度に間に合う可能性がある。令和6年度の実績を考えれば2億円超の一般財源投入を削減することができることにならないか。利用者の負担増につながる使用料・手数料の改定よりもはるかに行財政改革の効果を期待できる。

次に、特別養護老人ホームやすらぎ園についてであります。

特別養護老人ホームやすらぎ園（以下、「特養」という。）は、標茶町の高齢者福祉の要の施設である。超高齢化社会を迎えるにあたり、医療ニーズの高い高齢者の増加が懸念されるため、対応が可能な体制の充実が急務である。また、本町のような過疎地の介護事業を支える訪問介護が、人件費や物価の高騰によって経営が苦しくなっている。訪問介護が効率的に行える都市部と異なり、地方の訪問介護はコストがかかる。国に対して介護報酬の改定や過疎地の加算を求める取り組みが必要だ。本町の訪問介護が縮小した場合、特養への影響は避けられないからだ。こうした背景も含めて「ICT・ロボット・外国人材等を有効に活用した生産性向上」による「少ない手」でのサービス提供も模索しなければならない。在宅介護と施設介護の役割分担を明確にし、やすらぎ園は町立病院の空床利用により「看取り」や「重度者」に特化することで、双方に利益を生み出すといった高齢者介護福祉と高齢者医療について研究する余地が十分あるのではないかな。

運営主体については、直営のままでも入所者を定員の100名とすることで一般財源の投入が年5,000万円程度改善するとの試算がある。デイサービスの利用や短期入所が伸びればさらに改善する可能性がある。また、法人格を有する社会福祉団体によって、一定程度公共性を堅持しながら民間の機動性・柔軟性を発揮する環境を整えるという方法もある。自治体が直営することで恩恵を受けない補助金や交付金が活用できるため、社会福祉法人がユニットタイプの施設を整備したとしても町の負担は1億円程度に収まる可能性があると思われる。

3点目、標茶町立病院について。

標茶町立病院は町内唯一の病院である。その町民の生命のとりでが設置以来最大の経

営危機に直面している。標茶町立病院の経営難は、国による診療報酬が医療経費に見合っていないところが大きく、昨今の物価高や人件費の上昇によって赤字が拡大している。これらは町単独で対処できる問題ではない。現在、町立病院は「公立病院経営強化プラン」を策定し経営改善に取り組んでおり、その推移を静観しなければならない。町と議会はそれぞれ、町立病院存続のため実情に合った支援策を講ずるよう国に意見、要望をしなければならない。今年度予定している電子カルテ導入は、医療事務の効率化と省力化だけでなく、病院としての信頼性と存在価値を将来に向けて担保することになる。さらに、最低限の施設補修も町立病院の存続に不可欠な投資であり遅滞なく進めるべきだ。

病院が無くなることへの町民の不安は非常に大きいということが、町民説明会での発言から読み取れる。町民感情を汲めば病院の存廃はもちろん、不採算部門の縮小や整理も設置者である町と現場、さらに町民と対話しながら「標茶モデル」を作り上げるべきだ。

人口は減少の一途をたどっているが超高齢化社会の到来によって医療ニーズの高い町民が増加することが想定される。また、最近、人口が本町を下回る近隣自治体で民間病院が新設された事例がある。公立病院の存続につながるヒントがないか研究してはどうか。直営以外に診療所化や民営化、広域連携、医療法人の傘下入りなどの選択肢については、最終的に施設の維持管理が課題となる。特に老朽化が著しい町立病院を維持するにあたり施設維持費の効率化には柔軟な発想が求められる。

全体としてのまとめです。

調査の過程で明らかになったことは、本町の財政ひっ迫が単なる一過性の収支不足ではないということ。そして、現状は、平時ではなくすでに有事であることから、標茶町として「財政非常事態宣言」を発令すべき局面ではないか。町民への説明が内容に乏しく形式的なものに終われば、全町が一丸となってこの危機を乗り切る機運を醸成するには至らない。今後予定している町民への説明に向けて時間も少ないので、より一層、心してかかるべきだ。

財政ひっ迫の原因は国の政策変更、いわゆる三位一体の改革後、長年にわたり対策を先送りしてきたことで累積した「構造的な課題」の側面があるということだ。町政運営の姿勢や意思決定に関しても、10年、20年という長期的なビジョンが不明瞭であった。各部門のグランドデザインも明確でないことが「町民のため」、「経済のため」と言いながら結果としてまとまりのない「まちづくり」になってしまったように見える。他の自治体が10年先の財政不安を理由に箱物の建設を中止している事例があるが、当然のことだ。標茶町は、この当たり前のことをしっかりとこなかったため財政ひっ迫となった。

原因の2つ目、真に町民が求める行政サービスと、行政が考える「優先順位の高い施策・事業」は必ずしも一致しない。だから重要な施策や事業を進める際は、より多くの町民の考え、地域の実情を知る機会、説明する機会が必要だ。これまで町は「町民の代表である議会への説明を優先する」として、こうした機会を設けてこなかった。議会に対する説明も形式的で、調査や熟慮のいとまもなく、追認ありきの姿勢であった。それに対して議会も財政ひっ迫の折であればなおさら内容を掘り下げる仕組みを創り、「追認機関」か

ら脱却すべきだった。今、町と議会双方の意思決定における構造的な課題に取り組まなければ、持続可能な財政運営は今後も実現しない。議会は、財政健全化調査の過程で各事業についてこれまでになく集中的に議論した。この経験は必ず大きな財産になる。少数意見の中にも真実があることが確認できたからだ。

3点目、これまで町は、事業を起こす際、特にそれが大型である場合は、以後の財政運営に与える影響が当然大きいので、年度負担が軽減されるよう補助金や有利な起債などを財源対策とセットで進めてきたと説明している。交付税措置率の高い起債によって、あるいは補助率の高い防音事業によって町民の要望に応じてきたとも説明している。しかし、交付税の減少が財政ひっ迫を招いたとの説明について、交付税措置のある起債によって交付税がピークとなった時期と現在を単純比較するためにはもっと丁寧な説明が必要だ。いずれにせよ、単年度負担を平準化できていないことが「多重債務」状態を招いたと考えるのが自然だ。町民説明会では、近年の物価や人件費の高騰にもかかわらず計画を見直さずに大型事業や投資効果が見えない施策や事業を進めたことが、今日の財政ひっ迫の原因ではとの指摘があったが、このことを重く受け止めなければならない。また人手不足によって直営から委託に切り替えたことによる費用の増加も財政ひっ迫の原因としているが、給食事業の民間委託のように拙速ではとの意見があったにもかかわらず委託を急ぎ、結局、直営より費用が増加しただけでなく委託後も人手不足が続いており議会への説明と矛盾している。

先にも述べたが、これから改革に着手しようとしていることは、すべからく20年前に「三位一体の改革」が始まった時点からの課題が多い。そして「町の経営感覚」という点では、基幹産業の経営環境を左右する国内外の情勢、物価高騰も労働力不足も人件費高騰も何ひとつ肯定的な要素がないこの5年間の状況の中で、山積する課題を集中的に解決する局面であるとした町の方針と、それを認めた議会の判断は誤りであったと認めなければならない。立ち止まり、見直す機会は十分にあったことを町と議会が謙虚に認め、町民説明会における町民の意見を行財政改革推進計画に取り込むことが改革のスタートラインになる。

これまでの議会におけるさまざまな議論の中には、今日の財政ひっ迫につながった事案に関する意見や提案がいくつもあった。しかし、議会制民主主義の根幹である多数決によって日の目を見なかったものもある。町にはこうした少数意見からも問題点を掘り起こし町政を運営するという姿勢が欠けていた。また、議会の常任委員会からの調査報告と所見を町はどう行政運営に生かすつもりがあるようには見えなかった。行政が「正しい」とすることを議会が認めるのが当然という過信がなかっただろうか。また内部的には、経営戦略会議が果たして十分に機能していたか、またそこでの議論が庁内に周知徹底されていたかについての検証も必要ではないか。理事者とごく一部の幹部職員で行われる経営戦略会議で財政ひっ迫を認識していたとしても、庁内全体で危機感を共有できていなかった可能性はないか。なぜなら、町の財政担当が令和7年度末に基金が枯渇するという内容の試算を令和2年にしていた。これについて町は「引き締めのためあえて厳しめの試算をした」

と説明しているが、その姿勢では危機感が共有されるとは思えない。事業の検証や評価が現場と距離のある理事者に伝わりにくいといった庁内の意思疎通の詰まりが重要な政策判断に影響した可能性は大いにある。

これまで真に町民が求めるものが何なのかを見誤っていなかったどうかは、町民説明会で聴き取った声をもとにしっかりと確かめるべきであり、その結果を行財政改革推進計画にどう反映させるかということは必須だ。そして再度町民に説明することを避けてはならない。時間がないことを理由に見切り発車してしまうことは最悪だ。

本町の財政健全化に関する調査は一旦終了する。しかし、行財政推進計画の具体的な内容こそが財政健全化の鍵であることから、関連する条例改正案が示された時点で再度特別委員会を設置して、町民が納得できる行財政改革が行われ安心してこの町で暮らせる財政運営が行われるよう調査を再開したい。それまでは、常任委員会や予算・決算審査特別委員会等を通じて、行財政改革の進捗とその影響を丁寧に検証し、町民が納得できる財政運営が行われるようしっかりと行政を監視する。

町の主役は「町民」である。行財政改革の主役も痛みを感じるのもまた町民である。一日も早く町民が安心して暮らせる町に戻ることを切に願う。

以上、標茶町財政健全化調査の報告を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、標茶町財政健全化調査特別委員会報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君）（発言席） 2番、櫻井、件名は、温泉観光施設「ぽん・ぽんゆ」について問うものであります。

5月18日から始まった「標茶町行財政改革推進計画」町民説明会は、町内7か所で実施された。出席者数は171名であった。質問の中で多かったのは、「ぽん・ぽんゆ」に関してであった。しかし、町からの説明は曖昧で、「手持ちの資料がないので後日に回答する」として、質問者から叱責された。なぜ即答しなかったのか、その真意を問うものであります。

また、事業内容を明確に皆さんに知っていただくために、以下について質問をするものであります。

1つ、調査・設計費を含め、増改築の本体工事費はいくらになったのか。

2 番目として、温泉掘削経費はいくらでしたか。
3 番目、温泉水排水工事はいくらになったか。
4 番目、貯留池埋立工事費はいくらになったのか。
5 番目、外構工事費はいくらですか。
6 番目、無電柱化工事費はいくらか。
7 番目、「ぽん・ぽんゆ」にかかった事業費の総額はいくらなのか。
8 番目、事業費に係る一般財源や補助金等の財源内訳について問います。
9 番目、補助後の残金については辺地債で借入れをしているが、その額はいくらになったのか。

10 番目、辺地債の償還について、単年度の償還額はいくらになるのか。また、単年度の償還額に対する交付税措置はいくらになるのか伺うものであります。

11 番目、指定管理料は、令和 6 年度は 3,800 万円、令和 7 年度から 4 年間は 3,200 万円の間違いないでしょうか。このほかに施設維持管理費として年に約 1,000 万円程度の持ち出しがあるようだが、その内容を聞くものであります。

12 番目、令和 7 年度の営業収支はどのようになっているのか。また、今後の経営予測について、町長のお考えを問うものであります。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2 番、櫻井議員のお尋ねにお答えいたします。

「標茶町行財政改革推進計画」の町民説明会で、町民からの「ぽん・ぽんゆ」の問いになぜ即答しなかったのか、その真意を問うのお尋ねであります。総体事業費、補助金の活用状況や施設の利用状況の資料については事前準備をして資料を用意しておりましたが、本体工事や外構工事など個別の事業ごとの詳細を説明できる資料を説明会の 1 回目から 2 回目にかけては持参していなかったことがありましたが、3 回目以降の説明会につきましては、資料を整え説明をさせていただいてきたところです。その場で答えなかったのは、誤った回答を避けるためであり、他意はございません。

ぽん・ぽんゆの事業内容を明確に皆さんに知っていただくため、事業費等について質問するとのことですが、初めに調査・設計費を含めた本体事業については、10 億 9,230 万円であります。

次の温泉の掘削経費については、本体事業費のうちの機械設備工事に含まれており、機械設備工事の総額は、3 億 6,887 万円となっております。

次の温泉水排水工事費は、1 億 5,948 万円です。

次の貯留池埋立工事費は、4,800 万円です。

次の外構工事費は、9,138 万円です。

次の無電柱化工事費はいくらかの質問ですが、当初、無電柱化を行う計画でしたが、工事費が高額になることや回線増設ができないことなどメンテナンス上での課題があることがわかり、無電柱化は行っておりませんが、代わりに電柱の移設工事を行っておりまして、

その工事が683万円となっております。

次の総体事業費ですが、今まで申し述べた本体工事や温泉水排水工事、貯留池埋立工事、外構工事、電柱移設工事のほかに備品購入や複数の委託業務及び工事等を含め16億3,869万円となっております。

なお、次の工事費に係る一般財源や補助金等の財源内訳及び辺地債の借入額について、今回、改めて精査したものを報告させていただきますが、補助金が3億8,238万円、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の充当額が1億3,306万円で、総体事業費から補助金とふるさと納税分を差し引きますと11億2,325万円となりますが、そのうち辺地債として9億4,120万円を借り入れ、当該年度の一般財源の負担額は1億8,205万円となります。

また、ここまで申し上げました総体事業費のほかに辺地債の元利償還金9億6,465万円があり、その償還金に交付税措置される7億7,172万円を差し引いた1億9,293万円が実質的な町の負担となります。以上のことから、最終的な町の負担は3億7,498万円となります。

この辺地債の単年度ごとの償還額は、利子も含めまして令和4年度23万8,093円、令和5年度161万2,102円、令和6年度2,101万547円、令和7年度8,702万4,317円、令和8年度1億1,708万7,463円、令和9年度から令和13年度までが1億1,970万2,900円、令和14年度が1億171万3,402円、令和15年度が3,460万2,890円、令和16年度が285万2,837円の計9億6,465万6,151円となっております。

なお、単年度の償還額に対する交付税措置は、利子を含めた借入額の80%になっておりますので、令和4年度が19万円、令和5年度が128万9,000円、令和6年度が1,680万8,000円、令和7年度が6,961万9,000円、令和8年度が9,366万9,000円、令和9年度から令和13年度までが9,576万2,000円、令和14年度が8,137万円、令和15年度が2,768万2,000円、令和16年度が228万2,000円の合計7億7,171万9,000円となっております。

次に、指定管理料は、議員ご指摘のとおり、1年目が3,800万円、2年目から5年目までが3,200万円の合計で1億6,600万円で、そのほか暖房設備等の保守点検委託料が年に960万円程度、経費としてかかっております。

次に、令和7年度の営業収支ですが、指定管理者からの報告によりますと、指定管理料を含めた収入金額が税込みで1億8,115万円、支出金額が税込みで1億8,855万円で、事業収支はマイナス740万円となっております。

なお、今後の経営予測についてですが、令和元年度に始まった新型コロナウイルス感染症のような世界規模での入国制限など、様々な要因により観光産業がどのような影響を受けるかなど、将来的な見通しを立てるのは難しいと考えておりますが、令和7年度は客室の平均稼働率が58.9%、宿泊利用者数5,779人と大変多くの方にご利用をいただいております。令和8年度におきましても紙媒体やインターネットを活用した広告、リピーター確保に向けた割引企画、閑散期における町民限定宿泊プラン、自然散策ツアーなどの取り組みを行い、営業利益が出るよう計画していると指定管理者から報告を受けており、堅調に推移するものと考えております。町といたしましても、引き続き多くの方々にご利用いただける

よう取り組みを続けていく中で、地域経済の活性化や観光振興につなげていきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、一通り数字を並べていただいたのですが、なかなか流暢な流れなものですから書き留めるには相当苦勞しましたが、あと、この詳細については、私としては議会だより等でできるだけ詳しく皆さんにお知らせをしたいと思っているところがあります。

また、町長にお伺いしたいんですが、この町民説明会でいろんな意見が出ました。その意見を集約して、その結果を町民の方にどのような形でお知らせするのか、そこらについてどのように考えているか、それを一番最初に聞きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 行財政改革推進室長・内藤君。

○行財政改革推進室長（内藤政夫君） お答え申し上げます。

ただいまご指摘いただきました町民説明会の結果の部分でございますが、現在予定しておりますのが、町のホームページのほうに議事録という形で、お話しいただいた内容をそのまま掲載するというところで予定しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ホームページに掲載していただくということはわかりました。しかし、町民の多く、我々を含めて年寄りについては、なかなかホームページなるものをどうやって見るのか、その方法、手段がわからないわけです。したがって、この件については7日間という時間をかけての説明会でありましたので、できるだけ皆さんの目に届くようなペーパーをもって広報活動というか、周知していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 行財政改革推進室長・内藤君。

○行財政改革推進室長（内藤政夫君） お答え申し上げます。

ただいま議員のほうからご指摘いただきました点につきましては、今後、研究を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 理解賜りたいとはどのような具体的な方法をとるのか、それを伺っているのです。例えば町の広報誌において集約したものを出すとか、あるいは特別なもので町民に配るとか、そういうことは考えませんか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、担当のほうから研究させてもらいたいという趣旨の答弁をさせていただいたんですが、広報で周知するときにやはり誌面のボリュームのことを懸念しておりまして、そうすると発言内容をある程度編集しなければいけないということを心配しております。そのことによって発言者本人が自分の意図と違うというようなことが起きてしまうのではないかと

と。そういう意味で、ホームページで議事録という形で、できるだけ一字一句正確に再現をするということでも考えているのが1つ。

それから、先ほど申し上げたようにボリュームが相当あるものですから、全戸配布というのはちょっと今のところは検討材料として持っておりません。例えばホームページと同様のものを各公民館に配置するとか、そういったことについては十分対応可能だと考えております。町民の方のご要望も聞きながら、できる範囲で周知をしっかりとしたいということが私ども今考えているところでありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 7か所の会場で、会場ごとに人数はばらばらでした。十数名のところから50名以上の会場もありました。そういう中で、町としては各会場について1ページずつ使って、そういうふうにかこうとしているんですか。どうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど申し上げたように議事録ということで考えておりますので、例えば公民館に配置をするとすれば、どこの館であっても7つの会場、8回の全てについて見られるようにしなければいけないと思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） この行財政改革に対しての大事な意見を聞いたわけです。いろんな都合で来なかった人がたくさんいるんです。農家においては搾乳時間に重なったとか、あるいは町民の、標茶町市街で行った場合も、自分の都合とか、そういうことで来られなかったという人もいます。ですから、せっかく説明会をやったんですから、ある程度まとめたものでもいいですから、標茶の町民は3,700戸ぐらいですか。だから、そのぐらいの数を印刷して、行政だよりの中に、町政だよりの中か、その中に特別ページを持ってもいいですから、出してみたいかどうですかね。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

非常に重要な説明会だったという認識については、議員と同じだというふうに思っております。それから、それについてどうやって全体と共有しようかということについても、同じだと思っております。

あとは、こういった手法でどの範囲というところの想定だと思うんですけども、7会場8回の説明会、各会場2時間程度行われているわけでありまして、16時間の会議の議事録ということをご想定していただければ、ボリュームについてはご理解いただけるのかなと思います。

議員からは、概略でもいいから圧縮をしてできるだけ配布をするようにということでもありますけれども、それについて先ほど私が申し上げた懸念があるというところで、それがどこまでできるかについては、実際に作業してみなければわからないところもありますし、そこについては、まさしく研究をさせてもらいたいというところでお答えをさせていただ

きたいと思います。基本的には、可能な限り広く、関心のある方に届けなければいけないという立場には立っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） こんなところで押し問答しても仕方がないんですが、せっかく町民説明会までして、いろんな意見を聞いてきたわけです。各会場でそれぞれ違う意見が出て、その会場にいた者は、その意見しか知らないわけです。ほかの人たちの意見はどうなっているのかも知りたいですよ。

町長、せっかく夜7時から9時半までもやった場所もあります。そういう苦勞をして皆さんの意見を集約し、そしてまとめてきたものですから、これは大事にすべきだと、こう思うんですが、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 記録をどうやって皆さんと共有するかについては、やはり先ほど会議録の結果の集約したものを見ても、数十ページになるボリュームなんですね。それをやはり全戸配布するということは、私は非常に困難だと思っています。今の技術、インターネットを皆さんやっている方が多い中では、ホームページにまずアップするというのが一番早いと思っています。それに対応できない方々については、例えば公民館とか役場に例えばコピーを用意しておいて配付をするとか、そういった形が一番生のご意見を皆さんに見ていただけるのかなと。

要約については、やはりいろんな制約もありますし、その方から、実は言っている趣旨が違ふとか、いろんな問題が出てくることも想定されますので、やはり生の声をそのまま皆さんに公表するというのが私は一番いいなということで今考えていますので、できる限り櫻井議員のご意見、そういった考えも十分私も理解して上で、今やれることをやりたい。せっかく7会場8回、多くの皆さんから、私も全部皆さんから意見をお聞きして非常に勉強になっていますので、それらは有効に活用させていただきたい、そんなふうに思っていますので、少しでも時間をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ここでこれ以上議論しても平行線かなと思うんです。しかし、これだけ一生懸命やったんですから、それを誠意を持って町民に知らせるということも行政サービスの一つでないかと思うんです。

確認します。ホームページで出すとして、それぞれの公民館、あるいは7会場でやりましたから、7会場において町民の方がホームページのそれをプリントアウトしてくれというふうになったとき、それはやってもらえるのですか。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私どもも、せっかくここまでやった町民の意見を聞く場ですので、誠意を持って対応しようと思っていますので、そこだけのご理解いただきたいと思うんですが、その中でやれること、やれないこと、現実的に無理なことがありますので、それです。まずホームページでいち早く生の声を皆さんに、今はホームページを使える人のほうが実

ははるかに多いですから、そういった方に見ていただいて、さらに使えない方々には公民館とかに配置をしながらということは、それは今、担当、どのくらいのスピードでいつ頃配置できるかとか、その周知がいつできるかということは、まだ今ここではお話しできませんけれども、それについて取り組みさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 生きる化石なるものの私も、そのホームページなるものをよくわからないんです。誠に申し訳ない。しかし、先ほど言ったように、各会場においてそのホームページなるものを町民が来て見せると、プリントアウトしてというときに対応できますか。それだけ聞きます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

場所によってはプリントアウトできないところがあると思っています。なので、そういうところについては、やるとすれば印刷したものを冊子という形で置いて、そして閲覧できるような状況にするということは十分対応可能だと考えております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） もう最後にやった中御卒別の会場なんかは、そうですね。あの会場、今、牛崎副町長がおっしゃったような形で対応してくれるとしたら何部ぐらい、どこに置くんですか。お聞きしたい。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） まだ詳細に検討しているわけではないので未確定でありますけれども、先ほど申し上げたように結構ボリュームがありますから、お一人見ている最中に待たなければいけないというようなことも考えられますから、複数冊は置かなければいけないのかなと思っています。

それから、中御卒別の農楽校については指定管理でお願いしておりますので、そこをお願いをして来訪者にお見せできるようにするという体制はつくれると思っています。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） これで押し問答しても仕方がないので、次に行きます。

この数字ですね、調査費から始まって。確認します。1番目の調査・設計を含めた増改築の本体工事費、これは10億9,330万円で間違いございませんね。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

本体事業費については、10億9,230万円でございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 温泉掘削費なんです、機械設備工事、そういうものを含めて3億6,887万円となつての発表ですが、実際に温泉の掘削経費、これを私が調べたところ7,700万円程度かなと、こう思うんですが、そこはいかがですか。間違いはないですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

単純な温泉の掘削の経費については、設計費用額から入札率で算出いたしまして、税込みで7,656万円となっております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ぽん・ぽんゆにかかった事業費の総額、これは16億3,869万円で間違いありませんか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

総体事業費ですけれども、議員ご指摘のとおり、16億3,869万円となっております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 本町が国のほうから償還される交付税措置、これについてもう一度金額を伺いたいのですが、いくらになりますか。10番についてです。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

交付税措置される金額でございますが、7億7,172万円になっております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 本町は辺地債を借りて償還に充てるわけですが、令和16年までに本町が手出しというか、出す金額は3億7,498万円で間違いないですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、最終的な町の負担になる金額につきましては、3億7,498万円となります。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） この数字については、後ほどきちっとまとめて報告したいと思っておりますので。

あともう一つ、町長、せっかくぽん・ぽんゆがこれほど、5,779人ですか、お客さんが泊まっていたいたということでございますので、さらに多くの方が泊まるようにいろんなリピーターの確保とおっしゃっていましたが、より具体的に経営者と相談しながら標茶町の観光発展のために頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で、2番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君）（発言席） では、通告に従いまして質問を行います。

まず1つ目、RSワクチン予防接種対象を高齢者へ拡大するべきであるということです。

RSウイルスは、2歳までにほぼ全ての子供が感染すると言われ、その後、生涯にわたり何度も感染と発症を繰り返すと言われております。本年4月よりは妊婦の方を対象に予防

接種法に基づいて定期接種となり、妊婦28週から36週の人を対象となっており、赤ちゃんのRSウイルスによる重症化を約80%まで予防できると言われております。

現在、RSウイルス感染症に対する治療薬は、乳児では発症を抑える薬はありますが、成人・高齢者に対する特定の治療薬はありませんので、基本的には症状を和らげる対症療法が行われます。特にぜんそく・慢性閉塞性肺疾患・心疾患・糖尿病・慢性腎臓病などの疾患がある人や免疫機能が低下している人は、感染すると重症化することです。特に老人福祉施設等で集団感染等が危惧されます。

このRSウイルスワクチンは、このような疾患を持っている人に効果があると言われており、近隣自治体でも公費導入に取り組んでおります。財政状況が厳しい中ではありますが、予防医療の観点から高齢者に対する接種を検討するべきと思いますが、町の見解を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員のお尋ねにお答えいたします。

RSウイルス感染症につきましては、議員ご質問のとおり、RSウイルスによって引き起こされる呼吸器感染症であり、初夏から継続的に増加となり夏にピークとなると見られており、小児から高齢者まで幅広い年齢層に影響を及ぼし、基礎疾患のある高齢者は特に入院治療が必要となるケースもあるとされております。

RSウイルスは、飛沫感染や接触感染により感染し、予防には通常の風邪やインフルエンザ予防と同様にマスクの着用、手指消毒、うがいなどの感染症対策が必要となるものと考えております。

ワクチン接種につきましては、新生児及び乳児のRSウイルス感染予防を目的に、妊婦に接種する母子免疫ワクチンが本年4月1日から定期予防接種に追加されております。

議員ご質問の予防医療の観点から高齢者に対する接種を検討すべきと思いますが、町の見解を伺いますとお尋ねですが、厚生労働省所管の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会では、令和6年3月から定期的な予防接種化の検討が行われてきております。基本的には定期予防接種に位置づけられることが望ましいと考えておりますので、今後もこの審議会の動向を注視してまいりたいと考えております。

町独自の予防接種助成につきましては、ほかの道内や管内の自治体の導入状況等を情報収集しながら、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 今、町長の答弁にもありましたけれども、これから検討ということでもありますし、まだこういうものが出てきてからそんなに、皆さんあまり、認知度が低い病気といいますか、そういうものであって、でもこれがまん延してくると本当にこれからの高齢化社会が、どんどん私たちもその年齢にもなっていますので、こういうことがやはり多くまん延してくるといことが本当に危惧されることだと思っています。また、

やすらぎ園とかでこういうことが発生した場合、やはりそこでまた新たな経費というか、お金がかかっていくということも考えられますし、本当に標茶町に住む高齢の方がいつまでも元気であるということも思っております。

これから厚生労働省とかの経緯とか各近隣町村、これは意外と、根室管内の町村で補助金を出して、1人当たり1万3,000円とかという金額を出して助成をして進めているところもございます。そういうところの町村が行っているところを研究なり見ていただくなりして、ぜひともこれは、すぐというわけにはいかない問題だとは考えておりますが、今後こういうことも町としてしっかりと取り組んでいただきたい項目の一つだということで、今回は早急にできるものだというふうには考えておりませんでしたけれども、長い目で見て進めていっていただきたいと思っております。

町財政がこの間、急に上向いてということは多分考えられないのですが、町長が考えている、もしできる期間というか、これ何年後ぐらいだったら何となくというような何か見通しみたいなものは難しいでしょうか。

（「研究、研究」の声あり）

○5番（鴻池智子君） 研究ですから。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 問題は、今、国の小委員会で検討されていますので、これがやはり予防接種として定期に入ってくるかどうかというのが一番の判断基準だと思っておりますので、それが入ってくれば速やかにこの助成制度について国の指針も恐らく出てくると思っておりますので、それに沿って進めたいということでもありますので、いつからというその時期については今ご答弁できませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） わかりました。それでは、国の方針が出てきたときには、速やかにお願いをしたいと思います。

では、2つ目の質問に移ります。

次は、「書かない窓口」の設置へ取り組むということで、現在、全国の市町村で導入が進んでいる「書かない窓口」の設置ですが、マイナンバーカードや本人確認書類を読み取り機にかざし、職員がシステム情報を入力することで、町民の申請書記入の手間を省き、待ち時間の短縮や職員の業務効率化に大きな効果があると言われております。職員減少の傾向が見られる中で、町民に対するサービスの低下は防がなくてはなりません。

この質問は以前にも一度させていただいております。こういう財政状況が厳しい中で特にこれは進めていく必要があるものではないかということで、現時点での進捗状況などがありましたらお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員のお尋ねにお答えいたします。

北見市が導入している「書かない窓口」、正式には「書かないワンストップ窓口」と呼ばれ、2016年に全国に先駆けてこのサービスを導入した自治体DXの先進事例であります。

この書かないワンストップ窓口とは、ワンストップ窓口で手続の際にマイナンバーカードなどを利用することで各種申請書を手書きせずに作成できる仕組みです。このシステムを導入することによって、住民側では手書きの手間が省けるだけではなく、待ち時間が軽減され、1つの場所で手続を完結できるというメリットがあります。また、職員側にも事務効率化による負担軽減やサービスの平準化といった利点があり、具体的な効果として北見市では、導入後に年間450時間の証明書受け取り待ち時間削減や1,420時間の職員の業務削減が公表されております。住民サービスの向上と職員業務の改善、効率化につながる非常に優れた仕組みであると感じております。

次に、本町の取り組みの状況についてであります。北見市の担当職員が講師となった書かない窓口を取り入れた業務改善セミナーへの参加や、この制度を導入している複数の自治体への視察を実施しています。視察では、実際に使用されている機器のデモを見学したり、顔認証付カードリーダーについては、販売店にデモの依頼を行い、本町窓口部署の職員も参加して、調査検討を重ねてまいりました。

北見市では、同一企業が市の基幹システム、事務処理のメインシステムであります。書かない窓口システムを提供しているため、両者が連係して自動的にシステム入力まで処理される仕組みとなっています。これにより、住民サービスの向上と職員業務の改善が両立されています。しかし、本町では現在利用されている基幹システムが北見市とは異なるため、連係には非常に高額なカスタマイズ費用が発生します。そのため、書かない窓口システムを導入した場合には、連係ができず手作業によるシステム入力や手続の対応が必要になり、職員の業務負担が増加することがわかりました。このため、導入による事務改善効果は低いと考えております。

また、北見市では、転入手続に半日近くかかっていたという背景や環境がありますが、本町はそれほどの時間はかからないことや、広大な面積など特有の環境に課題があるため、これらを解決する方法として、以前の一般質問でもお答えした「行かない窓口」拡充も並行して検討しています。行かない窓口とは、これまで来庁しなければできなかった手続をオンライン申請できるようにするものです。現在でも、マイナポータルを通じて転入手続など複数の手続が可能です。

さらに、利便性の向上として、町公式LINE機能の充実について今年度当初予算でご承認いただきましたので、年度内に導入予定であります。

また、コンビニ交付制度も町窓口へ導入を検討しており、現在、システムメーカーとの協議を進めているところであります。

これらの取り組みによって、多くの町民の皆さんへ便利な環境を提供し、来庁不要の環境構築に向けて努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） やはり高額なお金がかかるということで、これもすぐには、はっきり言いましたらできないということだと思っておりますけれども、その代わり行かない窓口

のオンライン申請というところもあるんですけども、先ほどの、なかなかこのくらいの年齢になりますとオンラインというものがちょっと厳しいものがありまして、それは私たちが努力をしなければいけない一つのものだと考えております。代替えのこういう取り組みというものを町としても考えているのであれば、この方法もまた町民のサービスの低下には絶対つながらないと思っているのであれば、これは速やかに進めていっていただきたいと思っております。

また、この行かない窓口で職員が町民に対する対応、そういうところで時間を取ってしまった後の仕事に差し障りがあるという、そういうことも、もしかしたら今までもそういうことがたくさんあって、それが最近ちょっと皆さんから言われている、役場庁舎は残業している人が多いというようなところにも、この窓口の対応というものがそういうものにつながっているのだとしたら、そういうことがないように、この書かない窓口から行かない窓口への取り組みというのも、これも本当に速やかに早急に進めていっていただきたい。

そして、いかなる状況になっても、町民に対するサービスの低下、そういうものが起こらないように、それが町に対する不満みたいなようなことがどんどん上がってこないように、行える取り組みはどんどん進めていって、本当に標茶町、頑張っているなというところを皆さんと一緒に取り組んでいっていただきたい。私たちもそのように、いろいろと何かありましたらその都度言葉を発させていただきたいと思っております。

私の質問は、以上で終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番、鴻池君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 0時56分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

長尾君。

○8番（長尾式宮君）（発言席） 私は、3件質問いたします。

1件目は、来年度の予算編成に向けて、今から町内事業者と協議し、対策をとということで質問いたします。

今年3月に開催された新年度議会では、令和8年度一般会計予算が否決され、その後の臨時議会で約1億円の公共事業を上乗せして可決されました。もし4月までに予算が可決しなければ、役場業務だけでなく、小中学校、給食業務、病院事業など全ての業務が停止し、町発注の事業の契約ができなくなる危険な状況でありました。

年を追うごとに普通交付税が削減されている中、本町としては、令和11年度まで起債の償還額のピークが続き、その後、約5年耐えなければならない状況であります。今年度以降も厳しい財政状況が続くわけでございます。

今後も町内経済に与える影響は多大で、仮に町内業者が減少した場合、除雪事業が困難になり、町内施設の維持補修ができなくなったり、あるいは物品の手配などに影響が出てしまうおそれがあります。また、事業所が減少するということは、人口減少に拍車をかけることとなり、さらに交付税の削減も免れない状況となります。

一般的に事業者は長期的な目線で設備・人材に投資して事業を行っておりますが、人口の少ない地域では、主に自治体発注に対応できる体制を敷いている場合が多いです。

そのことから、次年度以降も踏まえ、今から町内事業者あるいは経済団体と、今後の町の在り方を協議し、積極的に国へ予算獲得を働きかけるなど対策を取るべきではないでしょうか。町長に所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、長尾議員のご質問にお答えします。

今年3月の定例町議会における当初予算の否決、その後の臨時議会での可決に至る経過につきましては、議員ご指摘のとおりであり、町民生活が停止しかねない重大な局面を招き、町政をあずかる者として、町民の皆さん、事業者の皆さんに多大なご不安を与えましたことを、改めておわびを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本町はこれから正念場を迎えることとなります。普通交付税については、人件費をはじめとした、いわゆる経費の上昇分に追いついていない状況であり、この厳しい財政状況下において、地域の経済や雇用を守り、除雪体制の維持や公共施設の適切な維持補修などを維持していくためには、町内事業者の皆さんの存在が必要不可欠であり、将来にわたって地域の活力を維持していくことへの責任を再認識しているところであります。

来年度以降の予算編成や本町の在り方を見据えていく上で、地域の経済状況を的確に把握することは重要なことであり、経済団体との意見交換や情報共有に努め、私自身が先頭に立ち、国や道、関係機関に対して、これまで以上に積極的な要望活動を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 今、町長の答弁の中で、これから積極的に国や道へ働きかけていくという答弁がございました。

以前から我が町というのは一次産業が基幹産業と言われてきておりますけれども、そういった中で以前より私が地域住民から、これからの農業に関して言えば、均平事業なんかも本当に必要なのではないかなというふうに聞いております。そういった中で、町単独でやっていくというのは、この先、多分標茶町だけではなくてよその自治体も、町単独の予算で何か事業を起こすというのは非常に難しい、そういった時期になってきているのではないかと思います。

そういったところで、今後、まだ、もし何か具体的に進めている、例えば町内事業者と懇談の席など予定しているのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います、これまで、こういう状況になったからというわけではなくて、国や北海道に対して、事業の実施に向けては、これまで強く要請をしてきておりまして、その結果、例えば国道391号線の塘路橋周辺の改修とか、そういったところを、具体的に動いてきているというのは皆さんご覧になっていると思いますし、さらに釧路川の堤防の改修とかも数年前から始まっていますし、さらに今、流域治水という考えの下に、異常気象でさらに水位が上昇するということも踏まえて、釧路川の改修計画がさらに具体化すると思いますし、あと、かわまちという事業で、釧路川上流から河口まで一つの協議会の中でいろんな、例えばカヌーのボートの再整備とかも積極的に今、国にお話をしているところでもありますので、そういったものをぜひ地元の事業者が受注できるようにお願いしたいということも含めて、お願いをしているところでもあります。

また、先日も、実は土木事業者の総会の後の交流会に職員含めて出席させていただきまして、こういう状況下でありますので、さらにお互い知恵を出して、担当職員含めて事業者の経営者の皆さんと交流を深めているところでもありますので、そういった場も引き続き多くしながら、いろんなことを研究してまいりたい、そんなふうに思っていますので、引き続きご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 標茶町だけではない話であるというふうに先ほどから申し上げておりますが、今、どこの自治体も交付税の削減で、なかなか思い切った事業というのはできないような状況でございます。昨今、釧路管内、多分、根室もだと思わんですけれども、沿岸地域の自治体というのは防災タワーを建てたりしております。そういったものというのは、国が大いに力を貸してくれている事業だと認識しております。

先日、衆議院議員選挙があった際に候補者が内陸に防災拠点をとという話をしているのを実は耳にしまして、実際そういう話というのはどこまで進んでいるのか、もしわかる範囲でよければ教えていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、防災庁の地方拠点の関係は、1回目の定例会のときにも答弁させていただいたとおり、手挙げしているような状況でございまして、先日5月22日に自衛隊のほうで、実際に阿歴内の小中学校の跡地に災害時の拠点施設ということで視察に来ておりまして、この辺で言うと、統括するような第5旅団というところが、大きいところに来ているので、ぜひそういった活用を今後進めていきたいなと思いながら、取り組みを進めているような状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） ぜひ、標茶町というのは、道東の中でも中心に位置する地の利もある場所であります。そういった意味で、よその自治体との連携も含めた上での今後のまちづくりというのにも必要ではないかなというふうに感じておりますので、今後とも、いろ

いる検討、議論していただきたいと思います。

次の質問にまいります。

多和平の観光施設の整備をすべきという質問でございます。

最近では「ぼん・ぼんゆ」の話題が多いわけですが、本町には魅力的な観光施設・スポットが点在しております。その中でも多和平は、以前より旅行雑誌等でも取り上げられることが多く、風光明媚な道東観光のスポットとして知名度があります。

しかし、先日、多和平を訪れてきましたが、炊事場の屋根は倒壊で撤去された状態でありました。また、それに伴い、炊事場も不衛生な状況でありました。グリーンヒル多和のウッドデッキのビニールはぼろぼろに裂けており、また、展望脇の小屋も「初日の出」の行事以外で使用されているのかも不明であります。

これから本格的にキャンプ場利用者を受け入れるのであれば、使用料を取っている以上、芝生の手入れや場内施設の整備をすべきではないでしょうか。

多和平には立地の良さから毎年訪れてくれる観光客もいると聞いており、本町において多和平は観光の要ではないでしょうか。

施設を管理する者の責任として、目的に沿った維持管理をすべきであるとするが、所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、長尾議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の炊事場の屋根であります。昨年11月の強風で倒壊し、事業者と相談した結果、修繕不可能であるとの判断から、撤去の対応をしております。その後、屋根を整備することについて検討をしてきましたが、強風にも耐えるような屋根を設置する費用に対する効果という観点で、新たな設置につきましては、慎重に検討してまいりたいという状況であります。

2点目のグリーンヒル多和のウッドデッキのビニールについてですが、紫外線の影響等でビニールが劣化し、一部が破れている状況を確認しております。現在、事業者にも見積りを依頼しており、修繕の対応をしてまいりたいと考えております。

3点目の展望台脇の動物観賞小屋につきましては、過去に就労継続支援B型事業所が羊毛を使った商品を販売していた経過がありますが、昨年度からは使われていない状況です。来訪者の目につくところでもあり、美観の配慮も含めて、有効利用について検討していきたいと考えております。

使用料を徴収している以上、芝生の手入れや場内施設の整備をすべきとのご指摘ですが、町といたしましては、キャンプ場の芝刈り、グリーンヒル多和及び公衆トイレにつきましては、委託により清掃管理をお願いしており、修繕等の必要が生じた場合は、その都度対応をしているところであります。

議員ご指摘のとおり、多和平の観光施設については、町の貴重な観光資源として、その価値を維持向上させる観点からも、しっかりと管理していくことが必要であると認識しており、今後につきましても、多くの方に喜んでいただけるよう、環境を整えていけるよう

引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 厳しい予算の中で、あれもこれもというわけにはいかないのだろうというのは察しているところではございますが、標茶町にいくつも点在している観光スポットの中で、多和平は、やはり私の中で一番古いのではないかなと思っております。観光ガイドブックにも必ず道東の観光スポットというところに多和平は出てきておりまして、先日訪れたときの印象は、ちょっとさびれたイメージがついて回ってしまうのかなという心配をしておりました。

また、私、10年前ぐらいにも多和平の件で質問したことがあるんですけども、キャンプ場、芝生はすごくふかふかしていていいんですが、傾斜地で、とてもではないけれども寝られるような状態ではないです。一部平らなところもあるというふうには聞いていますが、キャンプ場のサイト、9割9分はほとんど傾斜です。私も過去にテントを張って寝たことがあるんですが、テント、寝袋あるいはマット、そういったものというのは普通ビニールでできているんですが、すべすべしています。傾斜で寝ると滑るんです。ですから、ああいう傾斜で寝るといのは、非常に慣れた人でなければ、多分、寝つけないような場所なのではないかなと思っております。私、泊まったときも結局何回も目が覚めてしまって、寝られないなと思ったので、星空だけ眺めて夜中に撤収して帰ってきた経緯があります。ですから、よっぽど好きな人でないと、あそこにテントは張れないのではないかなと思っております。

ですので、全部ではなくていいです、一部、少し平らな部分を造っていただければ、将来的にたくさんのキャンパーに来てもらえるのが一番ですけども、まずは現実的な部分として、何か所かそういう場所を整地してもらって、キャンパーがゆっくり休めるような、そういった平らな場所も造っていただけたらなと思っているんですが、それについてお考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

多和平のキャンプ場自体が傾斜で利用しづらいというご意見をいただきました。

以前から、多和平キャンプ場につきましては、傾斜があって利用しづらいという声が寄せられているということは、私どものほうでも認識しております。

平たんにするために、例えば斜面の一部を平らにしてしまう工事をするとなると、雨が降ったときに排水効率が悪くなって水がたまってしまって、ぬかるんでテントが張れなくなるとかということが、今、想定されております。また、斜面を削ると、その段差の影響で利用者が、例えば夜とかですが、段差によってけがをしてしまうという可能性も心配しておりまして、安全管理上、けが防止のために例えば柵を設置するのですとか、そういった安全対策もしなければならぬのかなと考えているところでございます。

当面といたしましては、町としては、先ほど議員ご指摘のとおり、私どももキャンプ場

に平らなスペースが数か所あると認識しておりまして、現場を見て確認はしております。なので、もし希望者さんがいらっしゃれば、平らなスペースを利用いただくよう、キャンプ場の管理者さんのほうに伝えていきたいと考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 私、アウトドアが好きで、山登りをやったりもするんですが、だんだん山に登るのもきつくなってきました、どっちかというキャンプ場でくつろぐほうが多くなってきております。いろんなキャンプ場を見ているんですけども、今、観光商工課長が言っていたように、仮に平らな部分を造る際、水はけだったり、あるいは事故、けが防止のための柵等の設置も必要になるというお話でしたが、これは考え方でございまして、本来キャンプ場は、どっちかという、都会の人ほど手つかずのところを好みたがるわけです。多和平のあの傾斜というのも自然本来の姿なのかもしれませんが、ただ、実際寝てみると、本当につるつる滑って寝られない状態です。風が強かったり雨が降ったりというのは、それはキャンプの一部であって、ましてや場内での、仮に事故、けがが起こった場合も、本来そういったものは、それぞれの入り口に場内での事故、けがは一応自己責任ですよみたいなところも先にうたっているところがほとんどです。過度なサービスというのは本来キャンプ場には必要ない、そぐわないと思っているんですけども、ただ、必要最低限の設備として、キャンプ場にはやっぱり炊事場と、トイレと、あとは寝る場所、そういったものが必要だと思っております。

あと、もう一点質問いたしますが、キャンプサイトから多和平の展望台に向かって、木製の階段が、木道みたいな階段が続いているんですけども、相当、老朽化しています。私もそこを通ったんですが、ある程度ぼろぼろなのはしょうがないとは思いますが、逆にそのまま放置してけがにつながるようであれば、やっぱり管理者責任というのは問われる事案なのではないかなと思っていますので、そこは早いうちに直していただけたらと思います。木道の老朽化について認識されていたかどうかを伺います。また、今後、修理する予定があるのかどうか伺います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

キャンプ場の中にある木道が老朽化しているので、今後、改修等の予定があるかという趣旨のご質問だと思いますが、私も、実際キャンプ場現地に行って、確認をしております。ある程度、やっぱり古くなってきているなという印象はあります。うちの課としては、町内観光施設全体の老朽化の状況、それから利用実態を踏まえながら優先順位を整理しまして、限られた予算の中で緊急度に応じて対応していきたいと思っております。

今年度におきましては、当初予算で了承いただいておりますコッタロ湿原の展望台の改修も予定しておりますので、そういったところで緊急性を見ながら判断していきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 標茶町は広くて、観光スポットが点在していると、維持するのに

も大変お金がかかって大変だと思います。どうか事故、けがが起こらない程度に目配せをしながら、整備に当たっていただければと思います。

次の質問に入ります。

3 番目の質問は、情勢を見極めた一次産業の推進をすべきではということで質問いたします。

本町は、長らく一次産業、特に酪農業で栄えてきた地域でありまして、今も基幹産業であることは変わりありません。しかし、毎年10件前後の農家さんが何らかの理由で離農し、現在では搾乳農家はピーク時の約3分の1以下にまで減少しております。

近年の温暖化の影響で、十勝管内の農作物が一部育たなくなってきたという話も聞いております。ある食品加工メーカーは、釧根・オホーツク管内に目を向け始めており、また、近隣地域では、メロンやイチゴ、ワイン用のブドウ栽培のほか、おかぼで米を栽培していると聞いております。

気象条件や昨今の酪農情勢・農作物市場の動向を鑑みると、本町でも将来的に畑作農業に地域の発展の可能性があるのではないのでしょうか。

本町における一次産業の多様化は、新たな新規就農者・人口増につながるのではないかと考えるが所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8 番、長尾議員のお尋ねにお答えいたします。

本町の基幹産業である酪農・畜産におきましては、近年、コロナ禍に伴う生産抑制や円安基調の長期化、さらにはロシアのウクライナ侵攻などの影響による生産資材高騰により、依然として厳しい情勢が続いていることを、私も重く受け止めております。

あわせて、離農や搾乳停止が相次いでいることは、地域の経済や社会を支える基盤に対し、非常に重大な影響を及ぼすものであり、本町においても、その対応が急務であると認識しているところであります。

議員ご案内のように、畑作についても、本町では茅沼、阿歴内地区でダイコンが栽培されており、最近では、ダイコンと同じく高収益作物であるサツマイモの栽培も試されているところであります。

一方、道内の主要畑作地帯では、小麦の登熟期間が短くなることによって起きる細麦化によって、収益、品質が低下するなど、温暖化に伴う生産リスクが高まっていることから、道東、釧路・根室地区が、新たな産地として注目されていると、生産者や関係機関から聞き及んでおります。

議員ご指摘の畑作農業に地域発展の可能性があるかについてであります。畑作の拡大は、地域の雇用創出や新たな特産品の開発に期待できますし、耕畜連携が町内で完結することで、酪農、畑作双方にメリットをもたらす可能性を秘めていると考えております。

また、新規就農者・人口増につながるのではないかのお尋ねにつきましても、新規就農や雇用就農等による地域コミュニティの維持発展はもちろんのことでありますが、農地利用が活性化されることにより、耕作放棄地の発生を未然に防ぐ、あるいは移転就農や企

業参入等も可能性として見込まれ、定住人口の増加につながるものと考えております。

いずれにしても、釧路農業改良普及センターをはじめとする関係機関と連携し、今後、さらに畑作に関する調査研究や実施に向けた検討を進め、広大な農地資源という本町の特性を生かした施策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 質問の中にも、標茶町は基幹産業として酪農・畜産業を中心に今までやってきております。ただ、質問の中にも、離農する件数も増えてきて3分の1以下、そういった中で離農した人たちの草地、農地というのは、農業委員会を通じて希望者の方に振り分けられているかと思えます。

ただ、実際、私もちょっとしたきっかけがあって、いろいろな農地を3か所、地区の草地を見に行く機会があったんですが、全てが真っ平ではなくて、本当こんなに大変なところで、要は、草地、収穫している農家さんもいたんだなと、大変苦労されていたんだなと思うような場所もたくさんありました。そういった中で、実際、今もう農地余りというのは出てきているのではないかなと思っております。

それで、例えば畑作農家をやりたくて、標茶で新規就農をやりたいといった場合は、農業委員会さんを通じて土地のあっせんをしてもらおうというのが大前提だとは思いますが、さっき申し上げたように、結構な山坂の土地しか、もう現状空いていないような状況なのではないかなと思います。

また、実際は管理されている草地なのかもしれませんが、通りがかった、たまたま目に入ったところが、もう草ぼうぼうで、全然草が採れるような状況ではないような真っ平なところがたまに見えたりします。こういうところを畑作農家さんが使えばいいのではないかなとも思いながらも、実際は多分、農業委員会さんのほうにそういった情報も入っていないのかなと思っております。

そういった意味で、潜在的な耕作放棄地もある程度あるのではないかなと思うんですが、あくまでも参考の情報としてどのくらい把握されているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、農地が余剰ぎみになってきているのではないかという議員のお尋ねですが、おっしゃるとおり、やはり近年、情勢の悪化により、搾乳停止であったり、あるいは離農が相次いでおりまして、地域によっては農地が飽和状態になりつつあるというのは事実でございます。

ただ、農業委員会のほうで、農業委員さんを中心に地域のほうで農地の利用調整を取っていただき、今のところ耕作放棄地は発生していないというような状況でございます。

それから、農地の傾斜についてもお尋ねがございましたが、やはり農地の傾斜があると

ころというのは、これは酪農家にとっても、あるいは耕種農家さんにとっても作業の効率が落ちますから、こういった状況が長く続きますと、要は情勢の悪化等が長く続いて、さつき農地が余剰ぎみであるというお話をさせてもらったんですが、やはりそういったところが、今後、耕作放棄地になるのではないかという危惧はしてございます。その部分については、当然、酪農家もそうなんですが、議員が今おっしゃっておいりました、意外に傾斜があるところでも畑作が可能であるというのを、たまたま十勝のほうでリジェネラティブ農業を検討している方が本町に視察に来られた際におっしゃっていましたので、そういった方たちに利用してもらいながら、耕作放棄地の発生を未然に防いでいきたいなと考えております。

それから、耕作放棄地がもう現に発生しているのではないかというお尋ねについては、耕作放棄地は先ほども申しましたとおり今現在ないんですけれども、やはり低利用の農地というのはございますので、そういったところも積極的に農地として活用していただけるよう、畑作のほうも、酪農・畜産とあわせて拡大というのを推進していきたいなと考えてございます。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 今のところ、主立った耕作の放棄地というのはないというお話でございました。また、畑作を今後考えている人が、標茶町で検討されているというお話も聞いております。

先ほど、傾斜の強いところでも非常に苦勞されて、今まで農家さん、仕事されていたんだというお話もしておりますが、今、標茶町で搾乳量というのは、年間おおむね16万トンと言われております。ただ、搾乳農家さんがこれからもっともっと減ったり、あるいは、いわゆる跡取り問題だったり、単純な人手不足、そういったものを考えると、いつまで16万トンの搾乳というのが維持できるのかなという心配を、多分皆さんされているのではないかと思います。

これは酪農・畜産業にも言えることでありますが、畑作農家でもそうなんですけれども、山坂のきついところは均平事業で平らにして、機械の大型化あるいは自動化を将来的に見据えた事業というのを、標茶町が率先的にやってみるのも一つの手ではないかなと思っております。

これからどんどん人が減って、今は何とか外国人実習労働生の制度を利用して、皆さん一生懸命、乳量確保しておりますけれども、それもいつまでできるかも正直言ってわかりません。今、円安で、どんどん日本の、いわゆる貨幣の価値というのは下がっていますので、日本で稼ぐより地元で稼いだほうがいいという外国人も、どんどん増えてくるのではないかなと思います。そういったときに、では人手が少ない中でどうしていくかという、やはり機械の大型化あるいは機械の自動化というのが考えられるのではないかなと思います。

ただ、やはり機械ですから、山坂のきついところで自動運転してトラクターをひっくり返しても、どうにも対応できないわけです、自動化しているものというのは。そこまで対

応できるかというのは、今の技術ではどうかわかりません。あるいは人が運転するにしても、平たんなところと比べると、傾斜地というのは、事故率も、事故の起きる危険性というのが高いわけですから、農作業の効率を上げるためには農地の均平化、あるいは自動化のために均平化していくという、先々を見据えた事業も、標茶町には必要なのではないかなと考えております。

標茶町が、この先も一次産業の町であるというのは、今後20年、30年あるいは50年、100年後も変わらないのではないかと思います。ただ、それを誰が担うのかと考えたときに、2040年、2050年ぐらいには、標茶町の人口4,000人台と言われています。その中で、今のおおむね年間16万トンの牛乳を出荷できるだけの能力があるかということも考えなくてはいけないのかなと考えております。

地域の一次産業、基幹産業、将来像というものが、もし何かしらの委員会、そういったところで計画等があるのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時37分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今、議員のほうから、町内、やっぱり山坂、傾斜のある農地が比較的多いと。人口が将来的に減る中、やっぱり作業の効率化を図るためにも、大規模な土地改良事業だとか、そういった計画はあるのかというお尋ねだったと思うんですけれども、具体的に何か計画が今現在あるかという、担当としての考え方として、こんなふうになるのではないかということ、こういうふうにあるべきではないかというところをちょっとお話しさせていただきます。

まず、議員おっしゃるとおり、やはり酪農・畜産にかかわらず、あらゆる農業において担い手の確保というのは課題となってきております。そういう人手が減る中、やっぱり作業の効率化を図っていくというのは一番重要なことだと思います。

大規模な土地改良事業というのはやってございませんが、例えば道営の草地整備事業で、農地の起伏を修正する、あるいは傾斜を緩和するという事業もやっていますが、そういったものも一つの取り組みではないかと思ひますし、今、農作業でトラクターを使う際にも、肥料散布や刈取りの際にトラクターにGPSを搭載して、無駄なく効率よく採草作業を行うということもやっていますけれども、スマート農業の導入、推進というの、これから非常に大事になってくるかと思ひますし、実際、国もそういったところは後押しするような補助制度をつくっておりますので、そういったところで農家さんを支援するとともに、将来の農業関係人口の減少に備えた対応というのを考えていきたいなと考えております。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 先日、これもどういう基準で算定されたものなのか、ちょっとはつきりわからないんですが、日本の食料自給率というのが、今、38%と言われております。これが、ほかの数字でも何か算出が出ているんですけども、それだと68%と言われております。その辺詳しく調べていないので、ちょっとおぼろげなので大変恐縮なんですけど、おおむね日本の食料自給率というのは、カロリーベースで38%ぐらいだというふうに認識しております。そんな中で、日本人の人口はこれからどんどん減っていくわけですが、今の日本でやっていることというのは、皆さんもご存じのとおり、今、たくさん外国人が入ってきて、日本で働いている人もいて、定住して帰化する人もいたりします。そういったところで、今後、日本の人口を維持するためには、ある程度の食料自給率というのは必要なのわけです。

そういったときに、標茶町は人口4,000です。その後、3,000人です、2,000人ですとなったときに、誰が日本の食料自給率を維持するために働かなくてはいけないのかという話になるんです。人がいなければ、やっぱり機械に頼らざるを得ない。あるいは、人によっては、外国人に頼ったほうがいいのではないかという人、その辺はいろいろ、考え方はまちまちだと思いますけれども、世界の人口というのは、あと何年後かにもう100億人いくと言われております。大体、今、70億人ぐらいですが、世界規模で言うところそろそろ食糧難の時代に入りつつあると言われていた時代です。そういったときに本当にこの先日本が、自給率の話をしましたが、小麦なんかは、ほぼ98%外国産に頼っておりますけれども、これからは輸入食材というのが日本に確実に入ってくるという保証は、どこにもないわけです。そうなったら、やっぱり我々が率先して地域の農業を守っていくしかないわけです。そのために今何ができるかというのを自治体だけではなくて、いわゆる農業経済団体さんと今のうちからきちんと議論して、標茶町の一次産業の在り方というのをぜひ考えてほしいなと思っております。

ちょっと意見的なものなので質問というものではないんですけども、一応これで終了したいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

食料自給率の話が出ましたので、最近私どもがテーマとしているのが、実は食料とエネルギーです。それをどうやって確保していくかということが、これから北海道、標茶町も含めて、どうやってこの地域が活躍できる場所になるかということを常にキーワードにしています。例えば道路一つとっても、その道路を何のために使う、鉄道一つとっても、それが、では食料自給確保するためのベースとして、この地域にとってなくてはならないものだということを話をしています。

参考までに、今、国の自給率38%というお話が出ましたので、北海道が今、216%です。最近、僕、調べてもらってわかったんですが、標茶町の自給率、皆さん、大体どのくらいだと想像しますか。1,062%です。

（「すごい」の声あり）

○町長（佐藤吉彦君） そのくらい実は、この地域のポテンシャルがあるということです。最高7,000%くらいのところも十勝管内ではあるんですけども、そのくらい、この地域が日本にとって非常に重要な地域であるということです。

そこをベースにしながら、先ほどA Iとかいろんなこと、お話ありましたが、もちろん人口不足の中で、ではどうやってこの農作業、この農業規模、基盤を維持するかとか、そういうことをしっかりこれから方向性を出していくということが、標茶町がこれから元気になる一番の部分かなと、そんなふうに思っていますので、ぜひ、この食料自給率、標茶町は今、1,062%ですけども、それをさらに伸ばしていくという、それが一番大事だと思っていますし、16万トンの牛乳生産も実現して、今、昨年度と比較して0.2%くらいの増加率で現状維持しています。雪印の工場長の話も聞きましたが、昨年よりもさらに、道内の雪印の工場がある中では生産量は道内トップだという話も伺っておりますので、それだけこの地域の産業としての基盤がしっかりしている、それを、ではこれから先もどうやって維持し続けるかということが非常に重要だということもありますので、それらに係る社会基盤をどうやって維持をしながら、そこに生活する、例えば町民の医療をどうやって守っていくとか、もちろん医療がなければ働く人が困ることありますので、そういった意味で何とかそういうものの維持もしていくということが非常に大事なのかなと思います。最近、町村会からつくっていただいた数字、実は先週いただいたばかりです。全職員にこれも、この前、課長会議で渡したばかりですので、こういったことも標茶町のポテンシャルとして価値があるのだということを、しっかり皆さんで共有しながら進めていきたいな、そんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 町内の自給率が1,000%超えているということは、仮に1,000%だとして、我々一人一人が10人の国民の食料を担っているという、そのぐらいの自負につながるのかなと思って、良い話が聞けたと思っています。私、農業従事者ではないですけども、これからも地域の農業従事者の皆さんには、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上をもって質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、長尾君の一般質問を終了いたします。

深見君。

○1番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問いたします。

2024年秋、北海道市長会は知事に対してパートナーシップ制度の導入を求めたことは以前にも述べましたが、そのときからさらにパートナーシップ制度の導入は進み、公益社団法人、いわゆるマリフォーの調査では、全国の人口カバー率は約93.69%にもなったと報告されています。また、今年の4月で北海道では、「47」と書きましたが、どなたかのアドバイスで「48」ではないかということで、48市町村が制度を導入していると調査の結果を出しています。

これらを踏まえた上で、本町のパートナーシップ制度の導入についての進捗状況について

て、いつから実施するのか、その見通しを伺います。また、実現した場合、どのような権利が与えられるのか、その内容について伺います。

性的マイノリティーの人たちにとって、パートナーシップ制度は極めて限定的な権利の獲得でしかありません。SDGs・ジェンダー平等も目標とする本町の姿勢として、性的マイノリティーの人たちの人権を尊重すること、また、来年に最高裁の判決を控えています。同性婚を認め、尊重することについての町長の所見を再度伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員のお尋ねにお答えします。

1点目の本町のパートナーシップ制度の導入についての進捗状況について、いつから実施するのか、また、実現した場合、どのような権利が与えられるのか、その内容についてのお尋ねですが、全ての人が人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせる町の実現を目指し、性的マイノリティーやその家族が抱える困難を解消する制度としてパートナーシップ宣言制度を導入する自治体が増えており、今年5月末時点で北海道では48市町村が導入しております。本町では、令和8年8月1日より、標茶町パートナーシップの宣言の取扱いに関する要綱の施行を予定しております。また、同時に自治体間の異動にともなう手続の負担軽減を図るため、自治体間の全国的な枠組みであるパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへの加入についても予定しており、8月以降に全国の加入自治体へ周知されます。

パートナーシップ宣言制度の導入により標茶町で受けられるサービスの内容については、まず住民票の続き柄を縁故者として同一世帯で住民登録ができる、農業経営にかかわる家族経営協定の申請ができる、町営住宅へのパートナーとの同居を前提に申請ができる、標茶町慶弔等内規の適用が受けられる、以上4点となっております。

2点目の性的マイノリティーの人たちの人権を尊重すること、同性婚を認め、尊重することへのお尋ねですが、パートナーシップ宣言制度は、法律上の婚姻のように相続や税の控除など法律的な効果が生じるものではなく、限定的であることはご指摘のとおりですが、本町としましては、性の多様性への社会的理解が促進され、町民一人一人がお互いの個性や多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され、自分らしく暮らせるまちづくりを目指していきたいと考えております。

最高裁判所の大法廷で審理されることが2026年3月に決定され、日本の司法における最終的な統一判断が示されるものと承知しておりますので、その結果につきましては真摯に受け止めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 8月1日実施ということなので、メニューについては今お聞きしましたので、これから私、検討したいと思います。

それで、次の質問に移ります。

2つ目の質問ですが、町民の合意の下での行財政改革を求めた質問であります。

町議会に周知あるいは議論されないまま、福祉をはじめ様々な住民サービスが後退あるいは切られている状況が多発していますが、次の点について伺います。

様々な補助金減額、打ち切りなどについて、どのように実施してきましたか。該当する団体、個人は納得していますか。

いくつか例を出して伺いますが、5月1日付で7月1日から「通所リハビリテーションサービスの廃止」のお知らせがサービス利用者に送られてきています。通所リハビリ廃止の要因は何ですか。また、利用者は何名ですか。廃止される利用者で通所の手段を持たず困っている人はいないでしょうか。

通所リハビリが廃止されると、通所の手段等で費用が増すことは考えられますか。また、窓口負担が増えることが発生しませんか。

有償ボランティアで実施されている交通安全指導について、予算がないので交通安全指導の回数を減らす話が聞こえてきましたが、それは事実ですか。事実とすれば、何をどのように減らす考えていますか。

一例を挙げましたが、機械的に各セクションの予算を削るのは納得がいきません。予算を削減することが住民生活にどのように影響を及ぼすのか、その内容を理事者は十分検討していますか。予算削減の規模だけを、住民と直接かかわっている各課、各係に丸投げをしているのではありませんか。そうだとすれば改めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

町民に対する説明会が各会場で行われましたが、全体として町民の理解と納得が得られたと考えていますか。また、どのように町民生活に影響が出るのか、具体的な金額面等の負担増などが明らかになっていない中での説明会であったと思いますが、予算を含めた行財政改革案ができた段階で再度説明会を開くべきと考えるが、いかがですか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員のご質問にお答えします。

1点目の様々な補助金減額、打ち切りなどについてどのように実施してきたか、該当する団体、個人は納得しているかというご質問ですが、どのように実施したかにつきまして、令和8年度の予算編成は、担当課による1次評価、行財政改革推進による2次評価、理事者等を含めて3次評価まで事業評価を実施いたしました。その上で、行財政改革推進計画に基づき、枠配当方式を採用し、各担当課と限られた財源の中での議論を重ね、予算編成作業を行ったところでございます。

また、該当する団体、個人は納得しているかでございますが、対象となる皆様にとりましては、活動の縮小や財政的負担増に直結するものであり、簡単に受け入れられるものではないと重く受け止めております。当然のことながら、厳しいご意見もいただいたところでもあります。しかしながら、本町が直面している厳しい財政状況や、将来世代にこれ以上の負担を先送りできないという行財政改革の必要性についての説明を行ってまいりました。その結果、全面的な賛成ではないと思いますが、本町の置かれた危機的な状況を深く酌み

取っていただき、苦渋の選択で最終的には多くの皆さんにご理解とご協力をいただき、現在の実施に至っているものと認識しております。

2点目でございますが、通所リハビリ廃止の要因は何か、また、利用者は何人か、廃止される利用者で通所の手段を持たず困っている人はいないかのご質問ですが、1つ目の通所リハビリ廃止の要因は何かにつきましては、運転職員の退職がきっかけとなっておりますが、従来よりリハビリテーションの効果的・効率的な運営を検討しており、総体的には患者数の減少や業務の効率化、収益の確保など、様々な観点によりリハビリテーション室が必要とされる患者様に有効にご利用いただくことを考え、通所リハビリを廃止する考えに至りましたので、ご理解を願います。

2つ目の通所リハビリの利用者は何名かにつきましては、令和8年4月の利用者について申し上げますが、29名の方にご利用いただいたところであります。

3つ目の廃止される利用者で通所の手段を持たず困っている人はいないかとお尋ねですが、4名の方が通所が困難、13名の方が未定とのことでありました。しかしながら、その方々につきましては、本人の希望等を第一に、ケアマネジャーと相談の上、訪問リハビリへの切替えやほかの通所サービスをご利用いただくなどの対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

4つ目の通所リハビリが廃止されると、通所の手段で費用が増すことは考えられるか、また、窓口負担が増えることが発生しないかとお尋ねにつきましては、通所リハビリを利用している方で最も多い要介護2の方で介護利用が1割負担の方を例に申し上げますと、通所リハビリから訪問リハビリへと変更した場合、1回当たり90円、窓口負担が安くなることになっております。

いずれにしましても、介護、医療にかかわらず、利用される方々がよりリハビリを受け、少しでも快適な日常生活を送れるよう努めてまいりますので、ご理解を願います。

4点目の有償ボランティアで実施されている交通安全指導について、予算がないので交通安全指導の回数を減らす話が聞こえてきたが、それは事実か。事実とすれば、何をどのように減らす考えているのかのお尋ねですが、標茶町交通安全指導員会は、現在25名の交通安全指導員で活動されておりますが、令和8年度の事業内容については、会長、副会長、会計、総務部長の4役において、令和7年度の活動状況を振り返りながら実施事業の検討を行い、本年4月23日に開催された定期総会で承認を得られたところでございます。

見直しの内容としましては、春と秋の標茶町独自運動での出勤人数の見直し、パトライト啓発日数の見直し、保育園、小中学校で実施している交通安全教室の出勤人数の見直し等を予定し、児童生徒への交通安全の見守り活動については例年同様に実施すると聞いています。

なお、今年度の活動内容の詳細につきましては、6月開催予定の役員会において詳細が決定され、また、予算執行状況を見ながら活動を行っていくと伺っておりますので、ご理解をお願いいたします。

5点目の予算を削減することが住民生活にどのように影響を及ぼすのか、その内容を理

事者は十分検討しているのかと、予算削減の規模だけを住民と直接かかわっている課、係に丸投げしているのではないかについてでございますが、行財政推進計画にともなう新年度予算編成を進めるに当たっては、厳しい財政状況を見据え、枠配当方式を採用し、限られた財源の中で効果的な予算配分を行うよう、総額の範囲内で予算編成作業を進めてきたところでございます。

また、理事者ヒアリングを実施し、各担当課との示された総額の範囲という制約の中で住民生活への直接的な影響や安心・安全が脅かされることがないかなどを議論し、重い責任を持って進めてきたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

6点目の町民説明会が行われたが、全体として町民の理解と納得が得られたかでございますが、今回の説明会では、本町が直面している厳しい財政状況や行財政改革に踏み込んだ背景については多くの皆さんにはご理解をいただけたものと認識しておりますが、しかしながら具体的な住民生活への直接的な影響や具体的な事業の見直し案などといった詳細な情報を十分にお示しすることができず、全体としては納得が得られたとは考えておりません。

さらに、ご参加いただきました町民の皆さんからは、将来への不安や今後どうしていくかなどのご意見も多数頂戴したところであり、私としては、その声を厳粛に受け止め、今後さらに丁寧な説明を行っていく必要があると強く実感しているところでございます。

次に、再度の説明会の開催についてでございますが、行財政改革を進める上で町民の皆さんに具体的な負担や影響が生じる場合には、その内容について明確にお示しして説明責任を果たすことが重要であると考えております。今後、具体的な行財政改革の内容が固まった段階におきまして、再度町民の皆様に対して説明を行うべきであると考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 資料説明、資料について提出してもらったんですが、この最初のところで様々な補助金減額、打ち切り、67か68ぐらいあるんですね。中には、まるっきり打ち切られたというところもあるんですが、私は、今回、説明会を行ったということで一定の評価はしますが、こうなる前に何度か説明会を持って住民の意見を聞くべきだというふうに、私、言ってきましたよね。それがないまま、いきなり補助金カット、打ち切り、こういうことが行われたということについての反省はありますか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今回、多くの町民の皆さんから、大体最初に質問があったのは、なぜこうなったのかということをもっと早く知らせてほしいということが一番だったのかなと、お言葉をいただきましたので、それについては厳粛に受け止めて反省したいと、そんなふうに思っています。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 結果的にこういう、今日の財政健全化調査特別委員会の報告にも

ありましたけれども、結果的に議会が多数決の原理で予算を通してしまったという問題もありますが、だけれども、その中でもちょっとこの大型の箱物の建設については問題ではないかと、考え直してはどうかと、それ以前に、これを造るに当たって町民の意見をもっと聞くべきではないのか、こういうことが議会でも何回となく議論されました。そのことについての反省はありますか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私も、いろんな人からいろんな意見、町民の皆さんから、具体的なことで言うと、かや沼につきましても一日も早く再開してほしいという意見をいただきましたし、実は議員の皆さんからも、何人かの議員さんが私の応接室に来ていただいて、その要請を直接受けたこともありますし、多くの皆さんがやはり再開を望んでいた施設であることには変わらないだろうな。ただ、それをどういうふう to 実現するのか、それについてはいろんな手法も含めてあったと思うんですが、ただ、いろいろ環境を含めて、国立公園という中で、例えば国からの、遊休している国立公園の中の宿泊施設に対して補助金の可能性があるとか、いろんな情報をいただいて、それらを有効に活用するのが一番いい方法だろうなということで、それと、あと財源につきましても、過疎債よりもさらに有利な辺地債ということも、いろんな方からのアドバイスを含めて、北海道からこういう情報がありますよということにいただきながら総体的に判断した結果、着手することに私は決断をさせていただいて、議会にご提案をさせていただいて、結果、皆さんから、多数決という話もありましたけれども、そういったことをいただいてゴーサインしたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 町長、あのとき2,000名を超える署名が集まって、憩いの家を再開してほしいという要望が出ました。事あるごとに町長はそのことを今回の観光施設の、温泉施設のことの理由に挙げるんですけれども、この2,000名の署名の多くの人たちは、以前の本当に町民向けの、町民のための観光温泉施設、これを望んでいた。ああいう施設を望んでいたわけでないと思うんです。それは私、署名していた人たちや、あそこに名前を連ねた人たちの意見を聞いたら、全然話が違うと。事あるごとに再開を望んでいる町民がたくさんいるので、ああいうことにしたというふうに言いましたが、それを口実にしないでほしいなと私は思うんです。それはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私も答弁にちょっと困るなと思うんですけれども、その署名した人も含めて私もいろんな人に会っています。ただ、かや沼が例えば倒産した原因とか今の時代に本当に合う施設だったのかとか総合的に判断して、新しいものを造るときには、次の世代に合ったもの、後世に残せるものを私はしっかり造りたいと思いました。そこが恐らくいろんな判断の違いがあるのかなと思っていますし、今でも私は、今のできたぼん・ぼんゆについては、全国から多くの人が今でも来ていただいて、初年度で宿泊率58%を超えるというのは、指定管理委託をしている共立さんから言わせても非常に高い施設ですと

言われています。私は、そのくらいポテンシャルのある施設ができていると思います。若干700万円程度、初年度は赤字が出ていますが、これからさらに伸び代があるのではないかな、そんなふうに思っています。

あとは、町民の皆さんが料金的に高いとか、そういう話をされていますが、実際に皆さん、阿寒町とかに泊まったらいくら払いますか。2万円以上高い金額を払っているではないですか。それでも町民の皆さんからすると、やっぱりぽん・ぽんゆは高いという、一般的なことで話をされると。

あとは、一般入浴のほうオープンしている時間が少し宿泊客のほうにウエイトを置いている部分もあるので、もう少し遅い時間まで拡大してほしいというのは、ほかの今回の町民説明会の会場の中でもありましたけれども、そういったこともさらに今度支配人と話をしながら、今回いろんな意見をいただいた部分は反映していこう、町民がさらに使いやすいような施設には近づけていこうと思っていますから、私は今に合った形の、これから先のことも考えて判断をさせていただいた施設だと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 標茶の町民が阿寒町の高いホテルに行くというのと、今までどおりにあの憩いの家に憩いに行くというのとは全然違うでしょう。そういう論理のすり替えはやめてほしいなと思います。

私、このことについては、もうできて運営しているわけですから、ただ、一言言いたいのは、三セクでやっていた憩いの家、確かに後半厳しい経営状況になりましたけれども、ずっと指定管理料は出していなかったではないですか。最後の2年間ですよ。しかも、1年間そんな460万円ですか、560万円でしたかぐらいの金額でしょう。今、3,200万円ですよ。あのお金があったら、従来の憩いの家は続けてこられたのではないかなと、まさしく町民の憩いの家だったのではないかなと私は思います。そのことは私の今日のテーマではないですから、そのときに町民の声、意見を聞いて事業を進めるべきではないのかというのが私のテーマですから。

それで、もう一つ言いますけれども、いくつか私、問題提起しましたが、例えば通所リハビリテーションサービスの廃止、運転職員がいないと。これも資料要求したら、実に会計年度任用職員、正職員含めて、正職員なんか令和7年、8年で20名も辞めていると。会計年度も入れたら29名も辞めていると。これは本当に今の標茶町のサービス低下といいますか、厳しい状況の中で相当な問題があると。人口の流出にもつながるし。そういう点で言えば、私は今のこれを、町を再び全く元のようにはいかないかもしれませんが、元のように戻すというのは、かなり困難なことだと思うんです。

そこで、私は実際に通所リハビリテーションの話を一例として出しましたが、現実には25日、私、開発センターの会場に行きましたが、町長も副町長も通所リハビリテーションが廃止されたということを知らなかったではないですか。つまり、各係に、あるいは各課に、いくらいくら削減しろと至上命令を出して、出てきたものについて、例えば通所

リハビリテーションが仕方ないのか、必要ないのかという検討を理事者はしていないのではないですか。そういう一つ一つについて、例えばの例で出しましたけれども、それはどうなんですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

確かに開発センターの説明会の席で、私と、それから町長の反応がちょっと遅かったというのは認めます。ただ、それは決裁という形で町立病院から今回の内容については来ておりまして、その内容について確認をして承知していたのですが、内容とかがちょっと手元になかった、それこそ手元になくて記憶でしゃべってしまうと、間違ったことを言ってしまうと回収がつかなくなってしまうのではないかなというところで即答できなかったという事情がありましたので、それはご理解をいただきたいと思います。

丸投げでとかという感覚は、私は持ち合わせておりません。あくまでも現場サイドで、先ほど町長からの答弁にもあったとおり、運転職員が退職したことがきっかけではあったんですけども、効率的にリハビリテーションのサービスを提供する形、どんな形が一番いいのかということを病院ではもともと考えていて、そして職員不足がきっかけではありましたが、通所ではなくて訪問とか、あるいは院内などに集約を、集中をして提供していくということが効率的な人材活用方法だという結論に至ったという決裁でありましたので、決裁を了承したところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） これ、その通所リハビリの人たちに5月1日付で文書は発送されているんです。あれは5月25日です。つまり、そういう大事な、町民の福祉にとって大きな問題をもう発送してしまっているわけですから、発送する前にその検討を理事者がしていないということでしょう。そうではないですか。それはどうなのですか。発送してしまっているのですから。その前に、こういうふうに発送しますと、通所リハビリを廃止するということを進めますということを知っていなければならないのに、知っていなかったではないですか。そういうやり方をこれからもしていくのであれば、私は今の行財政改革はなかなか遠い話だと思いますよ。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・村山君。

○病院事務長（村山新一君） 病院のほうから答えさせていただきたいと思いますが、今回の通所リハビリの廃止の部分でございますが、町長の答弁でもありましたように、運転職員が退職したというのはまずきっかけではありますけれども、様々なリハビリの充実化を図るために判断した部分であって、行財政改革を念頭に置いた廃止といった形ではないということは、まずご理解いただきたいと思っております。

あと、5月1日付の文書というのも、これはまず第一に一番影響力がある利用者の方に初めにお伝えしなければならないということで、5月1日付の文書ではありますけれども、それぞれの文書については実際に利用者に直接手渡しをして、なおかつ今後のスケジュール感、どういった形になるのかといったところも、不安がないように丁寧にご説明してご

理解をいただくというような動きを病院のほうではしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） いや、私、そういうことを言っているのではなくて、通所リハビリが廃止になるというような、町民にとってすればすごく大事な問題、これを発送する前に理事者が知っていないということがおかしいではないですか。それとも、この通所リハビリの廃止は、それほど重要なことでないと思っているのでしょうか。

これも一例ですけれども、つまりそういうふうに各セクションでいろんなことをしますよね。財政ひっ迫の折、こういうことを廃止するとかなんとかと、理事者はチェックしないのですか。しかも、通所リハビリの担当者の、責任者の名前ですよね。普通で言うと病院長とか、あるいは町長とか、名前で出すべきではないですか。どうですか、その2つの点について。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時27分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お時間を取らせてすみませんでした。

深見議員から、重大な決定事項について、私たち理事者が知らないうちにかというか、承知をせずに現場任せで進んだのではないかという趣旨のご質問だったという理解なのですが、ちょっと決裁の日付等について確認をしようと思ってお時間をいただいたのですけれども、病院のほうでは、最終的に4月28日に行われた院内の会議で、病院としてリハビリテーションのこの先については7月1日から通所リハビリテーションの廃止ということでやっていこうということが決まった、その日に決裁を起こしたというようなことであります。決裁が回ってきまして、我々が承知したのは5月1日、もしかすると後ろを回っていたかもしれませんが、病院のほうでは5月1日付の文書を、先ほどあったように来院された方に順次手渡しをしながら説明をしているという状況であります。

私どもは、さっき言いましたけれども、決裁の中で病院の方針として、行財政改革の一つの項目というよりは、従前から考えていた経営の効率化といいますか、サービスの強化という部分での改善策として提案されたというところで決裁を承知したという経過でありまして、決して私どもが丸投げをして、ここの経費を削れということを指示して、そして病院のほうで勝手に走ったというような事実ではありませんので、そこはご理解いただきたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） いや、それは説明になっていないですよ。私、今、通所リハビリ

のことしか言っていないけれども、ほかにもあるんですが、患者さんに、7月1日から通所リハビリが廃止されますと。これは福祉の後退ではないですか。しかも30名に近い人たちのね。これについて理事者があとから知ったという、これはおかしくないですか。普通はそのことを承知で、そうだねと相談ずくでやるのが本場で、だから私は丸投げしているのではないかと、これだけ予算を削れと丸投げしているのではないかと。その結果、出てきたのが通所リハビリの廃止でしょう。これは患者さんにとっては、すごく大きな問題です。そのことをやっぱり理事者の判断を仰ぐという仕組みになっていない。だから、こういうことになるのではないですか。だから、私は、言葉は悪いかもしれませんが、丸投げという言い方しているのです。こういうやり方をやっていたら、今後、5年間と町長はしきりに言いますが、私は標茶町は元に戻らないと思うんです。今の通所リハビリの問題だって、そう思いませんか。本来であれば、町長のところまでその問題がいつて、それを決裁するというふうに、これは普通そう思いませんか。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

本来、決裁は施行前に全て終わるべきものだというふうに思います。先ほど言ったように、4月28日の幹部会議後に決裁が起こされた。それを、ちょっと我々が決裁を終えたのが明確に今お答えできないので、もしかするとあとになっている可能性はあるのですが、文書の日付と、それから実際に配付されたところでは、利用者にとって理事者の判断が及ばずに不利益を与えたというようなところではないというところは何かご理解をいただきたいなと思います。決裁の原則については、議員ご指摘のとおり、施行の前には全ての了解が得られなければ動くべきものではないというのが原則だと理解しております。

（「ちょっと意味がわからない」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） ちょっと意味がわからないんですけども、いや、もういいですね。そういうことで、本当にこれから、来年の令和9年からもっと厳しくなりますよね。具体的に町民のところに負担が行く計画がそちらのほうで作られているわけですから、もっと厳しくなりますよね。だから、そういうときに私はやっぱり町民の人たちと一緒にこの困難を乗り越えていくという構えがなかったら、この通所リハビリの問題一つとって、だって5月1日付でもう発送されているんですよ。あのときはそれを5月25日によくわからなかったではないですか。いや、僕は問題が大きいから言っているんです。通所リハビリ廃止ということについて言えば、問題が大きいから言っているんです。そのほかの細かいことについて連絡が来ないというならわかるんですけどもね。

そして、その文書を出した責任者が、病院長でもない、町でもない、リハビリの責任者でしょう。これって普通ではないんじゃないですか、こんな大事なこと。それが普通なんですか。そこだけ聞いて私も質問をやめますけれども、それは当たり前のことなんですか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・村山君。

○病院事務長（村山新一君） お答えしたいと思います。

今回、通所リハビリの廃止をしたことは大きなことであるのではないかというご指摘をいただきました。当時、現場、病院のほうでは、リハビリについては入院リハビリ、外来のリハビリ、あとは訪問のリハビリ、通所のリハビリ、この4つをリハビリテーション科のほうで回しているというような状況、実際に技師さんについても4名の方が掛け持ちをしながらやっているといったところで、一定程度、入院リハビリだったり、外来リハビリにあっても患者数の需要がありまして、そこも増やしていきたいという思いもありながら、通所リハビリのやはり送迎であったりとか時間的ロス、急遽キャンセルとかも当然ありますし、再度の日程調整等々、運用の部分の中でより多くの方のリハビリを提供したいという思いの中から、4つあるうちの1つを廃止したといった経過で動いておりますので、決して通所だけを切るということではなくて、リハビリテーション全体を見たときにより多くの必要な町民の方にリハビリが行き届くようなことができるようにということと判断したといったところでありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） これで終わりますけれども、事務長、私が言っているのは、そういうことではないんですよ。そういうことではないんです。そういう大事なことを理事者の方が知らないうちに各セクションで行われているということが問題ではないかと、そういうやり方をやっていたら、町民が一緒になって標茶町を立て直そうなんていう気にならないではないですか。そういう説明を聞いているのではなくて、運転手がいなかったら、運転手を雇えばいいではないですか、雇う努力をすればいいではないですか。私はそう思うんですよ。そういう点では、25日の日に、その以前から私、その文書を頂いて知っていたんですけども、あのとき、町長も副町長も、えっ、そんな話あったのみたいな顔をして、しばらく休憩しましたよね。そういうことであっては、だから僕は現場に丸投げしているのではないのかと、そういうやり方をやっていたら町民一丸となってこの危機を打開できないのではないかと、そういう心配があるからこういう質問をしたのです。そこだけわかっていただければいいです。

以上、終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、深見君の一般質問を終了いたします。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君）（発言席） 私は、小中学生に酪農・畜産の授業をさらに充実させてはどうかということについて質問いたします。

本町でも新規就農対策等の取り組みが行われていますが、農家戸数は減少を続けて、特に後継者のなり手が少なく、地域の集落維持が深刻な状況であります。

小学校社会科郷土読本「わたしたちのしべちや」などを使用し、既に授業などを行っていると思いますが、さらに今後、本町の基幹産業を守り発展させるために、義務教育でも授業の中で酪農・畜産業の現状や課題、将来像などを学ばせることによって、早い段階から関心を持たせることが酪農を基幹産業としている標茶町にとって大事と考えますが、どうですか。

生活科や社会科などで搾乳ロボットでの搾乳の様子を見学したり、農家の話を聞くなど、現場学習を通じて早い段階から興味の持てる取り組みができないですか。多種多様な酪農・畜産業の知識や体験を得る機会を教育現場から伝えていくことはできないですか。伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員のお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のとおり、本町の基幹産業である酪農・畜産は、地域経済や集落の維持において重要な役割を果たしています。しかしながら、農家戸数の減少や後継者不足という課題は全国的な根深い問題であり、本町も同様の状況であることを重く受け止めております。

ご指摘いただきました、小学校社会科郷土読本「わたしたちのしべちゃ」を使用した授業につきましては、地域の酪農や産業の重要性を子供たちに伝え、貴重な学習機会として位置づけをしております。さらに、ふるさと標茶を理解し、郷土愛を育むことを目的にしたふるさとキャリア教育の中に、本町の基幹産業である酪農・畜産に係る体験学習を通し、食と命の大切さを学ぶ機会を新たに設けていただくよう、教育委員会にお願いをしているところであります。

酪農・畜産が町を支える基盤となっていること、ひいては農業が国を支え、農業なくして国の未来は語れないということを幼い頃から学んでもらうことは、酪農・畜産に興味と誇りが持て、農家のお子さんであれば親元就農に、そうでない子であっても将来的な酪農・畜産の担い手や農業に携わる人材につながる可能性が高まる、新規就農者支援事業と同様の重要な取り組みであると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

本町において、酪農・畜産業は地域経済や集落を支える基幹産業であり、議員ご指摘のとおり、農家戸数の減少といった深刻な課題に直面する中で、子どもたちが早い段階から地場産業への理解と関心を深めることは重要であると認識しております。本町の教育現場におきましては、地域への理解と郷土愛を育むため、小学校社会科郷土読本「わたしたちのしべちゃ」を活用した学習に加え、総合的な学習の時間を活用した体験型学習を積極的に実施しております。また、一部の学校では、地域の農家の協力を受け、酪農体験を実施しております。

なお、TACSしべちゃが教育認証ファームを取得したことを受け、教育委員会では新たに農業研修施設を活用した酪農体験型学習を試行的に実施することを決定しております。具体的には、小学3・4年生を対象に牛舎体験やバター作りといった実地体験を行い、キャリア教育と食育の両面から理解することを目指しております。子どもたちが農家の方々から直接お話を伺い、酪農現場に触れる体験から酪農・畜産業への理解を深め、将来の職業としての魅力を伝える一助になることも期待しております。

教育現場を通じて子供たちに酪農・畜産業の知識や魅力を伝え、本町の未来へつなぐ

人づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 今、教育長から答弁がありました。それで、ちょっと具体的な中身のことについてお伺いしたいんですけれども、実際、授業の中でこの郷土読本「わたしたちのしべちゃ」などを利用した授業時間といますか、日数といますか。

それと、ちょっと前後してしまうかもしれませんが、この「わたしたちのしべちゃ」、僕が拝見できたのは平成15年と令和3年の2冊なんですけど、この中で編集員になっている方々というのは、地元の学校の先生方を代表して構成されているよということで理解したんですけれども、この先生方も郷土読本を作る上で実際に足を運ばれて農家の話を聞き取るとか、そういう行動もされているんでしょうか。

その2点についてお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会指導室長・鳴野君。

○指導室長（鳴野雅之君） 今のご指摘について、社会科の副読本「わたしたちのしべちゃ」を使っている時間数について、まずお答えいたします。

社会科の副読本につきましては、小学校の3・4年生で活用しております。時数のほうが、小学校3年生におきましては年間78ですので、大体週2時間から3時間ということになります。小学校4年生におきましては101時間ですので、およそ週3時間相当ということになります。時数の部分についてお答えいたしました。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） 郷土読本の編集についてのご質問だったと思いますが、これにつきましては、作成する年度に郷土読本の制作委員会を設置しまして、委員の中で取材をしながら製本しているというふうに理解しています。具体的に農場まで行っているかどうかというのは私も確認はできていませんが、理科で言うと、やっぱり現場を必ず確認して取材をして製本するのは原則ですので、議員もご覧になったことがあると思いますけれども、例えば農家の方のインタビューであるとか、現地の写真であるとか、そういった現場の教材を豊富に入れた内容になっているかと認識しておりますので、そんなふうに理解していただければと思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 今お答えになっていただいた、現場の細かい取材を基にして編集されているという答えだと思うんですけれども、僕が見た限りでは、やっぱり実際に農家の今置かれている状況とか、そういう時代の変化みたいなものは正直言って感じられなかったですね。要するに、今、現実的に農家の中では、例えば外国人の労働者が入ってきて、規模拡大が進む、そういう中で搾乳ロボットを利用した搾乳が増えてきている、そういう時代の流れに沿った読本にはなっていないのではないかなという具合に思います。そういうことを実際、具体的に現場の実情をやっぱり取材なり調査して作っていくべきではない

かと、これは僕の意見ですけれども、そう思いました。

それと、今、小学校3年生、4年生での時間数のお答えがありましたけれども、僕もこの質問をしようと思っっているんなものを調べてみたら、これは山口県の酪農学習の、酪農体験の授業といえますか、これは小学1年生に農家に入って、その8年後の中学3年生でもその牧場をずっと視察してきて、その中で子供たちの酪農に対する気持ちの変化みたいなもの、やっぱりその何年間の間にいろんな社会現象で起こり得た農業に対する状況なんかをリアルにまとめている記事がありました。そういうことも含めて参考にさせていただきたいと思います。

それともう一つ、これは「北海道小学校社会科副読本にみられる「酪農学習」について」という、文教大学の先生と現場の先生が協力して作った資料だと思うのですが、例えば標茶町の中でも大規模にやっている何百頭という農家もあるし、30頭、40頭でやっている農家もあると。そういうこともリアルに子供たちが知っていく、そういう学習も非常に大切で、その経営の仕方にどういう特徴があるのかということもつぶさに学習していく、そういう酪農体験の授業というものをこれからしていくことが大切だと思いますし、今、穀物が入ってこなくなったり燃料が入ってこなくなったら農業ではどれだけのことが起こるのかということも、やっぱりその時間の流れ、歴史の流れの中で教えていくということも必要ではないかと。そういう副読本が作られ、授業に生かされることを期待して、あまり中身の深い質問はちょっとできないんですけれども、そういうことを一つのきっかけにさせていただきたいと思い、この質問をしました。

終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、2点質問いたします。

1点目、5年後の町の姿を町民に示すべきではないかであります。

平成24年10月9日と11月9日の2日間、総務経済委員会は「標茶町の財政状況」に関する所管事項調査を行っています。当時の財政担当課は、現状のままで平成25年度の財源不足が約8億7,900万円、平成34年度、つまり令和4年度では約20億7,900万円の財源不足が見込まれるとしていました。

また、関連して消費税法及び地方交付税法が改正されれば、平成34年度（令和4年度）の財源不足は約22億9,600万円となり、基金の残高は平成28年度以降減少し、平成39年度末（令和9年度末）には底をつくと予想されるとしていました。

この中で注目すべきは、消費税法及び地方交付税法が改正されれば基金の枯渇はさらに2年早まり、平成37年度末、つまり令和8年3月31日の時点で基金が底をつくと予想していた点であります。

そして、こうした財政に関する厳しい将来予測に対して、行政改革や歳出抑制、さらには起債の借換えなどによって、基金残高を約60億円まで増やした経緯があるわけです。その基金を8年間でおよそ50億円減らしたことは、このことに関しては議会の責任も大きく、

痛恨の極みと言わざるを得ません。

このように、過去には10年以上先の財政状況を的確に予測していた事実があるわけですから、現在取り組んでいる行財政改革推進計画を実行することによって、5年後の標茶町の財政状況がどこまで回復し、町の姿や町民の生活がどう変わるかについても、しっかりと予測されていなければならないのではないのでしょうか。行財政改革推進計画に関する町民説明会では、痛みを伴う改革の先が具体的に示されていませんでした。その点について町民が納得できる内容を示していただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員のご質問にお答えします。

総務経済委員会による平成24年の所管調査事項における将来予測とその後の基金の確保、そして近年の基金減少に至った経過につきまして、財政分析に基づいたご指摘をいただきました。

基金の減少につきましては、老朽化した公共施設の更新など維持管理経費の増加や過去のインフラ整備で発行した地方債の固定的な負担、繰出金等の増加など様々な要因がありますが、結果として基金の残高が大きく減少した事実に対し、強い覚悟を持って行財政改革推進計画を策定したところでございます。議員ご指摘のとおり、行財政改革を進める上で財政状況の見通しを具体的にお示しすることは重要であり、その必要性についても私も認識しているとおりであります。

先般開催しました町民説明会では、行財政改革の先のある具体的な町の姿、財政の将来像について具体的にお示ししておりませんが、町民説明会においても町民の皆さんからいただきました様々なご意見をしっかりと受け止め、現在進めております行財政改革の取り組みをさらに加速させるとともに、今後は行財政改革の具体的な実行計画や本町の将来の財政状況などをお示ししてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 私が質問している行財政改革推進計画の先に町民にはどんな生活が待っているのかということについて、現状では具体的に示すことができないというお答えには、正直残念に思うところがあります。

ただ、具体的に示すことができないというふうにおっしゃっておりますけれども、財政ひっ迫が判明したというか、予算編成に当たって財源不足がはっきりとした令和7年4月、3月にわかっているのだから4月に第3期標茶町創生総合戦略という、物すごいカッコいい計画がつけられているわけです。その中では、標茶町の将来像について、ある程度の目標とか、そういったものが示されているのですが、そのことと、今回、行財政改革推進計画をやった先のことというのはリンクしないというか、同調しないということなんですか。

この計画というのは、標茶町第5期総合計画にも基づいている、総合計画の下計画です。だから、そんなふうにして向こう5年間どうなっていくかということ予測しているんですけれども、それは行財政改革推進計画の先にある標茶町の姿とは別なんですか。

○議長（菊地誠道君） 行財政改革推進室長・内藤君。

○行財政改革推進室長（内藤政夫君） お答え申し上げます。

標茶町行財政改革推進計画の中に記載されている部分なのですが、第3期標茶町創生総合戦略というものも、この計画と関連、計画の考え方、整合性を図っていくということで記載させていただいております。

標茶町創生総合戦略の内容と、これから具体的にお示しをさせていただこうと思っているこの行財政改革推進計画、このどちらにつきましても、当然整合性を図るということです、その作業の中でどちらも今現在の計画がありますけれども、これが全てというか時点修正をかけないというわけではありませんので、今後その取り組みの中でそれぞれ時点修正をかけていきたいと考えているところでございます。

あわせて、行財政改革推進計画につきましても、今回、町民説明会を開催させていただきまして、その中でいただきましたご意見もたくさんあります。こちらのほうも踏まえて、この推進計画、やはり内容をその時点でしっかり見直しも含めて検討をして、あわせながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） そうすると、皆さんがとりあえず今の時点で行財政改革推進計画の先の標茶町の姿、町が思い描いている姿というのは、先ほど申し上げた第3期標茶町創生総合戦略、これに具体的なことが書かれているということですから、ホームページが苦手な方もこういった資料をぜひ見ていただいて、次の議論の参考にしていただきたいと思います。

ただ、その中で、先ほど同僚議員の質問に対する答えの中で、町長はいつも「実は」と言うのですが、実は食料自給率に関して標茶町は1,000%を超えていると。要するに、標茶町の可能性について言及している、農業の可能性について言及しているし、そこに注力していくのだということをおっしゃっていた。けれども、この第3期標茶町創生総合戦略の中では、そのことに関する、農業に関する、基幹産業に関する記載というのはごくわずかです。だから、町長がこれまで力を入れてきている子育て支援とかに関する記載に比べると、非常に内容が薄いと言わざるを得ません。そういった意味で、実際はそうではないと、この計画以外に行財政改革推進計画を進めた後に、標茶町の基幹産業がどうなるというふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 標茶町創生総合戦略の内容が薄いというご指摘をいただきましたので、担当としてご答弁させていただきたいと思います。

この部分につきましては、基本的には総合計画の部分から人口増にかかわる取り組みの部分抜き出して策定し、さらにはそれを地域再生計画として内閣府に提出して、企業版ふるさと納税を受けていいですかという申請の大本になる計画でありまして、令和6年度末で切れるということもありましたので、令和7年4月に第3期の標茶町創生総合戦略を策定させていただいたという経過がございます。

それで今、私どもが、この総合計画の実施計画に書かれている部分につきましては、企業会計も含めてですけれども、いわゆる事業予算と呼ばれるものが総事業費で四十何億円の数字が書かれています。今年の予算を見ますと、四十何億円なんていうのは到底予算化ができなかった部分がありますので、やはりこの規模感で維持できるとは思っておりませんで、行財政改革推進計画をつくったときに説明させていただきましたが、これをやることによって何を表現するのだというところで、総合計画を実現させるためにこの計画をつくっているのですということをお話しさせていただいたというふうに記憶しておりますが、現状の行財政では総合計画の実施計画も全て表現するというのは、無理な話だということはおわかりいただけると思いますので、今、総合計画を本体までいじるかどうかはちょっと即答できかねますが、この実施計画をまず改訂作業をしながら、その次に必要になれば創生総合戦略、これは内閣府のほうといろいろやり取りがあるものですから、一応5年間の計画期間ありますから、その中で直すことができるのかどうか、今、即答できかねますけれども、それに基づいて企業版ふるさと納税の地域再生計画も変えるという作業がありますので、この一連の作業の中でどこまで手をつけられるのかというのは研究したいなと思っています。

いずれにせよ、実施計画につきましては、現状の実施計画ではこれを表現することができませんので、これは改訂作業に着手しなければならないということで、今、担当も含めて検討しておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） そういうふうにして、具体的な姿が示していただけるように期待をするところです。

戻って、行財政改革推進計画について、これは私の感想ということになるんですが、現在進められているその行財政改革推進計画では、使用料・手数料の見直しということが柱になっている。要するに、財源について注目していて、財源確保をどうするかということが主眼になっていて、それに合わせて行政を運営していくのだということだと思っておりますけれども、その財源と財政というのは、別ではないんですか。財源イコール財政ではないですよ。要するに、財政というのは、その集めたお金をどう使うのかという、そういうものであって、その視点が若干弱いように感じるわけです。それは、同僚議員の質問なんかにもあるとおり、削減であるとか、それから今後出てくるであろう使用料・手数料の見直しに関する条例改正であるとか、そういったところがどうしても目立ってしまうというか、私たちちょっと痛いなと感じてしまうんだけど、その一方で、お金の使い方という点についてどうだろうと、まだ踏み込むべきところがあるんじゃないですか。

例えば綿羊の事業にいくらかけていますか。今年度、地域おこし協力隊員を終了された方に町の綿羊を20頭預けていますよね。いくらかけていますか。それ、町で管理すればいいことではないんですか。

それから、高齢者事業団への補助金が全廃されています。70万円です。だけれども、一方で町有馬を持っていて、その預託料と調教料、餌代等は合計すると70万円を超えますよ

ね。町有馬を、町が馬を所有する理由というのが、実際ここ数年見ていて私は見当たらないと思っています。なぜなら、預けている民間業者さんの馬を常に利用している。そちらのほうが利用されているからです。これは別に町で面倒を見て、その方に調教に来てもらえばいい話でとか、細かい話ですけれどもね。

あとは町有施設の管理委託料と、そこから上がる収入というのが全く見合わないケースというのがあるわけです。そういうところに全く踏み込んでいない。

確かにそれを合計したからといって何億円にもならないかもしれないけれども、そういったことを行わないで財源の確保ということに特化して、しかもそれ自体は町民に痛みを与えるものなのです。

一方で、財源確保には、Ｊ－クレジットへの取り組みであるとか、それから、これは同僚議員も質問していましたけれども、町有林の売却であるとか、町有地、それから町有施設の売却であるとか、あとは太陽光発電業者に対して公共施設の屋根を貸すであるとか、小さくてもそういったことを積み上げることによる財源の確保というのは、やっぱりしていかなければいけないことだと私は思います。

そういった意味で、財源とそれから財政ということで言うと、その双方のバランスというのをしっかり取っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 行財政改革推進室長・内藤君。

○行財政改革推進室長（内藤政夫君） お答え申し上げます。

ただいまご指摘いただきました、財源と財政の視点でございます。財源につきましては、基本的には単年度の財源調整ですとか、そういったものであったり、財政の視点で言いますと、中長期的な視点でどういうふうに運営をしていこうかという視点だと思っています。

今回の推進計画の中でもいろいろ歳入、収入の部分とそれから歳出、支出の部分ということを記載させていただいております。ご指摘のところが歳出予算というか、支出のほうの部分が合ったかと思います。こちらのほうは計画の中でも事業予算と経常予算の見直しという項目があるのですけれども、その中の事業評価、先ほどご指摘いただいた牧場の部分ですとかというのは、事業予算のほうになるのかなと思うのですが、私どもの推進室のほうで事業評価というものを担当業務として持っておりまして、やはりこの事業評価を定めたスケジュール感の中でしっかり三次評価まで行っていく、まずここがすごく大事なところだなと考えてございます。そこの三次評価まで終わった結果に基づいて、その後の予算編成作業に入っていくもの、また具体的に町民の皆様方にお示しできるような議論ができてくるのだらうと認識しております。

ですので、まずこの支出の部分でございますけれども、私どもとしては、繰り返しのようになって大変申し訳ございませんが、私どものほうで事業評価の指針というものを持ってしまして、そのスケジュールの中で言いますと、夏場までには三次評価まで終わらせるということが基本的なスケジュールになろうかと思います。これまでは予算編成と同時期に事業評価も行ってきた経過はあるのですけれども、そこから数年かけて今のような形をしていますので、まずそういった中でしっかりとスケジュールのとおりに進んでいくということ

がすごく重要になってくるかなと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） この件に関しては最後の質問ですけれども、今の室長の説明、これまでの説明にも含まれているんですが、今回の町民に対する行財政改革推進計画の説明の中で様々な意見があって、提案も例えばあったりとかして、そのことに対して説明会に来られていない方、全町民にどうやって知らせるのかということ、同僚議員の質問などにもあって、大変重要だなと思っているんです。

そのことに関連してですけれども、これは町長の答弁ですかね、内容が固まった段階でそういった説明もしたいというようなことに言及しているわけですが、私たちのこの受け止め方なのですけれども、例えば使用料・利用料の値上げが決定したという、もうコンクリートされた段階、様々な条件が、そしてコンクリートされている状態のことをいうのでしょうか。それとも選択肢が出た段階ということなののでしょうか。そこを確認したいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 担当からお答え申し上げます。

使用料・手数料につきましては、以前の全員協議会で算定の考え方についてはご説明させていただきました。現在その算定の考え方に基づいて、各課一生懸命計算しております。6月中旬までには、最初の素案に基づいた料金改定の素案がそろそろ予定で、今、準備を進めております。単純にそこで条例提案をして終わりという話にはならないだろうなと思っています。

選択肢というのが出せるかどうかはわからないのですが、こういうことで例えばこの料金をこういうふうに改定させていただきたいということになろうかなと思うんですが、そういった提案の仕方になるのではないかなとは思いますが、選択肢というご指摘ができるかどうかは即答しかねますが、料金改定の素案という形で提案させていただきたいなと思っています。

そうしますと、以前の全員協議会でお示しさせていただいたスケジュールで、私どもは来年度からしたいと思っておりますけれども、それに間に合うのかがわからない状況ですが、ただ、今回の町民説明会でいろいろご意見あった部分については、当然そういったご意見もいただきながら進めるということがありましたので、そういうことは考えていかなければならないだろうなと感じているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） ちょっと1点、おわびしなければいけないのかなんですけれども、選択肢という言葉が私が使ったのは、これ、町長がずっと使っているからです。要するに、こういうふうにするよと固めたのではなくて、町民の方々に選択肢を示してという説明をずっと言っているんです。それで選択肢という言い方になりましたけれども、事務の進め方として、今、課長がおっしゃっているように、ある程度の姿というのを

決めて、それを納得できるように説明するという事で私は理解いたしました。ぜひそれになるべく早い時期に、時間をかけてやっていただければと思います。

次の質問にまいります。

2点目ですが、家畜ふん尿処理共同利用施設を有効利用すべきです。

現在、標茶町育成牧場の管理下にある「磯分内美幌地区堆肥舎（通称、美幌堆肥舎）」については、施設の老朽化やターナーの故障により実質的に機械庫となっています。

肥料価格の高騰が酪農・畜産の経営を圧迫している現状を鑑み、本来の目的である良質の堆肥を製造する施設として再稼働させるべきではないでしょうか。

町としての使用にかかわらず使用対象の範囲を拡大すれば、町有財産の有効活用になると思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員のご質問にお答えします。

磯分内美幌地区の堆肥舎につきましては、地域での共同利用を目的として道営中山間事業を活用して平成14年に建設し、翌15年度から地域の共同利用での使用を開始いたしました。しかしながら、組合員の離農や各農家での堆肥舎が整備されたこともあり、平成28年に利用組合での利用が終了となり、補助事業上、財産処分や施設の目的外利用に制限があるため、現在は育成牧場にて戻し堆肥の製造を続けておりますが、最大限の活用ができていない状況であります。

使用対象の範囲を拡大して有効活用をとのお尋ねですが、町といたしましてもこれまで活用方法を検討してきたところではございますが、先頃、町内の堆肥製造事業者から標茶町内での堆肥製造事業を試行したいという相談があり、美幌地区堆肥舎の有効活用と地域の適正な家畜ふん尿処理対策にもつながるとして、当該施設の活用について関係機関と協議を進めていくこととなっております。

現在、相談のあった事業者に事業計画の作成を行っていただいている段階ではありますが、この事業を実現できれば施設の有効活用がかない、町内の農家の家畜ふん尿を受け入れることで家畜ふん尿の適正処理の有効な対象にもなると考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 現状についてよくわかりました。

私は長く酪農・畜産の現場にかかわってきて、その間ずっと思い続けていて言い続けていることは、パドックに散らばっている家畜のふん尿というのは宝である。そして、そこから作られた、積み上げられた堆肥の下には、もうこれはお金が埋まっているのだということをずっと言ってきました。私がかかわったところでは、そういった利用を進めてきたという自負があります。

ただ、化学肥料の値段が諸外国の事情であるとか、いろんなことで大きな幅で価格が上下するわけです。価格が上がったときには、こういった美幌堆肥舎のような施設の重要性

というのが言われるわけなんですけれども、一旦、情勢が落ち着いて価格が下がってしまうと、そのこのところの関心というのが薄れてしまうなとずっと思っています。

そのいい例が、もちろんスラリーの利用もありますが、化学肥料によって草を育てる、そういったスタイルの酪農を標茶町ではやっているわけです。ただ、中標津農業高校の調査によると、5月の中旬からようやくチモシーなんかは化学肥料を利用できるわけで、それ以前に肥料を散布した場合は、約70%が河川に流入するという調査結果を出しています。この担当の佐々木先生というのは、とてもその分野では有名な方で、その方の話をバイブルにしている、そういう農業者というのが非常に多い、そういう方であります。

実際に農業をやっている方はおわかりだと思いますけれども、放牧地のようなところに化学肥料をまいた場合、雨で流れて下の部分にたまって、その草だけが異常に濃くなる、そして苦くなる。それが現実です。ところが、堆肥というのは形状を含めて、もうちょっと地表にとどまって土壌に影響を与えていきます。要するに根粒菌をはじめとする微生物に影響を与えていくわけです。ただし、単年度では効果が出ないです。5年、6年と連続で使って初めて効果が実感できる部分ですので、今、町長からお答えをいただいた、その民間の堆肥製造事業者が、恐らく現状では標茶で製造した堆肥を使うということではなくて、畑作地帯に持っていくということが予想されるわけなんですけれども、そのことが順調に進んで町内で、自分でではなくて誰かの作ったものであっても、いい堆肥を畑に使うということが定着してほしいなと私は思って、今回の美幌堆肥舎の再利用というのが検討されているということに関して、大変期待するものであります。

そのことは今後の推移を見ていきたいと思うのですが、現状、尿素の値段が非常に高くなって、それが化学肥料の値段をすごく押し上げています。だから、そのことに対して、堆肥利用以外で町としては今後何かしら今考えていることとか、そういったことというのは何かありますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今、化学肥料価格というのは、例えば肥料の重要成分の産出国の自国優先政策によって肥料価格が高くなっている。あるいは海運、要は運賃が原油価格の高騰にともないまして、それが肥料代にオンされて、農家さんも生産資材のコストの高騰に大変苦慮されているというのは私も十分把握しております。

それで、堆肥の施用効果のポテンシャルは非常に高いと、長く使えば化学肥料にも負けないぐらい施用の効果はあるということなんですけれども、化学肥料の代替としてのこの堆肥の活用については、堆肥としての活用だけではなくて、良質な堆肥というのは戻し堆肥として、麦かんやおが粉などの敷料の代替品として町内でも需要がかなり見込めるのではないかと考えております。

当面の間、議員もおっしゃっていたとおり、この事業者というのは主に耕種農家のほうに堆肥を供給していくというような事業計画を持っているんですけれども、当然施設を使うに当たっては、町の家畜ふん尿処理の現状というのもお話しした上で、要は堆肥処理に

課題のある農家、美幌の堆肥舎周辺にも現におられるわけなのですけれども、そういった人たちの家畜ふん尿の適正処理にもつながるという考えから、できればこの美幌堆肥舎の施設を有効に活用していただきたいなと考えているところでございます。

すみません。答弁になっていないのかもしれないですけれども、そのような考えを持っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） ありがとうございます。

実は今、農林課長おっしゃったように、戻し堆肥として敷料に使うということに関して、現在、私の所属している牧場でも、この先、釧路に進出してきたウッドプロダクツの営業の事業の状況によっては、敷料の値段というのがどうなるか正直わからないと。要するに材料がどうなるかわからないという意味で、再生して戻し堆肥として敷料として利用していくというようなことを、今、課長おっしゃられたように注目していて、売ろうかなと正直思っていたりとかするのです。

そういう意味でも美幌堆肥舎の利用というのに期待しますし、先の話ですけれども、そうなった場合にストックヤードというのは、もうこれは欠かせないことになりますから、町内には栄地区、それから上茶安別地区にまさにそれにうってつけの、これは民間所有ですけれども、比較的安い施設がありますので、そういったことも町としてきちんと把握して事業者に示していただいて、もし事業内容がしっかりしているのであれば、それらも含めて後押しをしていただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時39分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君）（発言席） 1件についてお伺いをしたいと思います。

通告のとおりに沿います。

町有財産カラマツの売払いについて。

このたび開催された町民説明会で、令和7年度から令和11年度までの5年間とする行財政改革推進計画が町民に示されました。事業運営方法の見直し、適正な財政運営に向けた取組の一つに、積極的な財産処分を進める項目があります。普通財産の中に山林もありますが、木材市場においては、令和3年夏頃からカラマツの不足感が続き、カラマツ材の価格が上昇し、現在も高止まりの状態にあると伺っております。こうした時期に販売することで、財源確保の一つとして効果もより期待できると考えますが、次の点について伺いま

す。

町が保有するカラマツ造林地の面積と、そのうち伐期を迎えている面積並びに蓄積を教えてください。

今年度の伐採処分の計画（面積・蓄積）と上積みする考えはないのかもあわせて伺います。

伐採跡地への再造林については、どのように考えているのかをあわせて伺います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の町が保有するカラマツ造林地の面積とその伐期を迎えている面積及び蓄積についてですが、グイマツ雑種F1などを含めたカラマツ人工林の面積は1,246ヘクタールとなっております。そのうち主伐の対象となり得る51年生以上の林分の面積は776ヘクタールとなっており、蓄積は推定で30万5,000立方メートルとなっております。

2点目の今年度の伐採処分の計画についてですが、令和8年度において主伐の計画はしておりませんが、間伐の実施を計画しており、計画面積で約36ヘクタール、主伐材積で約1,400立方メートルを見込んでおります。

また、さらに上積みする考えはないかについてですが、間伐につきましては公共造林補助事業を活用する予定となっており、森林の状況いかんでは面積など若干の変更は生じる可能性はございますが、補助事業の計画どおり実施する予定となっております。上積みの予定はございません。

3点目の伐採跡地への再造林についてどのように考えているかについてですが、人工林を皆伐し、そのまま何年も放置してしまいますと、林地が荒廃し、最悪の場合、水源かん養や土砂流出防備など、森林が持つ公的機能を著しく低下させるおそれがあることから、伐採後はできるだけ期間を空けずに植栽するべきであると考えております。

なお、令和7年度に主伐を行ったクリーンセンターに隣接する町有林につきましては、本町森林整備計画の中で、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して2年以内に植栽することと予定しており、令和9年度に伐採跡地の植栽を予定しているところでございます。

1点目でご指摘いただいたとおり、町有林のうち、特にカラマツ人工林につきましては、主伐の対象となり得る高齢級林分の割合が約60%となっており、その解消が喫緊の課題となっておりますが、この課題を早期に解消すべく、町有林伐採後の造林を林業事業体など町以外の者が行い、主伐時に分収割合に応じて収益を分配する、いわゆる部分林契約による森林整備など、町の財政負担を極力抑えた上で、計画的な森林整備ができる手法について研究しているところでございますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 今、数字を教えてくださいました。

正直言って私自身、林業に関して素人ですから、価格を聞いてもよくよくわからないんですが、今、町長のほうからお答えになった51年以上の関係なんです、仮にそれを売払いするとしたら、種類もいろいろあると思うんです。丸太の部分によっても価格は違うと思うんですけれども、正直言っておよそどのぐらいになるんでしょうか。難しいかな。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、一概に林況によって成績のいいところ、あるいは本当に成績の悪いところと町有林の中でもございますので、全体の価格を出すというのは難しいんですけれども、例えば令和6年度と令和7年度に立木の売払いを茶安別と、それから先ほどの町長の答弁の中にもありました開運のクリーンセンターの横の町有林で行っているんですけれども、そのヘクタール当たりの売払い金額というのを参考までに出しておりますので、お伝えいたします。令和6年度にカラマツを立木で売り払った茶安別につきましては、ヘクタール当たり約40万円。令和7年度にカラマツ立木を売払いした開運地区については、ヘクタール当たり約54万円で立木のほうを売り払っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 高値が続いていると言われておりますけれども、私はこの金額というのは、ヘクタールですから高いのだろうなと。昔は、カラマツという利用もあまりなくて、例えばトドマツだ、アカエゾマツだとかというほうが高値になっていると伺っていましたが、今カラマツの利用が非常に多いと伺っておりまして、特に材質としても堅くて、集成材等々で建築等にもかなり利用されていると伺っております。

それで、そういうことのお話を伺いましたが、伐採跡地への造林作業なのですが、深見議員の資料要求に対して、私も見させていただきました。そうしますと、今年度、林政系の事業で造林、植栽ですね、ゼロ円ですよ。昨年度が1,659万1,000円になっているのが、まるっと今年度はゼロだということで、今、町長がお答えになったように、町財政が厳しいからゼロにしたのか、また、それをできないとするならば、町長が先ほど述べたように、山持ちの所有者、森林をやっている所有者に対して、先ほど借地にして植林をしてもらうという、そういう一つの手法もあるのだろうと思うんです。もともと当初予算というか、計画では多分ここに植栽が出てきたのだろうと思うんですよ。だけれども財源が厳しいからやらないということでゼロ円になっていたのではないのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、令和7年度の主伐地については、本来であればやはり町長の答弁で申し上げたとおり、直ちに植栽するというので、令和8年度に植栽すべきでありました。当然のことながら、それを今年度実施を見送ったのには、財政的な理由もございます。

ただ、これ、市町村森林整備計画の中でも、年度で言うと来年までに植えなければなら

ないというのと、あと町長の答弁の中でもご説明したとおり、カラムツというのが、今、町有林のカラムツの高齢級化というのが、それをどうやって解消するかというのが課題になっておりまして、先ほど申し上げました776ヘクタールの高齢級化している林分の若返りを図るために、では年間どのぐらい更新伐をして植栽をしなければならないかというのと、単純計算しますと、大体年間26ヘクタールぐらいの面積を切って植えなければ、この高齢級林分化というのは解消されないのです。

なので、今現状の財政状況では、やはりそういった面積を一度に切って植えるというのは大変厳しいので、直営によるほか、町有林を伐採した後に林業事業体などに植栽をしていただいて、当然、収穫伐採のときには収益を分収割合に応じて案分していく形になるんですけれども、そういった手法を使いながら、高齢級化している林分の若返りを図っていきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 要するに2年ですから、来年の令和9年度までに必ずやらなければならないとなっておりますよね。そうすると、当然、うちの財政が厳しいとすれば、事業体にやってもらうという形で、特に国の補助を受ければ、それから道、町補助を受ければ、民間の事業体というのは、本当にわずかな持ち出しでできますよね。うちがやるとすれば国の補助しかないですから本当に大きな負担になるのかと思って、それで今年度はゼロになったのだと思うんですけれども、ぜひそういう土地を先ほど言った林業事業体に、個人もしくは会社とかそういうところにやっていただいて、最終的に分けるというか、分収をどうするかということを決めていただいて、ぜひ放置しないような、そういう山を造っていただきたいなと思うんですが、やらなければならないにしても、うち単独では令和9年度は必ずできるという保証はないですよね。だとすれば、やっぱり事業体にやっていただくという手法をぜひ取っていただきたいなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 状況に応じてはできないのではないかと、財政事情を考慮するとできないのではないかと、できない可能性もあるのではないかとというお話でしたけれども、基本的に市町村森林整備計画の中で、きちんとルールとして定められているのだということで、先ほどお話ししたのですけれども、もし仮に来年植えられないというようなことになりますと、そもそも補助事業を受けるに当たって市町村森林整備計画が適切なものなのかというのを認定した上で補助金をもらっているのです、その認定要件を満たさなくなってしまうんですね。ルールから逸脱した、植栽ができないということになりますと、補助金がもらえなくなってしまうので、令和9年度はきちんと予算要求をした上で、仮に先ほどの部分林の造成というのがなかなか進まないという状況下であっても、町の予算において、しっかりと造林はしていかなければならないと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 今、課長の答弁をいただきまして、自分もわからないながら理解をいたしました。それでは、来年令和9年度は、まずは町有林に関しては造林できるなど

安心しました。

終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で、4番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

松下君。

○9番（松下哲也君）（発言席） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

現在、町長の任期は、本年度の10月21日までであります。令和8年度第1回定例会において、同僚議員より次期町長選に出馬されるのか、出馬されるのであれば、どのような覚悟を示されるのかと質問されております。そのときの答弁で、この局面から逃げない、課せられた責任は改革の筋道を明確にし、町民と痛みを分かち合い、将来の世代に持続可能な標茶町を引き継ぐことだと考え、現時点で行財政改革の推進に最大限取り組む所存であり、しかるべき時に次期町長選に向けての進退を判断したいと答弁されております。

佐藤町長の2期目は、「もっと元気なしべちゃへ」をスローガンにして、かや沼温泉宿泊施設のオープン、小中学校の給食費を無料化、また、合葬墓の建立等を行ってきました。その中でも、特に地域おこし協力隊の活用による地域資源の発掘、タウンプロモーションによる町の魅力発信、ふるさと納税の活用により特産品の開発、また、知名度アップの機運が高まっていることは、私は高く評価したいなと思っております。

しかし、ウクライナ紛争が起こり、世界の情勢が大きく変化し、行政財政運営における急激なコストアップに見舞われたのも事実であり、厳しい財政状況に置かれております。昨年6月に行財政改革推進計画を立て、検討を行い、本年5月に8会場で町民説明会を開催されました。町民の間では、今後の町政運営や方向性に関心が非常に高まってきております。

現職町長として残された任期も、あと4か月強となりました。町政運営の成果と課題をどのように認識しているのか伺います。

また、その総括を踏まえ、今後の町政の継続性や方向性についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、松下議員のお尋ねにお答えいたします。

私は、町長に就任して「もっと元気なしべちゃへ」をスローガンに掲げ、様々な施策を推進してまいりました。特にかや沼観光宿泊施設のオープンは、地域住民の福祉と交流の増進はもとより、新たな観光拠点として地域の活性化に大きく貢献するものと期待しております。

また、義務教育における給食費無料化は、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備の一環として実施いたしました。

さらに、合葬墓の建立は、少子高齢化が進む現代社会において、多様化する葬送の在り方に対応するものであり、町民の皆さんのニーズに応えたものであります。地域おこし協力隊の活動による地域資源の発掘や、それにとまなう町の知名度向上への機運の高まりは、町民の皆さんの地域への愛着と新たな地域づくりへの参画意欲の表れであり、大変心

強く感じております。

一方で、ご指摘のとおり、昨今の国内外の情勢の変化は、それにとまなう経済動向により、本町の財政運営にも大きな影響を受けております。エネルギー価格の高騰は、行財政運営におけるコスト増を招き、厳しい財政運営に直面していることは事実でございます。

このような状況を踏まえ、昨年6月には行財政改革推進計画を策定し、持続可能な行財政運営を目指してまいりました。5月18日から26日にかけて7会場で8回、町民説明会を開催し、本町が置かれている現状や、ここに至った理由、今後の取り組みについての考えを町民の皆さんに説明させていただいたところでございます。町民の皆さんからは、いろんな意見、多くの厳しい意見を頂戴しましたが、今後の町政運営や方向性に対する高い関心、町政に対する期待の表れであると受け止めております。

私の2期目の町政運営におきましては、以下の政策を着実に進めてまいりました。

かや沼観光宿泊施設は、令和6年9月30日にグランドオープンしました。令和7年度の実績では延べ5万8,229人のご利用があり、そのうち5,779人が宿泊利用で、宿泊費から推計される経済的波及効果は1億8,700万円から2億1,600万円程度と試算されております。

義務教育給食費無償化は、令和6年度から国に先駆けて実施しました。令和8年度で年間1人当たり小学生で6万6,000円、中学生で7万7,000円の負担軽減が見込まれます。子育てしやすい町との評価にもつながるものと考えているところであります。

合葬墓は、令和5年度に建立いたしました。令和7年度末で200体を超える収容となり、町民の皆さんのニーズに応えられております。

現在、8名の地域おこし協力隊が観光、畜産、交通分野で活躍しております。任期満了7名のうち6名は引き続き本町に在住し、それぞれの分野でご活躍いただいております。これらの活動を通じて、町の魅力発信や地域活性化に貢献しております。

これらの政策は、非常に厳しい将来推計人口が出される中で、人口減少のペースを緩やかにするための関係人口創出であり、大きなくりの移住・定住対策であります。基幹産業を持続させながら、町民一人一人が町の魅力に気づき、発信し、経済活動にまでつなげることができれば、人口推計を覆すことが可能であると信じております。

そして、その前に昨年6月に策定した行財政改革推進計画に基づき、業務の効率化、歳出削減、財源確保等を着実に進めなければなりません。その土台なくして先の計画は立たないと考えており、残された任期におきましては、これまで進めてきた行財政改革を一層加速させ、町の持続可能な発展に向けて、基盤強化に注力してまいります。

次に、今後の町政運営についてであります。このように現在の町政運営は重大な局面にあります。私自身、そして家族を含む健康状態について考えましたときに、今後4年間全力投球できる確信が持てるのか、ご迷惑をおかけすることにならないよう判断すべきと考えたところであります。

過日開催の後援会の役員において続投を求める声も多くいただきましたが、出馬をしないことを決断いたしました。そして、今般の最優先課題は、この行財政改革の流れを止めないこととあります。この流れを熟知し、引き続き行財政改革を最優先に継続し、推進し

ていただける人間が後継者として一番の最適者と考えております。私の後援会は町の主立った経済団体のトップの皆さんに顔をそろえていただいておりますので、この枠組みを生かして後任の人選を進めていただきたいとお願いしたところであります。

最後に、私に対してこのような質問をいただきました松下議員に心から感謝を申し上げ、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） 再質問はいたしません。ただ、私の感想を述べさせていただきます。

これからの標茶町の目指すべき姿ということでは、先ほど来から標茶町財政健全化調査特別委員会、我々議会のほうでも検討してきて、報告しました。行財政改革推進計画を立てて、財政再建に対して先頭に立って取り組んでいかれるものだろうと、また、それが町長の責任であるとは私は思っていました。今回、このような健康上のことを含めて決断されたということは、私は本当に非常に断腸の思いであったのではないのかな、本当に苦渋の決断であったと思います。この町長の決断に対して、私は本当に重く受け止めたいと思っています。

残された任期、あと4か月でございます。また、9月の定例会も控えております。どうか改革の道筋というものをきちっと明確にされて、残された任期、精いっぱい頑張りたいなと、そういうふうに思います。

本当に最後になりますけれども、どうかお体のほうご自愛いただきたいなと、そういうふうに思っております。私の質問に対して、このような答弁をいただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、松下君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終わります。

◎報告第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。報告第2号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

町民課参事・小林君。

○町民課参事（小林雅美君）（登壇） 報告第2号の内容について説明いたします。

このたびの町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、令和8年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、令和8年3月31日付けで専決処分したものです。

改正内容につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止、特定大口株主配当等の特定配当等への追加、地方税法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備などであります。

議案書 1 ページをご覧ください。

報告第 2 号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

改正の内容のみ、ご説明いたします。

議案説明資料25ページ、報告第 2 号資料③をお開きください。

区分、軽自動車税、改正項目「1. 納税証明事項」で、条項は条例第18条の 3、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、条文中の名称を改めるものです。施行につきましては令和 8 年 4 月 1 日。適用は新条例の規定中、軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。とするものです。

区分、軽自動車税、改正項目「2. 納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」で、条項は条例第19条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目 1 と同様の理由により、申告納付に係る規定の削除に対応したものです。施行及び適用につきましては改正項目 1 と同じです。

区分、町民税、改正項目「3. 所得割の課税標準」で、条項は条例第32条第 3 項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、特定大口株主配当等の特定配当等への追加により条文の規定を整備するものです。施行につきましては令和 8 年 4 月 1 日です。

次のページをご覧ください。

区分、軽自動車税、改正項目「4. 軽自動車税の納税義務者等」で、条項は条例第79条第 1 項から第 3 項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目 1 と同様の理由により、条文中の納税義務者の定義等について整備をするものです。施行及び適用につきましては改正項目 1 と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「5. 軽自動車税のみなす課税」で、条項は条例第80条第 1 項から第 4 項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目 1 と同様の理由により、売主が所有権を留保している場合等のみなす課税についてその定義等を整備するものです。施行及び適用につきましては改正項目 1 と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「6. 環境性能割の課税標準」で、条項は条例第80条の3、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により条文の規定を削除するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

次のページをご覧ください。

区分、軽自動車税、改正項目「7. 環境性能割の税率」で、条項は条例第80条の4、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により条文の規定を削除するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「8. 環境性能割の徴収の方法」で、条項は条例第80条の5、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により条文の規定を削除するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「9. 環境性能割の申告納付」で、条項は条例第80条の6、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により条文の規定を削除するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「10. 環境性能割に係る不申告等に関する過料」で、条項は条例第80条の7、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により条文の規定を削除するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「11. 環境性能割の減免」で、条項は条例第80条の8、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により条文の規定を削除するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「12. 種別割の課税免除」で、条項は条例第80条の9、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文中の名称を改めるものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

次のページをご覧ください。

区分、軽自動車税、改正項目「13. 種別割の税率」で、条項は条例第81条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文中の名称を改めるものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「14. 種別割の賦課期日及び納期」で、条項は条例第82条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文中の名称を改めるものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「15. 種別割の徴収の方法」で、条項は条例第84条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文中の名称を改めるものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「16. 種別割に関する申告又は報告」で、条項は条例第86条第1項から第3項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文中の名称の改正及び各提出様式の規定を整備するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「17. 種別割に係る不申告等に関する過料」で、条項は条例第87条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文中の名称を改めるものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

次のページをご覧ください。

区分、軽自動車税、改正項目「18. 種別割の減免」で、条項は条例第88条第1項から第3項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文中の名称を改めるものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「19. 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等」で、条項は条例第89条第2項及び第7項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文中の関係条文の整理及び各名称を改めるものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「20. 身体障害者等に対する種別割の減免」で、条項は条例第90条第1項から第5項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文中の名称を改めるものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、町民税、改正項目「21. 個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」で、条項は条例附則第7条の3及び条例附則第7条の3の2、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、地方税法附則第5条の4の削除に伴い、住宅借入金等特別税額控除の見直し等、所用の整備を行うものです。施行につきましては令和8年4月1日です。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目「22. 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」で、条項は条例附則第8条第1項及び第2項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例が3年間延長される等、所用の整備を行うものです。施行につきましては令和8年4月1日です。

区分、固定資産税、改正項目「23. 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」で、条項は条例附則第10条の2第3項から第11項で、改正内容は再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の改正、改修特別特定建築物に係る固定資産税の減額の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設、その他、項ずれに伴い規定を整理するものです。施行につきましては令和8年4月1日。適用は、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の標茶町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定

する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。とするものです。

次のページをご覧ください。

区分、固定資産税、改正項目「24. 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」で、条項は条例附則第10条の3第7項から第14項、改正内容は関係法令の改正に伴う項ずれ等に対応した整理を行うものです。施行につきましては令和8年4月1日。適用は、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の標茶町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。とするものです。

区分、軽自動車税、改正項目「25. 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」で、条項は条例附則第15条の2、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文の規定を削除するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「26. 軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例」で、条項は、条例附則第15条の3及び条例附則第15条の4、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文の規定を削除するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

次のページをご覧ください。

区分、軽自動車税、改正項目27. 「軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例」で、条項は条例附則第15条の5、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文の規定を削除するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「28. 軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付」で、条項は条例附則第15条の6、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文の規定を削除するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「29. 軽自動車税の環境性能割の税率の特例」で、条項は条例附則第15条の7、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文の規定を削除するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「30. 軽自動車税の種別割の税率の特例」で、条項は条例附則第16条第1項から第4項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、名称等の改正及びグリーン化特例の適用期限を2年間延長し、営業用の乗用については令和8年度分に限り軽減特例措置が適用されることに対応したものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「31. 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」で、条項

は条例附則第16条の2第1項から第3項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条文中の名称の改正及び関係規定を整理するものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目「32. 上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」で、条項は、条例附則第16条の3第3項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法附則第5条の4の削除に伴う住宅借入金等特別税額控除の見直し等により、条文の規定を整理するものです。施行につきましては令和8年4月1日です。

区分、町民税、改正項目「33. 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例」で、条項は条例附則第16条の4第3項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目32と同様の理由により、条文の規定を整理するものです。施行につきましては令和8年4月1日です。

区分、町民税、改正項目「34. 長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」で、条項は条例附則第17条の2第3項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目32と同様の理由により、条文の規定を整理するものです。施行につきましては令和8年4月1日です。

区分、町民税、改正項目「35. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」で、条項は条例附則第17条の3第1項及び第2項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。施行につきましては令和8年4月1日です。

区分、町民税、改正項目「36. 短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」で、条項は条例附則第17条の5第5項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目32と同様の理由により、条文の規定を整理するものです。施行につきましては令和8年4月1日です。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目「37. 一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」で、条項は条例附則第17条の6第2項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目32と同様の理由により、条文の規定を整理するものです。施行につきましては令和8年4月1日です。

区分、町民税、改正項目「38. 先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例」で、条項は条例附則第17条の7第2項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目32と同様の理由により、条文の規定を整理するものです。施行につきましては令和8年4月1日です。

区分、町民税、改正項目「39. 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」で、条項は条例附則第17条の8第2項及び第5項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目32と同様の理由により、条文の規定を整理するもの

です。施行につきましては令和8年4月1日です。

区分、町民税、改正項目「40. 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」で、条項は条例附則第17条の9第2項及び第5項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目32と同様の理由により、条文の規定を整理するものです。施行につきましては令和8年4月1日です。

次のページをご覧ください。

改正項目41から43につきましては、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

区分、附則、改正項目「44. 標茶町税条例等の一部を改正する条例の一部改正」で、条項は条例附則第4条、改正内容は改正項目1と同様の理由により、条文中の名称等を整備するものです。

以上で、報告第2号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

（午後 4時29分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 鴻 池 智 子

署名議員 6 番 齊 藤 昇 一

署名議員 7 番 黒 沼 俊 幸

令和8年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和8年6月3日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 第 3 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 4 報告第 6号 建設改良費繰越計算書の調製について
- 第 5 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第29号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第30号 標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第31号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第32号 財産の取得について
- 第10 議案第33号 財産の取得について
- 第11 議案第34号 釧路町村公平委員会委員の選任について
議案第35号 釧路町村公平委員会委員の選任について
議案第36号 釧路町村公平委員会委員の選任について
- 第12 議案第37号 令和8年度標茶町一般会計補正予算
議案第38号 令和8年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第13 議案第39号 農業委員会委員の任命について
議案第40号 農業委員会委員の任命について
議案第41号 農業委員会委員の任命について
議案第42号 農業委員会委員の任命について
議案第43号 農業委員会委員の任命について
議案第44号 農業委員会委員の任命について
議案第45号 農業委員会委員の任命について
議案第46号 農業委員会委員の任命について
議案第47号 農業委員会委員の任命について
議案第48号 農業委員会委員の任命について
議案第49号 農業委員会委員の任命について
議案第50号 農業委員会委員の任命について
議案第51号 農業委員会委員の任命について

議案第 5 2 号 農業委員会委員の任命について

議案第 5 3 号 農業委員会委員の任命について

議案第 5 4 号 農業委員会委員の任命について

第 1 4 議員提案第 1 号 標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第 1 5 議員提案第 2 号 標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について

第 1 6 意見書案第 3 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

第 1 7 意見書案第 4 号 殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書

第 1 8 意見書案第 5 号 急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書

第 1 9 意見書案第 6 号 令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

第 2 0 意見書案第 7 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書

第 2 1 意見書案第 8 号 すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

第 2 2 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）

閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）

閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

第 2 3 議員派遣について

追 加 議案第 3 7 号 令和 8 年度標茶町一般会計補正予算

議案第 3 8 号 令和 8 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

（議案第 37 号・議案第 38 号審査特別委員会報告）

○出席議員（12名）

1 番 深 見 迪 君	2 番 櫻 井 一 隆 君（遅参午後 2 時 40 分～）
3 番 本 多 耕 平 君	4 番 鈴 木 裕 美 君
5 番 鴻 池 智 子 君	6 番 齊 藤 昇 一 君
7 番 黒 沼 俊 幸 君	8 番 長 尾 式 宮 君
9 番 松 下 哲 也 君	10 番 渡 邊 定 之 君
11 番 類 瀬 光 信 君	12 番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐 藤 吉 彦 君

副町長	牛崎康人君
総務課長	長野大介君
企画財政課長	齊藤正行君
企画財政課参事	石黒敬一郎君
行財政改革推進室長	内藤政夫君
町民課長	三船英之君
町民課参事	小林雅美君
保健福祉課長	浅野隆生君
農林課長兼	村山尚君
農委事務局長	
観光商工課長	石川淳君
育成牧場長	山崎浩樹君
建設水道課長	菊地誠君
病院事務長	村山新一君
やすらぎ園長	若松務君
教育長	青木悟君
教委管理課長	神谷学君
指導室長	鳴野雅之君
社会教育課長兼	菊地将司君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤和伸君
議事係長	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開議)

◎報告第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第1。報告第3号を議題といたします

本件について、内容の説明を求めます。

町民課参事・小林君。

○町民課参事（小林雅美君）（登壇） 報告第3号の内容についてご説明します。

このたびの国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、令和8年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、令和8年3月31日付で専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の改正、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の改正等でございます。なお、本件につきましては、5月19日に開催されました第4回標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において承認をいただいておりますことを申し添えます。

議案書10ページをご覧ください。

報告第3号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料38ページ、報告第3号資料②をお開きください。

議案説明資料報告第3号資料②

改正項目「1. 課税額」で、条項は条例第2条第2項及び第3項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で課税限度額の引き上げ等、所要の整備を行うものです。第2項ただし書き中、基礎課税額について66万円を67万円に引き上げ、同条第3項中「属する」の

次に「国民健康保険の」を加え、規定を明確化するものです。施行は令和8年4月1日。適用は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による、とするものです。

改正項目「2. 国民健康保険税の減額」で、条項は条例第23条第1項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様、基礎課税額の減額後の限度額を66万円から67万円に引き上げ、軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の算定方法の変更については、同項第2号の5割減額の対象となる軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を30万5,000円から31万円に引き上げ、同項第3号の2割減額の対象となる軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を56万円から57万円に引き上げるものです。施行及び適用につきましては改正項目1と同じです。

以上で、報告第3号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議はないものと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

◎報告第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。報告第4号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 報告第4号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和7年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などにより不用額が生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについて措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、ふるさと納税の記念品8,272万4,000円、ふるさと寄

附基金積立金3,205万1,000円、除雪委託料2,393万3,000円などであります。

他会計への繰り出しにつきましては、国民健康保険事業事業勘定特別会計で690万9,000円を、介護保険事業特別会計で3,700万円を、後期高齢者医療特別会計で340万円を、病院事業会計補助金1,156万9,000円をそれぞれ減額しております。

追加といたしましては、減債基金積立金2億9,033万4,000円を追加いたしました。

歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税、地方交付税、各種譲与金・交付金、国・道支出金、財産収入、寄附金、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は2億1,060万3,000円の減額となり、最終予算総額は128億2,390万7,000円となりました。

また、繰越明許費で2件の補正提案、地方債は、最終決定額に合わせて補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

本件は、3月31日をもって専決処分させていただきました。

ご承認のほどお願い申し上げます。

議案書の13ページをお開き願います。

報告第4号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものです。

次ページにまいります。

専決処分書（写）

令和7年度標茶町一般会計補正予算（第7号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するというものです。

専決処分日は、令和8年3月31日でございます。

以下、令和7年度一般会計補正予算（第7号）によりご説明申し上げます。

令和7年度一般会計補正予算1ページをお開き願います。

令和7年度標茶町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度標茶町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,060万3,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億2,390万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

34ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから6ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

7ページをお開き願います。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名は物価高対応子育て応援手当給付金でございます。新規の設定で242万9,000円とするものでございます。

続いて、9款消防費、1項消防費、事業名は釧路北部消防事務組合負担金（ポンプ車購入事業）でございます。新規の設定で5,485万7,000円とするものでございます。

次のページをお開き願います。

「第3表 地方債補正」でございます。

起債の目的、1過疎対策事業、補正前の限度額7億6,680万円からみどり認定こども園防音事業から森林整備対策事業まで計2,850万円を減額し、補正後の限度額7億3,830万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

2公共施設等適正管理推進事業、補正前の限度額7,030万円から10万円を減額し、補正後の減額を7,020万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

3緊急防災・減災事業、補正前の限度額1,160万円から170万円を減額し、補正後の限度額を990万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

4防災対策事業、補正前の限度額320万円につきましては皆減となっております。

次ページにまいります。

5災害援護資金貸付債、補正前の限度額250万円につきましては、皆減となっております。

6緊急浚せつ推進事業、補正前の限度額890万円から40万円減額し、補正後の限度額を850万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

合計でございますが、補正前の限度額8億6,330万円から3,640万円を減額し、限度額を8億2,690万円とするものでございます。

72ページをお開き願います。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額が8億6,330万円から補正額3,640万円を減額し、補正後の額を8億2,690万円とするものです。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額129億2,206万3,000円から補正額3,640万円を減額し、補正後の額を128億8,566万3,000円とするものでございま

す。

以上で、報告第4号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 37ページのデジタル推進費について伺いたいのですが、毎回負担金の関係で北海道自治体情報システム協議会負担金が出てきているんですけども、今回、例えば総務費であれば400万円の減額となっておりますが、これは基準というのは決まっていないのでしょうか。業務量に合わせて負担するということなののでしょうか。その辺がいつもわからないものですから、伺っておきます。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。ここにかかわらず、基本的に企画財政課長が説明したとおり、執行残ということで、当初見込みで予算を組んで実績で精算、その差額となっております。この部分で言うと、マイナンバーカードの交付事務等の部分であったんですけども、当初これくらい見込んでくださいというのが北海道自治体情報システムで各自治体のほうにこれくらいですよというようなことが出ていて、精算したときに実績で今回で言うと437万5,000円落ちたということになります。ほかの発注とかと同じような仕組みになっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

本多君。

○3番（本多耕平君） 16ページの森林環境贈与税の関係でお聞きしますけれども、この譲与税の算定基準はどのようになっているのか、今一度、お聞きいたします。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

森林環境譲与税の譲与基準にかかわるお尋ねかと思いますが、こちらは私有林人工林面積の割合が55%、林業就業者数の割合で20%、人口の割合を25%という基準に基づいて譲与税が交付されるものでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 27ページの財産収入の売り払いの関係です。不動産売却収入で立木売却なんですけど、町有林の場所と、そして何立米で、この樹木と言いますか、木の種類は何だったのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。町有林の売り払いの内訳ですが、まず1件目は上磯分内の間伐材になります。樹種につきましてはトウヒトドマツになります。そのほか、広葉樹もございます。

それから2件目なんですけれども、素材売り払いの多和、こちらも間伐材になります。広葉樹とカラマツ、アカエゾマツとなっております。

それから、素材売り払いのチャンベツ、こちらも間伐材です。こちらはカラマツ材になります。

それから、立木の売り払いについて、開運地区の町有林の立木を売り払っておりますが、こちらについてはカラマツ材になります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 27ページです。16款2項2目1節のめん羊売払収入、これはおよそ何頭分ということになりますか。あと、28ページですけれども、ふるさと納税寄付金、17款1項1目1節ですが、この1億3,057万7,000円のうち、見込みよりも減少額の大きかったものを2、3挙げていただければ。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） まず、めん羊売払収入についてお答えいたします。

頭数でいきますと、55頭分の売払収入となっております。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

ふるさと納税寄付金の内訳でございますが、当初予算3億円でした。令和7年度の結果の実績が1億6,942万3,307円の差額を今回、減額補正するというものでございます。この内訳というのは特に設けておりませんので、寄付金の収入を3億円で見込んでいたということでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） それでちょっと意図を読んでいたかったのですが、要は綿羊55頭分減ったことがこのふるさと納税の寄付金にだいたいどのくらい影響を与えているのかということが知りたいんです。それはできませんか。ですから年間何頭分って見込んだんですよね。その積み上げで3億円になっていますよね。それに対して55頭分だけ

ら半分以下になったんだけど、それってどのくらいの影響があったのということ。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えしたいと思います。

今、類瀬議員のほうでは綿羊が減った、綿羊が増減によってふるさと寄付基金の税収の増減の影響がどれだけあったのか、わかるのかというご質問だったかと思うのですが、我々としては羊の頭数ですとか、例えばほかにも寄付金を収めていただける事業者がたくさんおりますので、A社さんからは7年度いくらか入ってきます、B社さんからはいくらか入ってきますという算定はいていないので、多少、羊の増減で影響は出ているとは思いますが、それが一体どの程度かというところまでは把握しきれていないということでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○9番（松下哲也君） 15ページ、2款1項1目の地方揮発油譲与税です。これはガソリン税が今年3月末で廃止になったということで、令和8年度にはこの分については影響があるのかどうかを確認しておきたいと思います。令和7年度で、令和8年3月31日で廃止になりましたよね、それについて令和8年度に影響があるかだけちょっと。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時04分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 失礼いたしました、令和8年の影響につきましては、令和8年度当初予算の予算書に書かれているとおり、令和8年度につきましては揮発油譲与税がちょっとタイムラグがあるものですから、令和8年3月31日に終わっても8年度にも入ってくるところで、当初予算では、昨年当初予算に比べて1,800万円減の4,200万円予算計上させてもらっております。その分に合わせまして、国のほうでは地方特例交付金という制度で地方揮発油譲与税、原資（揮発油特例剰余金）というのが交付されて、基本的には地方に影響のないようにというところで国は措置しておりますが、私どもが算定しているのは、1,800万円の減額に対して、地方特例交付金は現時点で180万円の予算化を当初予算に載っていますので、見ていただければと思いますけれども、10分の1しか入ってきていないというところで予算化をしておりますので、現状でいくとその分が下がるという計算式になるかなというところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 同じく15ページなんですけれども、入湯税についてですが、これは町内施設何か所分となっていますでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町民課参事・小林君。

○町民課参事（小林雅美君） 町内の温泉施設6か所になります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

◎報告第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。報告第5号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 報告第5号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和7年度一般会計各補正予算で議決をいただきました8件の繰越明許費繰越計算書であります。

令和7年度歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由により、年度内にその支出が終わらない当該事業につきまして、予算の定めるところにより、令和8年度に繰り越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書15ページを、お開きください。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書の調製について

令和7年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するというものがあります。

次のページをお開き願います。

「令和7年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書」でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名は地上デジタル放送無線共聴施設（シラルトロ）修繕でございます。金額は100万円、翌年度繰越額も100万円。財源内訳ですが、一般財源で100万円です。

続いて、3款民生費、2項児童福祉費、事業名は物価高対応子育て応援手当給付金 金額は1,837万3,000円、翌年度繰越額は242万8,590円。財源内訳ですが、国道支出金で242万8,590円です。

続いて、6款農林水産業費、1項農業費、事業名は道営草地整備事業（公共牧場整備型）負担金（標茶北部地区）でございます。金額は3,346万8,000円、翌年度繰越額は1,290万円。財源内訳ですが、一般財源で1,290万円です。

同じく、道営草地整備事業（草地整備型）負担金（標茶西部地区）でございます。金額は1,820万円、翌年度繰越額は1,200万円。財源内訳ですが、一般財源で1,200万円です。

同じく、事業名は道営草地整備事業（草地整備型）負担金（標茶南部第2地区）でございます。金額は2,547万1,000円、翌年度繰越額は1,735万円。財源内訳ですが、一般財源で1,735万円です。

続いて、7款商工費、1項商工費、事業名は令和7年度重点支援地方交付金地域商品券発行事業でございます。金額は1億3,731万円、翌年度繰越額は4,332万5,000円。財源内訳ですが、国道支出金が3,576万円、一般財源で756万5,000円です。

続いて、9款消防費、1項消防費、事業名は防災無線基地局移設事業でございます。金額は192万8,000円で、翌年度繰越額も192万8,000円。財源内訳ですが、地方債で190万円、一般財源で2万8,000円です。

続いて、9款消防費、1項消防費、事業名は釧路北部消防事務組合負担金（ポンプ車購入事業）でございます。金額は3億5,692万5,000円、翌年度繰越額は5,485万7,000円。財源内訳ですが、地方債で5,040万円、一般財源で445万7,000円です。

合計では、金額5億9,267万5,000円、翌年度繰越額は1億4,578万8,590円。財源内訳ですが、国道支出金が3,818万8,590円、地方債で5,230万円、一般財源で5,530万円です。

調整につきましては令和8年5月31日です。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第5号を終了します。

◎報告第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第6号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

病院事務長・村山君。

○病院事務長（村山新一君）（登壇） 報告第6号の内容についてご説明いたします。

本件は、令和7年度標茶町病院事業会計資本的支出の繰り越しで、令和8年3月30日に契約いたしました電子カルテシステム導入事業につきまして、事業期間が令和9年2月26日までとなっていますことから、事業費を地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和8年度に繰り越したというものでございます。

以下、議案書に基づき説明いたします。

議案書17ページをお開きください。

報告第6号 建設改良費繰越計算書の調製について

令和7年度標茶町病院事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するというものであります。

次ページをお開きください。

令和7年度標茶町病院事業会計建設改良費繰越計算書

1款1項建設改良費、事業名は電子カルテシステム導入事業、支払義務発生額はゼロ円でございます。翌年度繰越額、2億2,000万円。財源内訳は、企業債2億780万円、損益勘定留保資金1,220万円でございます。不用額及び翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸し資産購入限度額はございません。なお、地方公営企業法施行令第19条による町長への報告は、令和8年5月31日でございます。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第6号を終了します。

◎議案第28号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第28号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第28号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、先般、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されました。その改正では、選挙長等の費用弁償額の引き上げも含まれているため、各種選挙時における選挙長及び投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人などの報酬額についての増額改定を行いたくご提案するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書19ページをご覧ください。また、議案説明資料は39ページから新旧対照表となっておりますのであわせてご覧ください。

議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正するものです。

本町の選挙長等の種別は別表の第10項から第14項に記載の選挙長、投票所の投票管理者、期日前の投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人の6つの種別で区分していましたが、法律で区分する種別のうち、本町で運用している種別の8つの区分に変更するため、これまで別表第12号の投票立会人については、投票所の投票立会人と、期日前投票所の投票立会人に区分し、これまで種別設定していなかった選挙立会人を新たに区分追加することとします。

その報酬額の表記につきましては、これまでは法律改正があり、本町も同様の改正を行う場合にはその都度、報酬額を改正するために条例改正が必要になっておりましたが、国の法律に基づき変更があった場合は施行日に自動的に報酬額が改正されるよう、例えば選挙長の場合は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号第14条第1項第1号）に掲げる額と表記することといたします。

なお、改正額についてですが、改正後の別表第10項の選挙長は10,400円から12,200円に改定。第11項の投票所の投票管理者は12,600円から14,500円に改正。第12項の期日前投票所の投票管理者を11,100円から12,800円に改正。第13項の開票管理者は8,600円から12,200円に改正。第14項の投票所の投票立会人は10,700円から12,400円に改正。第15項の期日前投票所の投票立会人は10,700円から10,900円に改正。第16項の開票立会人は8,600円から10,100円に改正。第17項の選挙立会人は新設で、10,100円に設定となります。

あと今回、種別を増やしたため、別表第15項を別表第18項に、別表第16項を別表第19項に繰り下げを行うとともにその他文言の修正を行うものです。

条文にまいります。

第4条第1号ただし書中「別表第15項」を「別表第18項」に改める。

第5条第1項ただし書中「別表第15項」を「別表第18項」に改め、同条第2項中「別表第1項から第8項までの者にあつては、副町長旅費相当額とし、別表第10項から第12項までの者にあつては、」を削り、「標茶町職員等の旅費支給条例」の次に「（昭和28年標茶町条例第7号）」を加え、「その他一般職の職員の額に相当する」を削り、同条第3項を削る。

別表中16の項を19の項とし、15の項を18の項とし、第10項、種別、選挙長、支給1回あたり報酬額10,400円。第11項、投票所の投票管理者、報酬額12,600円。期日前投票所の投票管理者、報酬額11,100円。第12項、投票立会人、報酬額10,700円。第13項、開票管理者、報酬額8,600円。第14項、開票立会人、報酬額8,600円を第10項、種別、選挙長、支給1回あたり報酬額については国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号。以下「基準法」という。）第14条第1項第1号に掲げる額。第11項、投票所の投票管理者、報酬額、基準法第14条第1項第2号に掲げる額。第12項、期日前投票所の投票管理者、報酬額、基準法第14条第1項第4号に掲げる額。第13項、開票管理者、報酬額、基準法第14条第1項第5号に掲げる額。第14項、投票所の投票立会人、報酬額、基準法第14条第1項第6号に掲げる額。第15項、期日前投票所の投票立会人、報酬額、基準法第14条第1項第8号に掲げる額。第16項、開票立会人、報酬額、基準法第14条第1項第9号に掲げる額。第17項、選挙立会人、報酬額、基準法第14条第1項第10号に掲げる額に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する、というものです。

以上で、議案第28号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 確認なんですけれども、説明資料を確認していたら項目がずれているのかなと心配になったのですが、第10項が選挙長だったと思うんですけれども、そのあとの第12項の投票立会人というのが、資料だと第14項にきているんですけど、これは僕の見方が悪いのかな。

（何事か言う声あり）

○8番（長尾式宮君） ごめんなさい、これは古いほうですね。それを直したというのですね、失礼しました。

（何事か言う声あり）

（「僕のやつ15ページが間に挟まってる」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は原案可決されました。

◎議案第29号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第29号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課参事・小林君。

○町民課参事（小林雅美君）（登壇） 議案第29号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨に則り、被保険者の医療費の支出に応じ、応能分と応益分からなる保険税の負担を求め、それをもって国民健康保険の事業運営の安定化を図るものでございます。

平成30年度から始まりました国民健康保険の都道府県化により、保険税は、納付金という形で財政運営の責任主体である北海道に納めることとなっております。

また、持続可能かつ安定的な国保運営を目指すため、国保事業が赤字である市町村は、決算補填等を目的とした法定外繰入の解消が求められ、これに該当する市町村は、赤字解消に向けた計画を立てて取り組んでおります。本町においては、平成29年度から令和9年度までの計画を立て、法定外繰入の解消を目指して段階的に取り組んでおります。

また、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和8年3月31日に公布され、子ども・子育て支援納付金課税額が創設されました。これにより、全ての医療保険者が従来の医療保険料と合わせて、子ども・子育て支援金のご負担をいただくこととなりますので、これに伴う所用の規定の整備をあわせて行うものでございます。

なお、本案につきましては、5月19日に行われた第4回標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案書23ページをご覧ください。

議案第29号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料58ページ、議案第29号資料②をお開きください。

それでは改正内容のみ、ご説明いたします。

議案第29号②、改正項目「1. 課税額」で、条項は条例第2条第1項及び第5項、第1項第1号、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、子ども・子育て支援納付金課税額の創設に伴う条文中の関係法令及び名称等を整備するものです。

第1項第4号、改正内容は国民健康保険税の課税額は北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるというものです。

第5項、改正内容は子ども・子育て支援納付金課税額について規定するもので、課税限度額を3万円とするものです。施行は公布の日、適用は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以下の改正項目につきましては、施行日及び適用は同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

改正項目「2. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」で、条項は条例第3条第1項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、子ども・子育て支援納付金課税額の創設に伴う条文中の関係法令の整備をするものです。また、同項中、基礎課税額分の所得割額の税率を100分の7.07から100分の7.51に引き上げるものです。

改正項目「3. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額」で、条項は条例第4条、改正内容は基礎課税額分の資産割額の税率を100分の4.4から100分の2.2に引き下げるものです。

改正項目「4. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」で、条項は条例第5条、改正内容は基礎課税額分の被保険者一人当たりの均等割額を26,500円から27,000円に引き上げるものです。

次のページをご覧ください。

改正項目「5. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」で、条項は条例第5条の2、第1号、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、子ども・子育て支援納付金課税額の創設に伴う関係条文の規定を整備するものです。また、同条中、改正内容は基礎課税額分の世帯別平等割額の引き下げで、第1号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は21,000円を20,500円に、第2号、特定世帯は10,500円を10,250円に、第3号、特定継続世帯は15,750円を15,375円に引き下げるものです。

改正項目「6. 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額」で、条項は条例第9条の

2、改正内容は介護納付金課税分の一世帯当たりの平等割額を7,000円から6,500円に引き下げるものです。

改正項目「7. 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額」で、条項は条例第9条の3、改正内容は関係法令の改正による規定の追加で、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の税率を100分の0.29とするものです。

改正項目「8. 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額」で、条項は条例第9条の4、改正内容は関係法令の改正による規定の追加で、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者一人当たりの均等割額を900円とするものです。

次のページをご覧ください。

改正項目「9. 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額」で、条項は条例第9条の5、改正内容は、関係法令の改正による規定の追加で、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者一人当たりの均等割額を200円とするものです。

改正項目「10. 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額」で、条項は条例第9条の6、改正内容は関係法令の改正による規定の追加で、子ども・子育て支援納付金課税額の一世帯当たりの平等割額について、第1号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1,000円、第2号、特定世帯は500円、第3号、特定継続世帯は750円とするものです。

改正項目「11. 国民健康保険税の減額」で、条項は条例第23条第1項から第4項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、子ども・子育て支援納付金課税額の創設に伴う条文の整備。7割、5割、2割の各減額及び未就学児の被保険者均等割額の減額の改正になります。

第1項は、子ども・子育て支援納付金課税額の創設による条文中の用語等の整理及び減額して得た額が限度額の3万円を超える場合には3万円とすること等を規定しています。

第1項第1号は、給与所得控除額が令和7年分以後の所得税より55万円から65万円に改正されたことにより規定を整備するものです。

同号、7割減額の規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は、18,550円を18,900円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は14,700円を14,350円に、（イ）特定世帯は7,350円を7,175円に、

次のページをご覧ください。

（ウ）特定継続世帯は11,025円を10,763円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は4,900円を4,550円に引き下げ、キの子ども・子育て支援納付金分被保険者均等割額は630円、クの18歳以上被保険者子ども・子育て支援納付金分被保険者均等割額は140円、ケの子ども・子育て支援納付金分世帯別平等割額は（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は700円、（イ）特定世帯は350円、（ウ）特定継続世帯は525円とするものです。

同項第2号は、5割減額の規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は13,250円を

13,500円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は10,500円を10,250円に、（イ）特定世帯は5,250円を5,125円に、（ウ）特定継続世帯は7,875円を7,688円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は、3,500円を3,250円に引き下げ、キの子ども・子育て支援納付金分被保険者均等割額は450円、クの18歳以上被保険者子ども・子育て支援納付金分被保険者均等割額は100円、次のページをご覧ください。

ケの子ども・子育て支援納付金分世帯別平等割額は（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は500円、（イ）特定世帯は250円、（ウ）特定継続世帯は375円とするものです。同項第3号は、2割減額の規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は5,300円を5,400円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は4,200円を4,100円に、（イ）特定世帯は2,100円を2,050円に、（ウ）特定継続世帯は3,150円を3,075円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は1,400円を1,300円に引き下げ、キの子ども・子育て支援納付金分被保険者均等割額は180円、クの18歳以上被保険者子ども・子育て支援納付金分被保険者均等割額は40円、ケの子ども・子育て支援納付金分世帯別平等割額は（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は200円、（イ）特定世帯は100円、（ウ）特定継続世帯は150円とするものです。

次のページをご覧ください。

第2項第1号未就学児の基礎課税額分の被保険者均等割額は、ア7割減額は3,975円を4,050円に、イ5割減額は6,625円を6,750円に、ウ2割減額は10,600円を10,800円に、エ上記アからウ以外は13,250円を13,500円に引き上げるものです。

第3号は、子ども・子育て支援納付金分未就学児の基礎課税額の被保険者均等割額でア7割減額は135円、イ5割減額は225円、ウ2割減額は360円、エ上記アからウ以外は450円とするものです。

第3項は、出産被保険者の減額規定に、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額及び18歳以上被保険者均等割額を加える規定を整備するものです。

第7号は、出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割の減額規定を追加するものです。

第8号は、出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の減額規定を追加するものです。

第9号は、出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の減額規定を追加するものです。

第4項は、18歳未満被保険者については、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の全額を減額される規定を追加するものです。

次のページをご覧ください。

改正項目「12. 上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」で、条項は附則第3項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、課税の特例となる所得の計算に、子ども・子育て支援納付金分を含める旨の規定の整備をするものです。

改正項目「13. 長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例」で、条項は附則第4項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目12と同様です。

改正項目「14. 一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」で、条項は附則第6項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目12と同様です。

改正項目「15. 上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」で、条項は附則第7項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目12と同様です。

改正項目「16. 先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」で、条項は附則第8項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目12と同様です。

改正項目「17. 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」で、条項は附則第9項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目12と同様です。

次のページをご覧ください。

改正項目「18. 特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」で、条項は附則第10項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目12と同様です。

改正項目「19. 特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」で、条項は附則第11項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目12と同様です。

改正項目「20. 条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」で、条項は附則第12項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目12と同様です。

改正項目「21. 条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」で、条項は附則第13項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目12と同様です。

以上で、議案第29号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） いくつか質問しますけれども、今回の改正のポイントは子ども・子育て支援金制度を国保に導入するというのが一番のポイントなんだと思うんです。それで、これは国保に限らず全ての公的医療保険の加入者に上乗せして支援金に徴収されるということだと思うんです。まず一点目に、これは北海道に国保が移転されるときに、参事いらっしゃらなかったけれども、私、何度かその点について何度か質問をしました。答弁は北海道に移転されても間違いなく標茶町の町民の意見は反映させますと言っていたんです。あれから何年経ちますか、一切反映された形跡がないんです。一点目の質問ですが、社会保険の対象ではない子育て支援の財源、本来税金で賄うべきだと思うんです。けれども、例えばこの国保に医療保険に上乗せして、全く国保に関係ないやり方、禁じ手ですよ、取りやすいところからとるという考え方なんだろうと思うんですが、これについて、本町では何も感じなかったんでしょうか。どういう思いでいるのか。この評価、これが第一点です。

二点目は、今回、一回きりではないですよ。激変緩和なのか知りませんが、子ども・子育て支援金の金額は27年、28年というふうになっていきますよね。それはどういうふうになっていますかということが、二つ目です。その二つをまず聞きたいなと思います。

三つ目もついでに言ってしまいます。既に国会で決まったんだと思うんですが、そういうことを察知して本州の都府県の中ではこの子ども・子育て支援金を保険に上乗せするというのは全く関係ないじゃないかということで、これについてその分を都府県が実質的に肩代わりするという動きもあるんです。その考えは、本町が納付金を収めるときにそういう考えをもっていないのか、この三点について伺いたいと思います。ちょっと参事の判断だけでは、無理ではないかと思うところもあるんですが。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

国の新たな子ども・子育て支援の納付金の財源をどこからというような議論された結果、すべての保険者のほうに新たな支援ということで、こういう形でくるというのが今日の主な条例改正でありますので、その中で自治体等を含めて新たな財源、国庫関連につきましては、議員ご存じのとおり、確か平成29年から北海道の中で1つの保険者という形で標茶町も加入して、ただ、標茶町はこれまでも保険料が非常に標準から見ると低い水準にあるということで、見直しを図りながら、確か資産割を北海道の基準と合わせるために段階的になくしながら北海道の水準に合わせるというやり方で、その中で標準的なものにできるだけ近づけるだけでも、なかなかその財源が不足するという中で国保にルール外の支援を入れながら維持してきたということは議員もご承知のとおりだと思います。それにさらに財源が入ることについては北海道全体の中でもやはり本来の目的以外の新たな支援策についてはしっかり国がやるべきではないかと北海道町村会中心に動いていたことは事実ですが、結果として国の方針ということでこういう形になったということでございますので、これについて標茶町だけ反対ということにはなりませんので、受け入れながらこれから先、もう少しで見直し期間が終わりますけれども、さらに具体的にそのあと引き続き、実は財源についてもまだ標準保険税に標茶町の水準が達していないという影響もありますので、これからどうするかを含めて、また後日、議会のほうにこれから先何年かそういう形にしていくのか、新たな財政負担含めてどうするか政治判断していかなければならない状況にありますので、それについても改めて議員と協議の場を持たせていただきたいということは先日も内部で今年度の税率改正の協議の中でもそういうことを話題提供させていただいております。今後の動きについてもその中でどうしたらいいのか、財政的に今一番厳しい中で、新たな財源負担を含めてどうするかを政治的に決めていかなければならないという状況にありますので、ご理解いただきたいと思いますが、大きな流れの中で改正を受けざるを得ないということで提案させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 0 時 58 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課参事・小林君。

○町民課参事（小林雅美君） 私のほうから、二点目の質問がありました子ども・子育て支援金の上昇見込についてお答えいたします。

国が示しております上昇見込につきまして、国保加入一世帯あたりの月額になりますが、令和8年度350円、令和9年度450円、令和10年度600円と上昇していく見込みとなっております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案可決されました。

◎議案第30号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第30号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第30号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、公職選挙法施行令の一部が改正となり、国政選挙における選挙運動の公費負担の金額が改正されたことを受け、本町の議会議員及び町長選挙における選挙

運動の公費負担についても所要の改正を行うものであります。

5月7日開催の選挙管理委員会で、条例改正をすることについてご審議をいただき、改正法の趣旨に鑑み、一部改正が適当である旨の申し出をいただいたことから、このたびご提案する者でございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書31ページをご覧ください。また、議案説明資料は66ページから新旧対照表となっておりますので、あわせてご覧願います。

議案第30号 標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の改正は、候補者が選挙用のビラを作成するにあたり、公費負担額と支払い手続きを定めた条文であります。これまでは1枚あたり単価の上限を7円73銭と定めていましたが、これを8円38銭に改めるものです。

条文にまいります。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条の改正は、候補者が選挙運動用のポスターを作製するにあたり、公費負担と支払い手続きを定めた条文であり、これまでは1枚当たりの単価541円31銭に、当該選挙のポスター掲示上の数を乗じて得た金額に7万3,747円を加えた額と定めていましたが、1枚当たりの単価を586円88銭に、当該選挙の掲示上の数を乗じて得た金額に9万700円を加えた額に改めるものです。

条文まいります。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に、「73,747円」を「90,700円」に改める。

附則につきましては、施行を公布の日とし、施行日以降その期日を告示される選挙から適用するものでございます。

条文にまいります。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の改正後の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお

従前の例による。

以上で、議案第30号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は原案可決されました。

◎議案第31号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第31号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第31号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例案でありまして、令和7年11月19日に開催された、第72回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会、予防接種基本方針部会において高齢者のインフルエンザの定期接種に用いるワクチンとして、新たに高用量インフルエンザワクチンが追加されることとなり、令和8年10月1日から開始されることから、本条例の改正を行うものでございます。

なお、手数料単価につきましては、ワクチン単価のおおむね3割程度に相当する3,000円とするものでございます。

また、あわせて手数料徴収条例に規定をする必要のないゼロ円の項目を削除するものでございます。

以下、内容について説明申し上げます。

議案書33ページ、議案説明資料68ページをお開きください。

なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第31号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3項第1号A類疾病の部を削り、同号中「ア インフルエンザ、1,000円」を「ア インフルエンザ、標準量1,000円、高用量3,000円」に改める。

附則といたしまして、

この条例は、公布の日から施行する。とするものとございます。

以上で、議案第31号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案可決されました。

◎議案第32号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第32号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課参事・石黒君。

○企画財政課参事（石黒敬一郎君）（登壇） 議案第32号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、町内小中学校で使用する学習用情報機器端末とその端末を使用するために必要となる端末管理機能、いわゆるライセンスの財産取得であります。

国の第1期GIGAスクール構想に基づき、令和3年度に整備を行った学習用情報機器端末が耐用年数を迎えるため更新を行いたく、児童生徒用212台と予備機32台、合わせて244台の取得を行うものであります。

なお、取得につきましては「北海道公立学校情報機器整備共同調達会議」による、道内自

治体との共同調達を行うものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書35ページと、議案説明資料71ページをご覧ください。

議案第32号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。

よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 財産の種類、数量、公立学校情報機器端末及び端末管理機能、244台。2 取得の目的、公立学校における学習に使用するため。3 取得金額、1,417万1,520円。4 取得の相手方、住所、東京都新宿区西新宿3丁目19番2号、氏名、N T T 東日本株式会社、代表取締役社長 渋谷直樹です。

資料にまいります。

財産の取得に関する資料

入札年月日は令和8年3月19日。

「北海道公立学校情報機器整備共同調達会議」により、一般競争入札を行った結果、N T T 東日本株式会社の落札となりました。

納入期限は令和9年3月31日としております。

なお、次ページは「公立学校情報機器端末等」の仕様の詳細になります。

以上で、議案第32号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 二点、伺います。

一点目は、何年サイクルくらいでこういった更新をしているのか改めて教えていただきたいのと、あと、児童生徒がこれを利用するわけですが、いわゆる過失のある破損で壊してしまった場合に対応できるような保険というのはあるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） お答えいたします。

一点目の更新のサイクルでございますけれども、5年間を目安に更新ということで、国のほうで示されておりますので、そちらに則って更新しております。本町におきましては令和2年度と3年度に2か年に分けて更新、整備を行っておりますので、今回、3年度に整備を行った部分の更新を行う考えでございます。

それから、二点目の過失による保険、こちらについては保険には加入しておりません。予備機ということで国ほうから示されている15%の補助金で対応しまして、15%の予備機を購入しておりますので、そちらで対応しております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は原案可決されました。

◎議案第33号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第33号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長・三船君。

○町民課長（三船英之君）（登壇） 議案第33号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、クリーンセンター定期点検整備業務において使用する物品の購入であります。

クリーンセンターの定期点検整備業務につきましては、毎年度、前期、後期の2回に分けて実施しており、焼却施設の各種設備の法定点検、消耗状態や摩耗状態、損傷状況を確認し、修理、補修、設備内の清掃、機器の更新を実施し、焼却施設の安定的な運転、維持に努めているところであります。

今回の物品購入につきましては、資材高騰、人材不足などの影響を受けまして、今年度においても、物品納入の長期化が予測されることから、今後の点検整備業務に必要となる物品を購入するものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書36ページをご覧ください。

議案第33号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるというものでございます。

1 財産の種類、数量、コンベヤチェーン488リンク、フライト122枚、ダブルダンパ2台、スクリーコンベヤ1基、バケット油圧ポンプ1台、バケット油圧ポンプ用マニホールド1個、ロストル30個。2 取得の目的、標茶町クリーンセンター定期点検整備業務にて使用するため。3 取得金額、2,178万円。4 取得の相手方、住所、千葉県千葉市美浜区中瀬2

丁目6番地1WBGマリブイースト30階、氏名、JFE環境テクノロジー株式会社、代表取締役 渡辺重世です。

続いて、議案説明資料73ページをご覧ください。

議案第33号資料①財産の取得に関する資料です。

財産の種類、数量は定期点検整備用物品の購入。取得の相手方はJFE環境テクノロジー株式会社。入札年月日は令和8年4月10日。取得金額は2,178万円。指名業者はJFE環境テクノロジー株式会社の1社です。納入期限は令和8年12月10日。予定価格は2,178万円です。

次ページにまいります。

議案第33号資料②財産取得に関する資料になりますが、(1) No. 1 飛灰コンベヤフライトに使用する「コンベヤチェーン488リンク」と「フライト122枚」でNo. 1 飛灰コンベヤフライトは、施設内の複数の機器により集められた、排ガス中に含まれる軽い灰を飛散防止用の薬剤と混ぜ合わせる機械まで運搬するコンベヤの部品で、フライトと呼ばれる板をチェーンにより吊り下げられた状態で灰を引っ張る装置になります。

(2) ダブルダンパ、ガス冷却塔用とガス式空気予熱器用の各1台で、焼却灰などの固形物が一度にコンベヤ内に落ちると詰まりや負荷が偏るため、2つの箱の上蓋と底蓋を交互に開けることにより固形物の流れを制御する装置です。

(3) 集じん灰かき寄機のスクリーコンベヤ1基で、煙突の前に設置されているろ布(フィルター)で回収された灰をかき寄せる機械で、回収される灰が多いのでスクリータイプの装置になります。

(4) ごみクレーン用の部品で、バケットを操作するための油圧をかけるバケット油圧ポンプ1台、油圧をコントロールするバケット油圧ポンプ用マニホールド1個になります。

(5) ロストルは、焼却炉内の床に設置されている部品で、30個です。

なお、75ページから79ページには、各物品の図面を記載しておりますので、ご確認いただければと存じます。

以上で、議案第33号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案可決されました。

◎議案第34号ないし36号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。議案第34号、議案第35号、議案第36号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第34号、議案第35号、議案第36号の提案趣旨並びに内容の説明をいたします。

各案につきましては、鉏路町村公平委員会委員の選任についてで、議会の同意を求めるものであります。

公平委員につきましては、職員の勤務条件等に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとることなどを主な任務として、地方公務員法第7条の規定により、それぞれの地方公共団体が条例で置くこととされており、ご案内のとおり鉏路管内におきましては、共同で設置しているところであります。

公平委員会の委員は3名で、任期は4年です。

現在の委員の任期は本年7月31日で満了となることから、地方公務員法第9条の2の規定により、次の3名を鉏路町村公平委員会委員に選任いたしたく、同条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第34号につきましては、厚岸郡厚岸町住の江1丁目183番地の久保田真次氏で、生年月日は昭和35年3月17日であります。

議案第35号につきましては、川上郡標茶町川上2丁目17番地の石塚剛氏で、生年月日は昭和36年10月10日であります。

議案第36号につきましては、白糠郡白糠町東1条北9丁目1番地3の池田浩樹氏で、生年月日は昭和37年9月28日であります。

略歴につきましては別紙のとおりであり、子細については省略をいたしますが、お三方とも地方自治体行政を通じて豊かな識見を有し、人格高潔にて、適任と考え提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願いを申し上げます。

以上で、議案第34号、議案第35号、議案第36号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 議題3案の審議を行います。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

初めに、議案第34号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で、議題3案の質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

議題3案については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちにを採決いたします。

議題3案は起立により一括で採決をいたします。

議題3案について、いずれもを原案同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第34号、議案第35号、議案第36号は原案同意されました。

◎議案第37号ないし議案第38号

○議長（菊地誠道君） 日程第12。議案第37号、議案第38号を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第37号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和8年度一般会計補正予算（第1号）であります。

地域公共交通計画の策定に関する経費、コミュニティ助成事業に係る負担金補助及び交付金、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用・実施などに要する経費について補正したいというもので、歳入歳出それぞれ5,800万2,000円を追加し、総額を110億8,300万2,000円にしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、地域公共交通計画の策定に関する経費1,401万1,000円、コミュニティ助成事業補助金410万円、敬老会実施事業補助金300万円、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した牛乳券発行に関する事業で1,998万8,000円、商工

会補助金で577万2,000円。本町のタウンプロモーション事業の一環として実施することも学生若者支援事業で777万円などであります。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰越金を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の令和8年度標茶町一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

令和8年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,800万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億8,300万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で議案第37号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案は、令和8年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、保険事業勘定において、町内介護事業所が国の制度を活用し、エアコンを設置することから、必要な経費として、歳入歳出それぞれ91万5,000円追加し、総額を8億8,839万3,000円とするものであります。

なお、この事業につきましては、対象事業費のうち1/2を国、1/4を町、1/4を事業者の負担となることから、事業者負担を除いた経費を計上し、財源につきましては、国庫補助金、繰入金により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

令和8年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,839万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

8 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2 ページ、3 ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第38号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題2案は、直ちに議長を除く10名で構成する「議案第37号、議案第38号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題2案は、議長を除く10名で構成する「議案第37号、議案第38号審査特別委員会」に付託し、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時59分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第39号ないし議案第54号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。議案第39号から議案第54号を一括議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、5番・鴻池君の退席を求めます。

(5番・鴻池智子君退席)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第39号から議案第54号までの提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては農業委員会の選任についてであります。農業委員は農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、市町村長の任命により選任することとなっております。本町では令和5年度の改選時と同様に公募を行い、公募または推薦により、18名の方の届

出があったことから、標茶町農業委員会候補者評価委員会に諮問し、答申の内容をもとに任命しようとするもので、令和8年7月19日をもって、任期満了となります農業委員会委員に次の方を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。内容については、議案第39号から議案第54号まで同様でありまして、議案書記載の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第39号の委員につきましては、住所が川上郡標茶町字虹別原野408番地5、氏名は笛木眞一であります。詳細につきましては、以降の分も含めまして、お手元に配布の資料のとおりであります。

議案第40号の委員は川上郡標茶町字虹別原野67線138番地4、佐藤松喜であります。

議案第41号の委員は川上郡標茶町字オソツベツ624番地2、舩木彰人であります。

議案第42号の委員は川上郡標茶町字熊牛原野12線西5番地2、森田享子であります。

議案第43号の委員は川上郡標茶町字中チャンベツ原野基線20番地4、山本政弘であります。

議案第44号の委員は川上郡標茶町字熊牛原野17線東9番地9、渡邊裕義であります。

議案第45号の委員は川上郡標茶町字標茶683番地6、平山正志であります。

議案第46号の委員は川上郡標茶町字阿歴内原野南6線161番地、小野寺典男であります。

議案第47号の委員は川上郡標茶町字中チャンベツ654番地2、佐藤徳市であります。

議案第48号の委員は川上郡標茶町字阿歴内原野南2線154番地12、遠藤聡であります。

議案第49号の委員は川上郡標茶町字上チャンベツ原野東2線東23番地16、甲斐やす子であります。

議案第50号の委員は川上郡標茶町字熊牛原野15線東38番地8、大泉義明であります。

議案第51号の委員は川上郡標茶町開運2丁目47番地3、熊谷英二であります。

議案第52号の委員は川上郡標茶町字上オソツベツ原野104番地4、高橋正和であります。

議案第53号の委員は川上郡標茶町字オソツベツ442番地、嶋中勝であります。

議案第54号の委員は川上郡標茶町字上オソツベツ原野基線19番地3、澁谷洋であります。

以上、16名の方々についてご審議をいただき、ご同意を賜りますよう申し上げ、議案第39号から議案第54号までの提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議はないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

議題16案は、起立により一括で採決いたします。

議案第39号から議案第54号まで同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立全員であります。

よって、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号は原案同意されました。

(5番・鴻池智子君着席)

◎議員提案第1号

○議長(菊地誠道君) 日程第14。議員提案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

本多君。

○3番(本多耕平君)(登壇) 議員提案第1号、標茶町議会会議規則の一部改正について、その提案趣旨並びに内容をご説明申し上げます。

全国町村議会議長会において、標準町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、本町会議規則を改正し規定を整備するものでございます。改正内容につきましては、会議時間の変更の宣告に係る改正、議場に入る者の携帯品に係る改正のほか、文言の整理に係る改正になります。

以下、内容についてご説明いたします。

議員提案第1号 標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

標茶町議会会議規則(昭和63年標茶町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条の2の見出し中「一時」を「一事」に改める。

第101条中「外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上で、標茶町議会会議規則の一部改正について、提案主旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

議題となりました議員提案については、会議規則運用細則第40項の規定により質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案については、質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

◎議員提案第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第15。議員提案第2号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

3番・本多君。

○3番（本多耕平君）（登壇） 議員提案第2号、標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置についてその提案趣旨並びに内容を説明いたします。

本町議会は、令和4年9月に標茶町議会議員定数等調査特別委員会を設置し、議員定数と議員報酬について調査を実施いたしました。

3回にわたる委員会開催の中で、議会機能の維持、体制の在り方、議員の責務等、様々な観点から適正な議員定数について議論を重ね、その結果1名減の12名にするという結論に達し、令和4年12月議会で報告するとともに、議員提案により改正条例を上程し、原案可決されました。また、当委員会では、議員報酬について協議しましたが、このときは結論が出ず、平成15年から据え置かれたままとなっております。

地方分権の推進により、地方議会議員は住民の代表として果たすべき責任と役割が増していますが、一方で少子高齢化、人口減少を背景として、全国で議員のなり手不足が大きな問題となっています。本町においても、議員の高齢化が進んでいる中で、同じ問題を抱えており、正面から向き合わなければならない重要な問題となっています。

住民自治の根幹である地方議会を次の世代へ確実に繋いでいくことは私たちに課せられた

使命であり、今後の議会活動や議員活動のあるべき姿を見据え、議会改革の一環として議員定数、議員報酬について、改めて検討することが必要だと考え、標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置を提案するものです。

以下、内容について説明いたします。

議員提案第2号 標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について

本議会は、標茶町議会委員会条例第5条の規定により、議会議員定数等に関する事項調査のため「標茶町議会議員定数等調査特別委員会」を設置する。

1. 設置の期間、本案議決の日から調査終了の日まで。

2. 構成及び調査の方法、議長を除く全員をもって構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とする。

以上で、標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置について提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

議題となりました議員提案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案については、質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第2号は原案可決されました。

◎意見書案第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第16。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。
これより、意見書案第3号を採決いたします。
意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第3号は原案可決されました。
なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第17。意見書案第4号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。
これより、意見書案第4号を採決いたします。
意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。
意見書案第4号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。
よって、意見書案第4号は原案可決されました。
なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第18。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第5号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第5号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第19。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第6号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第6号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第20。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第7号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第7号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第21。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第8号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第8号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第22。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長（菊地誠道君） 日程第23。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定をいたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第37号、議案第38号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題2案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第37号ないし38号

○議長（菊地誠道君） 議案第37号、議案第38号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第37号、議案第38号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号、議案第38号は委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和８年標茶町議会第２回定例会を閉会いたします。

（午後 ３時３０分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 5 番

鴻 池 智 子

署名議員 6 番

齊 藤 昇 一

署名議員 7 番

黒 沼 俊 幸